

令和7年度版

武蔵野市の環境保全

— 環境施策に関する年次報告書 —

武 蔵 野 市

はじめに

【年次報告書「武蔵野市の環境保全」について】

本市は持続可能な環境都市を構築するため、武蔵野市環境基本計画に基づき様々な環境施策を展開しています。本報告書は武蔵野市環境基本条例第7条の規定により、これらの施策の年次ごとの状況や成果について報告、公表を行うものです。

あわせて、公共施設におけるエネルギーの使用量やごみの排出量等、事業活動に伴って生じた環境負荷についても掲載しています。

目 次

第 1 章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

1	第五期武蔵野市環境基本計画の概要	1
2	基本理念	2
3	計画の体系図	3
4	計画の進捗状況の点検・評価について	4
5	計画に基づく施策の推進の成果（総評）	8
6	計画に基づく施策の推進の成果（個別事業の実績）	20
	＜全ての環境方針に共通する前提＞	24
	＜環境方針 1＞地球温暖化・エネルギー	36
	＜環境方針 2＞廃棄物	42
	＜環境方針 3＞自然環境	48
	＜環境方針 4＞都市環境	54
	＜環境方針 5＞公害・災害	63

第 2 章 事業所としての実績

1	武蔵野市 EMS に基づく事業所としてのエネルギー使用量やごみ排出実績	86
2	武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改訂版の推進の成果	87

参考資料

武蔵野市環境基本条例	92
------------	----

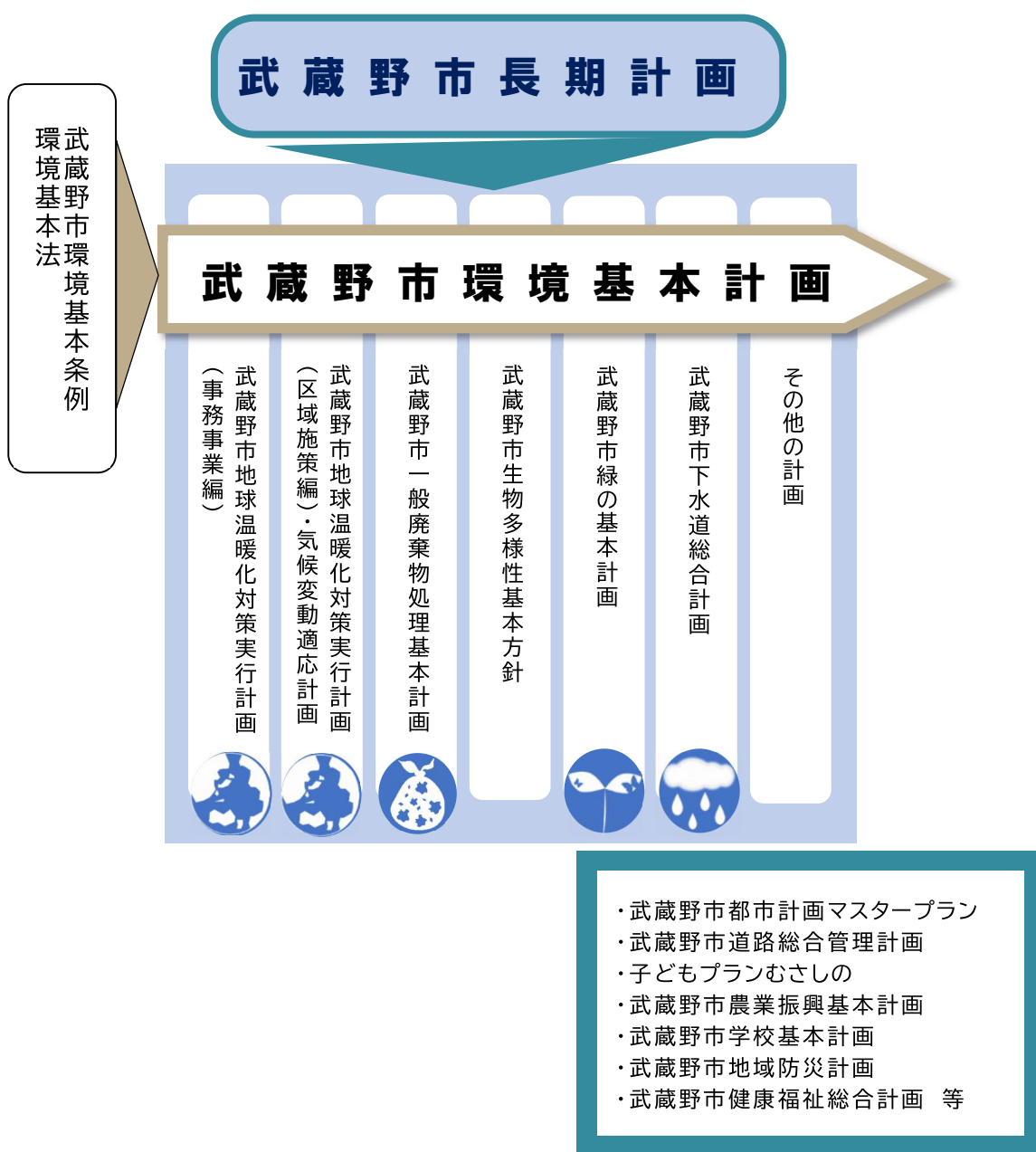
第1章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

1 第五期武蔵野市環境基本計画の概要

環境基本計画は、武蔵野市環境基本条例第5条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。令和7年度は、第五期環境基本計画の中間評価を実施しました。

(1) 計画の位置付け

本市の他の計画との関連は以下のとおりです。



(2) 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12年度（2030）まで（10年間）

2 基本理念

第五期環境基本計画では、以下の基本理念を設定しています。この基本理念をもとに、環境方針ごとに施策を推進します。

＜基本理念＞

「つなげる、ひろげる、ひきつぐ 環境都市むさしの」

本市を取り巻く環境に関する課題は多様で、それぞれに深刻です。この解決にあたっては、市はもちろん、市民や市民団体、事業者等が一丸となって取り組むことが重要です。

このことを前提に、市の役割とは、「つなげる」こと、「ひろげる」こと、「ひきつぐ」ことを意識した施策の推進であると考えます。つまり、多岐にわたる環境問題を分野横断的・有機的に「つなげる」こと、市民や市民団体、事業者、行政といった多様な主体を「つなげる」こと。市民や市民団体、事業者等を巻き込んだ環境配慮の輪を「ひろげる」こと、本市の取り組みを他の自治体はもとより日本中、世界中に「ひろげる」こと。そして、「つなげる」こと、「ひろげる」ことを通じてつくるよりよいまちを、次世代に「ひきつぐ」こと。

これら「つなげる」、「ひろげる」、「ひきつぐ」をあらゆる当事者が実践するまちの姿を、第四期環境基本計画で掲げた「スマートシティ」の意味をより鮮明にするかたちで「環境都市」として位置づけ、本計画の基本理念とします。

3 計画の体系図

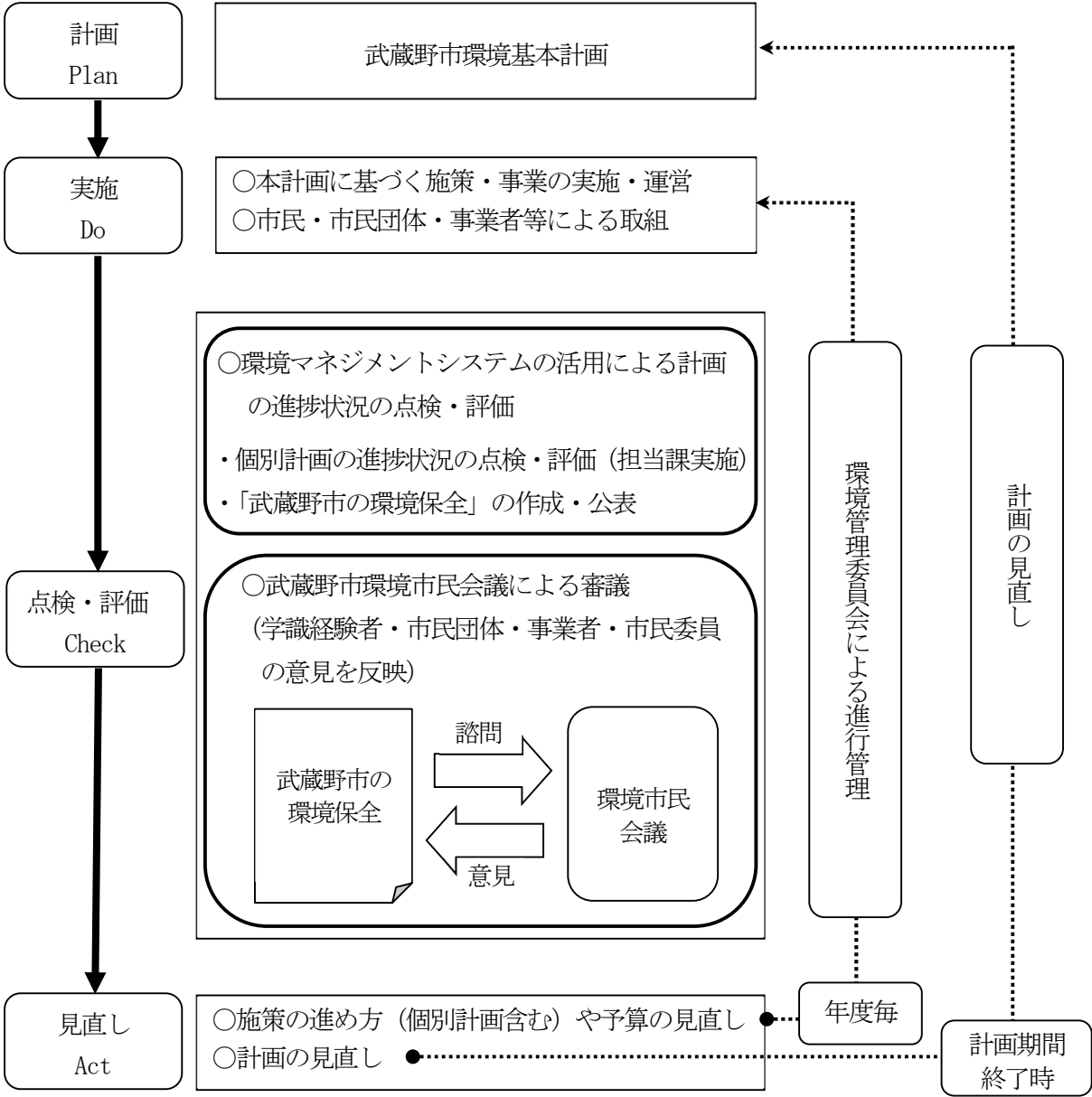
第五期計画では、以下の体系に基づいて具体的な施策を実施しています。



4 計画の進捗状況の点検・評価について

環境基本計画に定める環境施策の推進にあたり、環境マネジメントシステムの活用により、前頁「計画の体系図」に関する施策・事業の実施状況について年度毎に点検・評価を行います。

その結果は、本報告書「武蔵野市の環境保全」にとりまとめ、武蔵野市環境市民会議の審議を受けるとともに、市民等に公表します。



(1) 武蔵野市環境マネジメントシステムについて

本市では平成12年よりISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用し、事業所として事務事業に伴い発生する環境負荷の低減を図ってきました。これにより環境保全の価値観や、マネジメントのノウハウが組織に定着しました。

そして、平成29年4月にさらなる有効性を求めつつ合理化と簡素化を図るため、ISO14001の認証を返上し、独自の武蔵野市環境マネジメントシステム（以下、EMS）に移行しました。新しいEMSはそれまでのEMSよりも環境基本計画の推進ツールとしての位置付けを明確にしており、事業所としての環境負荷の軽減だけでなく、具体的な環境施策の進捗管理に活用されています。

(2) EMSにおける結果の取りまとめについて

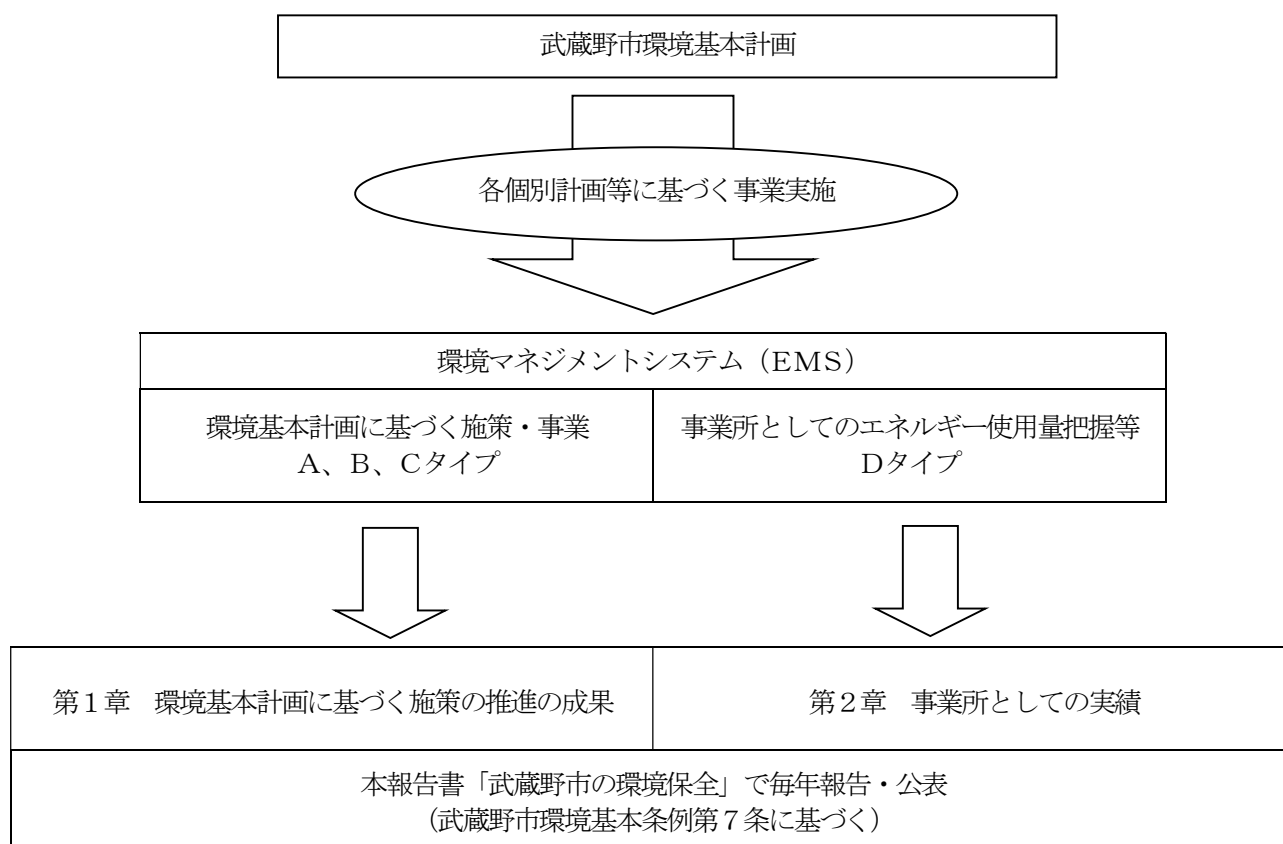
EMSでは、市が実施している環境施策・事業を以下の4種類に分類しています。

Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの事業については、市の施策・事業についてです。環境基本計画の取組とも連動しており、第1章で取組結果をまとめています。

Dタイプの事業については、事業所としての市の取組です。第2章で取組結果をまとめています。

性質	タイプ	内容
環境に関する啓発	Aタイプ	環境基本計画に基づく施策・事業
良好な環境の創出	Bタイプ	
汚染・公害の対策	Cタイプ	
省エネ・省資源・ごみの排出	Dタイプ	事業所としてのエネルギー使用量把握等

環境基本計画とEMS



(3) 武蔵野市環境マネジメントシステム対象組織

下記の市直営の組織を対象とし、EMSの運用単位としています（令和8年3月31日現在）。

番号	対象組織	環境担当者	部門	部門別環境責任者
1	企画調整課	企画調整課長	総合政策部	総合政策部長
2	資産活用課	資産活用課長		
3	秘書広報課	秘書広報課長		
4	総務課	総務課長	総務部	総務部長
5	自治法務課	自治法務課長		
6	人事課	人事課長		
7	情報政策課	情報政策課長		
8	財政課	財政課長	財務部	財務部長
9	管財課	管財課長		
10	施設課	施設課長		
11	市民税課	市民税課長		
12	資産税課	資産税課長		
13	納税課	納税課長		
14	産業振興課	産業振興課長	市民部	市民部長
15	消費生活センター	消費生活係長		
16	多文化共生・交流課	多文化共生・交流課長		
17	市民課	市民課長		
18	吉祥寺市政センター	吉祥寺市政センター長		
19	武蔵境市政センター	武蔵境市政センター長		
20	中央市政センター	中央市政センター長	市民部（市民活動部門）	市民活動担当部長
21	市民活動推進課	市民活動推進課長		
22	男女平等推進センター	男女平等推進担当課長	防災安全部	防災安全部長
23	安全対策課	安全対策課長		
24	防災課	防災課長	環境部	環境部長
25	環境政策課	環境政策課長		
26	むさしのエコreポート	環境啓発施設担当課長		
27	ごみ総合対策課	ごみ総合対策課長		
28	武蔵野クリーンセンター	クリーンセンター担当課長		
29	下水道課	下水道課長		
30	緑のまち推進課	緑のまち推進課長	健康福祉部	健康福祉部長
31	地域支援課	地域支援課長		
32	生活福祉課	生活福祉課長		
33	高齢者支援課	高齢者支援課長		
34	障害者福祉課	障害者福祉課長		
35	健康課	健康課長		
36	保険年金課	保険年金課長	子ども家庭部	子ども家庭部長
37	子ども子育て支援課	子ども子育て支援課長		
38	子ども育成課	子ども育成課長		
39	南保育園	南保育園長		
40	境保育園	境保育園長		

番号	対象組織	環境担当者	部門	部門別環境責任者
41	境南保育園	境南保育園長		
42	吉祥寺保育園	吉祥寺保育園長	子ども家庭部	子ども家庭部長
43	児童青少年課	児童青少年課長		
44	桜堤児童館	桜堤児童館長		
45	まちづくり推進課	まちづくり推進課長	都市整備部	都市整備部長
46	吉祥寺まちづくり事務所	吉祥寺まちづくり事務所長		
47	交通企画課	交通企画課長		
48	住宅対策課	住宅対策課長		
49	建築指導課	建築指導課長		
50	道路管理課	道路管理課長		
51	用地課	用地課長		
52	会計課	会計課長	会計課	会計管理者
53	水道部総務課	水道部総務課長	水道部	水道部長
54	工務課（浄水場含む）	工務課長		
55	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	—	総務部長
56	監査委員事務局	監査委員事務局長	—	総合政策部長
57	議会事務局	議会事務局次長	議会事務局	議会事務局長
58	教育企画課	教育企画課長	教育部	教育部長
59	指導課	指導課長		
60	教育支援課	教育支援課長		
61	生涯学習スポーツ課	生涯学習スポーツ課長		
62	市民会館	市民会館長		
63	武蔵野ふるさと歴史館	武蔵野ふるさと歴史館長		
64	中央図書館	中央図書館長		
65	第一小学校	第一小学校長		
66	第二小学校	第二小学校長		
67	第三小学校	第三小学校長		
68	第四小学校	第四小学校長		
69	第五小学校	第五小学校長		
70	大野田小学校	大野田小学校長		
71	境南小学校	境南小学校長		
72	本宿小学校	本宿小学校長		
73	千川小学校	千川小学校長		
74	井之頭小学校	井之頭小学校長		
75	関前南小学校	関前南小学校長		
76	桜野小学校	桜野小学校長		
77	第一中学校	第一中学校長		
78	第二中学校	第二中学校長		
79	第三中学校	第三中学校長		
80	第四中学校	第四中学校長		
81	第五中学校	第五中学校長		
82	第六中学校	第六中学校長		

5 計画に基づく施策の推進の成果（総評）

全ての環境方針に共通する前提及び5つの環境方針に対して「環境指標」を設け、各分野の施策の推進状況、達成状況を計る目安としています。令和7年度は指標0-2、4-1、4-4を削除し、指標番号を繰り上げました。

環境方針		環境指標	
全ての環境方針に共通する前提		0-1	環境啓発施策への満足度※ ¹
		0-2	むさしのエコreゾートの総来館者数の推移及びワークショップ連携先の割合
	環境方針1 「地球温暖化・エネルギー」	1-1	武蔵野市内の家庭における二酸化炭素排出量※ ²
		1-2	武蔵野市内の家庭以外の各部門における二酸化炭素排出量※ ²
	環境方針2 「廃棄物」	2-1	市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量
		2-2	事業系可燃ごみ持込み量
		2-3	ごみ焼却に伴う発電量と地消率
		2-4	一般廃棄物の焼却量と廃プラスチック類の焼却量の推移
	環境方針3 「自然環境」	3-1	市民1人当たりの公園等面積
		3-2	緑被率の状況
		3-3	緑化・水辺空間に関する施策への満足度※ ¹
	環境方針4 「都市環境」	4-1	都市環境分野における3項目の施策への満足度※ ¹ (交通・道路、自転車対策、住宅対策)
		4-2	市内街路灯のLED化率
	環境方針5 「公害・災害」	5-1	生活環境に関する施策への満足度※ ¹
		5-2	苦情相談受付件数
		5-3	雨水の流出抑制

※¹ 「武蔵野市民意識調査」において隔年実施

「武蔵野市民意識調査」：現在行っている事務や事業の満足度のほか、新たな行政課題や多様な市民ニーズを把握することを目的に、無作為抽出した満18歳以上の4,000名の市民への郵送配布－郵送・WEB回収併用法によって実施（令和6年度調査回答率：43.4％）。

※² オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において、2年度前の実績を算定し、公表されている。

武蔵野市の環境保全（令和6年度版）から削除された環境指標

削除項目	削除理由
【環境方針：前提】0-2 循環型社会システムづくり 施策の重点・評価割合 【環境方針4】4-4 自転車対策施策の重点・評価割合	「市政アンケート調査」廃止のため
【環境方針4】4-1 建築物省エネ法第19条に基づく届け出の基準適合率	建築物省エネ法の改正（令和7年度改正）に伴い、すべての建築物について基準適合が義務化されたため。

【方針別の主要な施策の成果】

- 令和5年度に作成し全戸配布した「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」の実践と定着化に向けて、市民の環境配慮行動に対してエコポイントを付与し、景品と交換できるポイントプログラム「むさしのエコポイント事業」について、エコアクションへの理解を深める仕組みや環境配慮型景品の充実を図るなどのリニューアルした内容で実施し、819世帯が参加しました。
- むさしのエコreゾートでは、市民・事業者・行政等が連携し開催する「むさしの環境フェスタ」などのイベントをはじめ、ごみ・資源・エネルギー等の多様な環境問題についての学びを深める連続講座「環境の学校」や出前講座など、あらゆる世代へ向け啓発事業を実施し、年間で113,766名が来館しました。

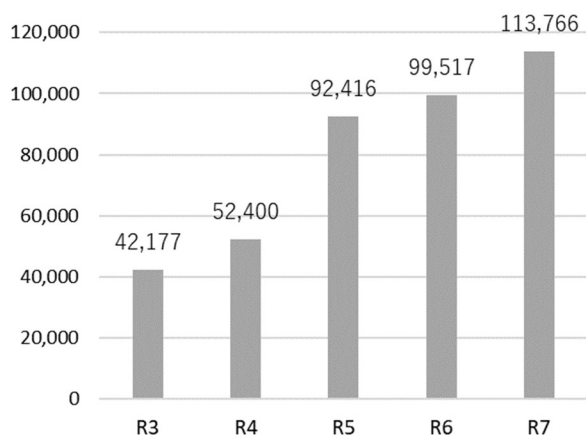
環境指標 0-1：環境啓発施策への満足度

※隔年実施のため、未評価

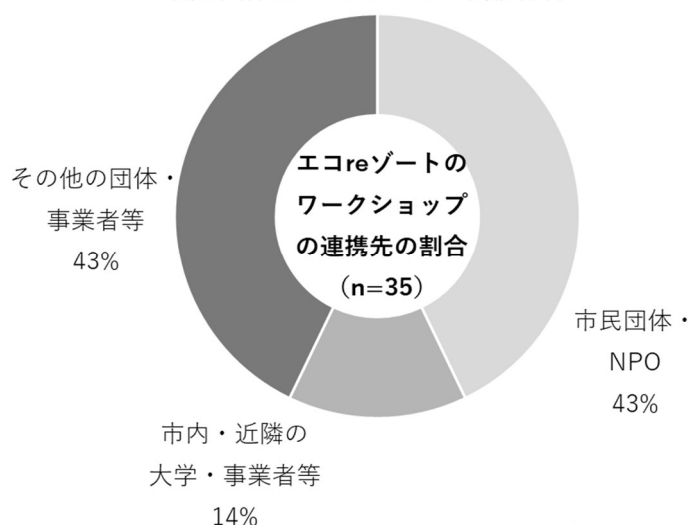
環境指標 0-2：むさしのエコreゾートの総来館者数の推移及びワークショップ連携先の割合

令和2年に開館した後、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種会場となり、施設の利用が制限された時期がありましたが、総来館者数は増加傾向にあります。また、エコreゾートで実施したワークショップの連携先としては、市民団体・NPOと、市内・近隣の大学・事業者が概ね3分の2を占めており、様々な団体と連携し、環境啓発を行うことができています。

むさしのエコreゾートの総来館者数の推移



実施団体別ワークショップ開催割合



令和7年度 むさしのエコreゾートにおけるワークショップ開催実績より作成

【方針別の主要な施策の成果】

- 第五期武蔵野市環境基本計画の計画期間の中間年（5年目）にあたることから、前期の施策の実施状況及び課題を整理するとともに、社会情勢の変化等も踏まえて、計画後期の施策を効果的かつ着実に推進するための方向性を検討し、計画後期の施策の重点ポイントを整理しました。
- 公共施設の電力について、新たに低圧受電施設14施設（18契約）を実質再エネ100%電力に切り替えるとともに、公共施設への実質再エネ100%電力の最適な調達方法に関する検討を行いました。
- EV（電気自動車）の普及を促進し、環境負荷の低減を図るため、市役所駐車場に一般開放用のEV充電設備を設置するよう調整しました。

環境指標 1-1：武蔵野市内の家庭における二酸化炭素排出量

武蔵野市内の温室効果ガス排出量については、都内の62市区町村の共同事業として、算出（推計）を行っており、最新の算定結果は2年前の令和5（2023）年度のものとなるため、排出量の推移の傾向として捉える必要があります。

武蔵野市内の家庭部門における二酸化炭素排出量は、平成29（2017）年度を境に減少傾向が続いていましたが、コロナ禍の令和2年度から令和4年度は一時的に増加しました。これは、在宅時間が増加したことに伴い家庭でのエネルギー使用量が増加したものと考えられます。令和5（2023）年度は再び減少に転じ、約178千t-CO₂で、基準年度比23%減、前年度比11.4%減と大きく減少しました。

武蔵野市内の家庭部門における二酸化炭素排出量等の推移

	H25（2013） 基準年度	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）	R5 （2023）	R12（2030） 中間目標値
CO ₂ 排出量（千t-CO ₂ ）	232	198	205	209	201	178	79
[基準年度比]CO ₂ 削減率	—	15%	12%	10%	13%	23%	66%
市民1人当たりCO ₂ 排出量 （t-CO ₂ ）	1.65	1.35	1.39	1.41	1.35	1.20	0.53
参 考	人口（各年度10月1日時点）	140,598	146,847	147,677	148,235	148,260	148,211
	エネルギー消費量（TJ）	2,400	2,338	2,462	2,491	2,387	2,269
	電気の二酸化炭素排出係数 （kg-CO ₂ /kWh）	0.522	0.448	0.434	0.445	0.436	0.405

※令和8年8月時点の最新データは、令和5年度分まで

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

環境指標 1-2：武蔵野市内の家庭以外の各部門における二酸化炭素排出量

武蔵野市内の各部門（家庭以外）における二酸化炭素排出量について、産業部門、運輸部門、廃棄物部門（廃プラスチック類の焼却に伴うCO₂）は令和元年度からほぼ横ばいで推移していますが、業務部門については令和2年度を境に増加傾向となっています。令和5年度においては、特に、事務所ビルや大型小売店における電気使用量の増加により排出量が増加しています。

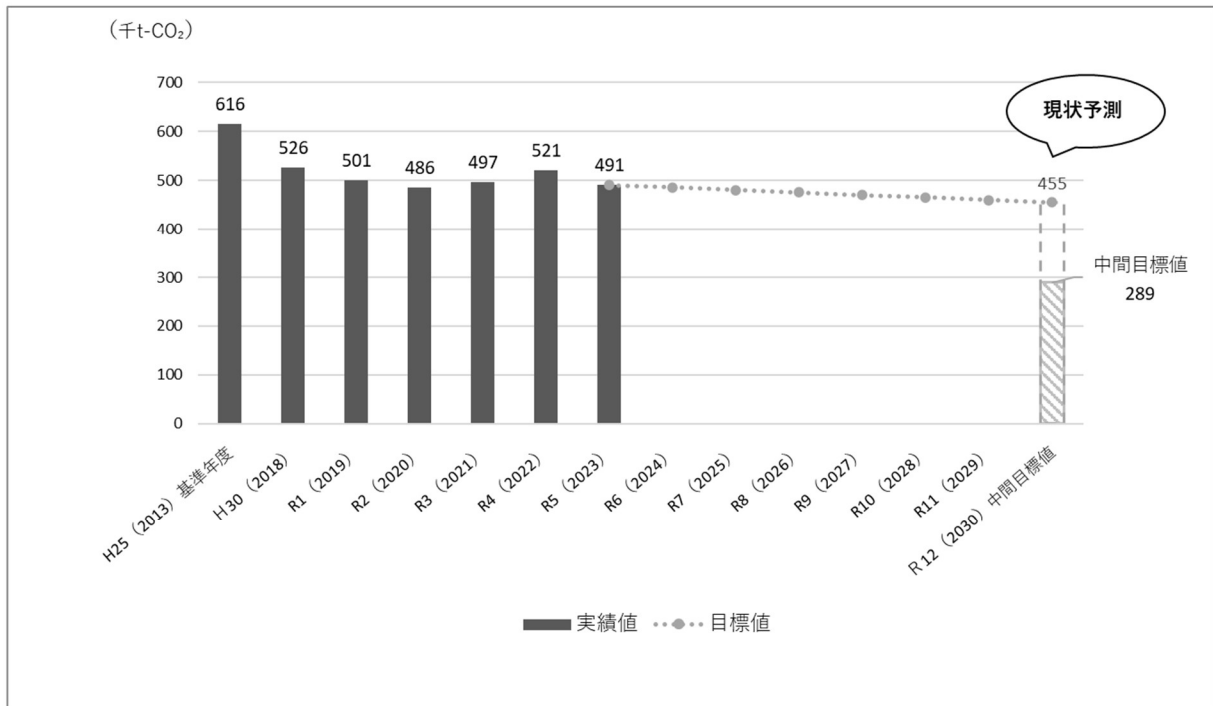
武蔵野市内の家庭以外の各部門における二酸化炭素排出量の推移

単位：千t-CO₂

	H25 (2013) 基準年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R12 (2030) 中間目標値
業務部門	254	217	199	205	234	233	124
産業部門	39	11	10	11	13	10	24
運輸部門	82	65	63	63	62	58	53
エネルギー使用に伴うCO ₂	375	293	272	279	309	301	201
廃棄物部門	9	9	9	9	11	11	8

※令和8年8月時点の最新データは、令和5年度分まで
オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

〈参考〉武蔵野市内の二酸化炭素排出量の現状予測



※令和6年度以降は予測値を記載

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化プロジェクト」資料より作成

[方針別の主要な施策の成果]

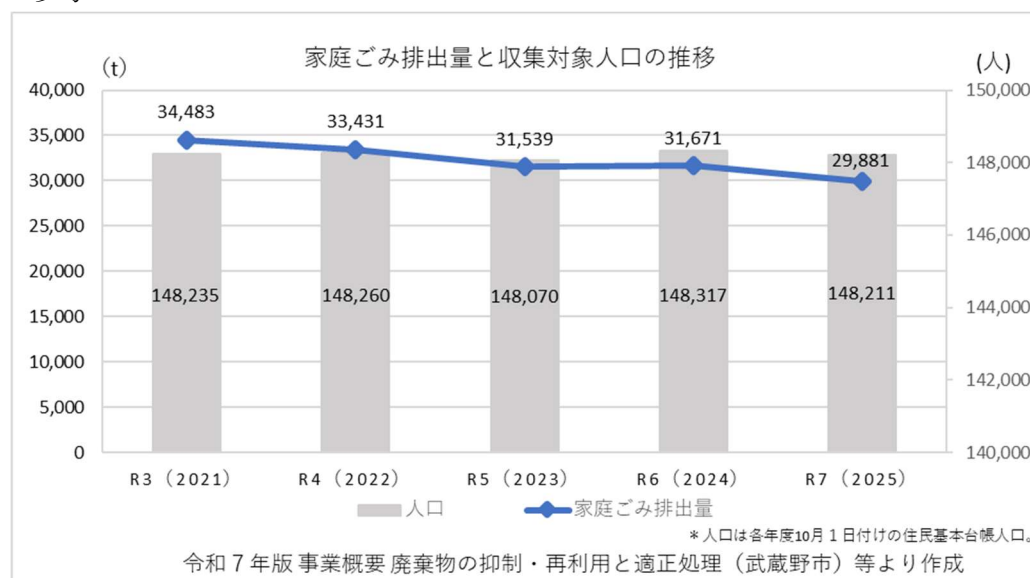
- ペットボトルの収集について、収集量の増加や市民の要望を受け、収集頻度を隔週から毎週へ変更することの検討と合わせ、市指定有料ごみ処理袋とボランティア袋の素材へのバイオマスプラスチックや再生プラスチックの導入、製品プラスチック資源化の実施に向けた検討を進め、総合的な環境負荷の低減を目指しました。
- 武蔵野クリーンセンターにおける焼却排熱を利用した発電量は前年度比6.1%減となっており、発電量のうち、武蔵野クリーンセンター及び市内公共施設で消費した電力の割合（地消率）は昨年度より1.02%増となっています。また、エネルギーの地産地消率向上及び電力使用に伴うCO₂排出量削減を図るため、第四中学校に敷設されている自営線を常用化するとともに、安定的な夜間需要が見込める水道部浄水場2施設を自己託送先に追加するよう調整しました。

環境指標 2-1：市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量

武蔵野市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は令和2（2020）年度の660gをピークに減少傾向が続いており、令和7（2025）年度は約552gとなっています。この5年間で約16.3%の削減が達成され、市民のごみ削減意識と施策の効果が着実に定着していることがうかがえます。



<参考>



環境指標 2 - 2：事業系可燃ごみ持込み量

武蔵野市内における事業系可燃ごみ（持込み）量は、新型コロナウイルス感染症の事業活動への影響が強かった令和2（2020）年度に減少していますが、令和3（2021）年度以降は事業活動の再開に伴い増加に転じており、令和5年度以降はほぼ横ばいとなりました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月から5類感染症に移行したことにより、事業が活性化したことが要因と考えられます。



環境指標 2 - 3：ごみ焼却に伴う発電量と地消率

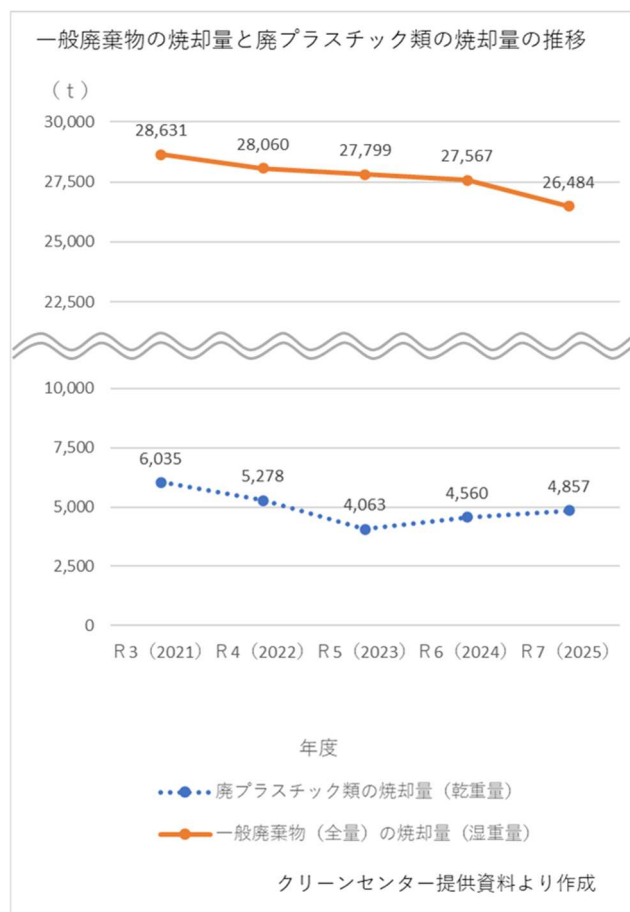
ごみの減量を軸としながら、ごみ焼却に伴う発電等のエネルギー資源としての価値を見出し、エネルギーの地産地消を行い、資源循環を推進しています。令和7年度の発電量は前年度比6.1%減となりましたが、地消率は1.02%増となっています。ごみ減量に伴い、発電量も減少傾向となっています。



※地消率：市域内に消費された地産電力／地産電源による発電量の総和

環境指標 2-4 : 一般廃棄物の焼却量と廃プラスチック類の焼却量の推移

一般廃棄物全体の焼却処理量は令和3年度から減少傾向が続いていますが、廃プラスチック類の焼却量（ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類・合成繊維等）は令和5年度を境に増加傾向にあり、令和7年度は令和6年度と比較して6.5%増加しました。要因分析のため、今後も傾向を注視していく必要があります。



一般廃棄物中の廃プラスチック類の比率

R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
37.37%	33.11%	26.56%	29.46%	32.87%

<環境方針3> 自然環境 ～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

〔方針別の主要な施策の成果〕

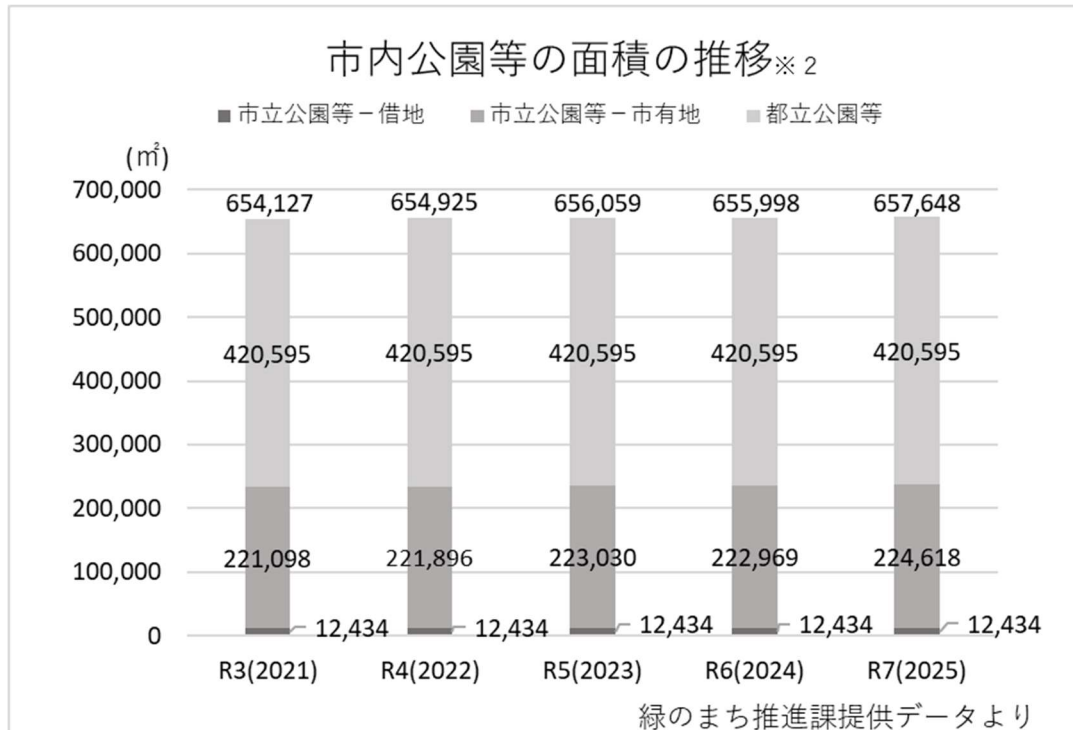
- （仮称）緑の基本計画 2027 の令和8年度末の策定に向けて、緑化推進審議会を2回開催し、現行計画の評価、計画改定の論点、基本理念・将来像、目標等について議論を行ったほか、市民の緑に対する多様な意見やアイデアを新たな計画に反映するため、緑化推進審議会が主催する緑化市民会議を5回開催し、延べ91名が参加しました。
- 既存樹木を活かした憩いの空間の創出と防災機能の強化を図るため、吉祥寺東町2丁目に十一小路緑地を新設したほか、老朽化した本田北公園の遊具について、多摩産材を活用し、木製複合遊具の更新を行いました。既存ストックを有効活用し、安全・安全を確保しながら、利用者のニーズに対応した魅力ある公園づくりを進めました。
- 令和6年度に友好都市の岩手県遠野市と締結した「森林保全の推進等に関する連携協定」に基づき、森林環境譲与税を活用して遠野市の木材を使っておもちゃを作製し、新たに市民となった0歳児に贈呈する「遠野の森」ベビーギフト事業を開始しました。これにより遠野市の森林保全に寄与するとともに、子どものころから木製品に触れる機会を創出しました。（令和7年度は536個を贈呈）

環境指標 3-1：市民1人当たりの公園等面積

令和7年度は、十一小路緑地（1395.06㎡）及び境二丁目緑地（254.60㎡・提供公園）が新設されたことにより、市民1人当たりの公園等面積は、令和8（2025）年4月1日時点で4.43㎡/人となりました。

市民1人当たりの公園等面積※1

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値※3
市内公園等の面積（㎡）※2	654,127	654,925	656,059	655,998	657,648	—
市民1人当たりの公園等面積（㎡/人）	4.41	4.42	4.43	4.42	4.43	5.00



※1 面積は都立公園、緑地等を含む。

※2 各年度とも翌年度の4月1日時点の実績値（令和7年度版より変更）。
公園面積に市有地と借地が混在する場合は、全て市有地に含めている。

※3 目標値は武蔵野市立公園条例第3条の5による。

環境指標 3-2：緑被率の状況

※5年に1度の調査のため、未評価

環境指標 3-3：緑化・水辺空間に関する施策への満足度

※隔年実施のため、未評価

[方針別の主要な施策の成果]

- 令和5年度に策定した「武蔵野市公共施設の環境配慮指針」について、建築物省エネ法の改正により、省エネ基準適合義務化の対象となった300㎡未満の非住宅用途及び住宅用途の公共施設について、本市が達成すべきエネルギー消費性能及び備えるべき設備等の基準を検討し、対象施設及び整備水準の追加を行いました。
- 地下水のかん養による健全な水循環を確保し、雨水の河川への流出抑制を図るため、交通量が少ない生活道路において、非透水性舗装から透水性舗装への改修を実施しました。(令和7年度 施工延長475.3m、舗装面積2,062.0㎡)
- 運行30周年を迎えたムーバス1号路線(吉祥寺東循環)にEV車両1台を導入し、武蔵野クリーンセンターで発電した電力を供給しました。

環境指標 4-1：都市環境分野における3項目の施策への満足度

※隔年実施のため、未評価

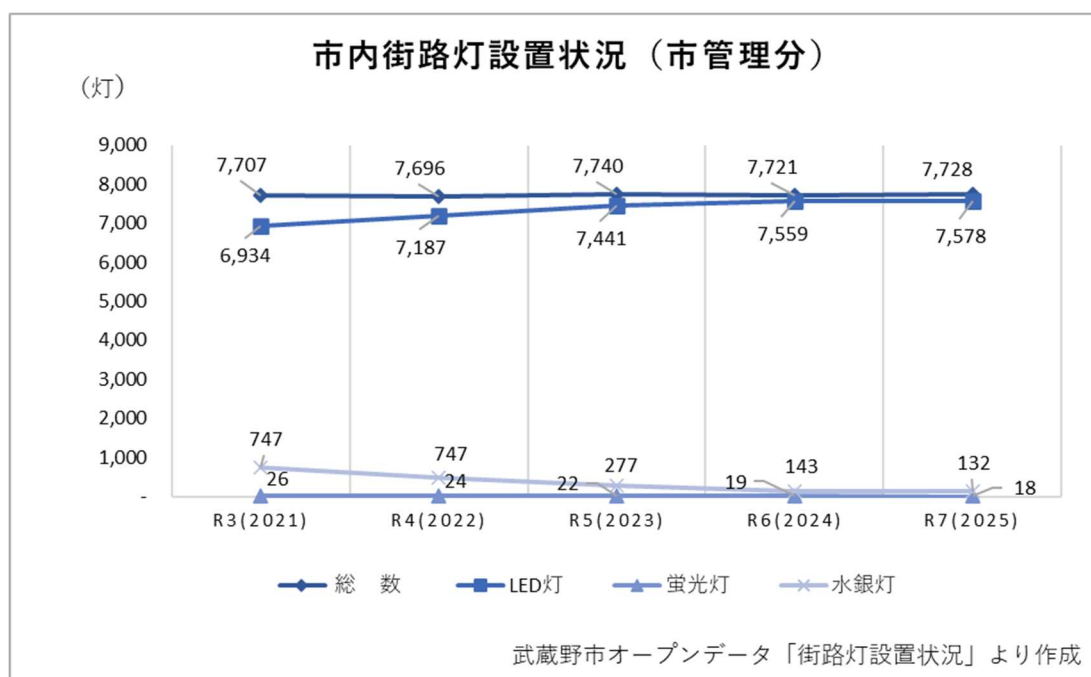
環境指標 4-2：市内街路灯のLED化率

市は、夜間における歩行者・自転車・自動車等の安全な通行を確保するとともに、環境負荷の低減を推進するため、LED街路灯の整備を進めています。令和7(2025)年度の市内街路灯(うち市管理分)のLED化率は、98%となっています。

市内街路灯のLED化率(市管理分)

R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
90%	93%	96%	98%	98%

<参考>



<環境方針5> 公害・災害 ～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

[方針別の主要な施策の成果]

- 近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化の進展等への対応を計画的に進めるため、令和6年度から3か年で策定する武蔵野市雨水管理計画（仮称）の検討を開始し、令和7年度は、浸水シミュレーション結果から、地域ごとの浸水要因を分析し、優先的に対策を実施していく地区の選定や今後の対策方針を検討したほか、想定最大規模降雨において、下水道の氾濫に伴う浸水想定区域を示す雨水出水浸水想定区域図を作成しました。
- 住宅への雨水浸透施設や雨水タンクの設置を促進するため、設置に係る材料費や設置費に対して助成金を交付しており、令和7年度は雨水浸透施設は44件、雨水タンクは33件交付し、地域治水、利水及び水循環を推進しました。
- 吉祥寺駅周辺における環境改善を図るため、街の商業者等と協働し、害獣の捕獲（はこわな・毒餌の設置）、鼠穴の封鎖対策、商業者等によるゴミ出し対策などの総合的な害獣の防除対策を実施しました。

環境指標 5-1：生活環境に関する施策への満足度

※隔年実施のため、未評価

環境指標 5-2：苦情相談受付件数

令和7年度においては、前年度と比べて全体的に相談件数は減少していますが、ハトに関する相談が増加しています。

苦情相談受付件数

(件)

年度	合計	典型7公害								そ の 他										
		大気汚染				騒音	振動	臭気	土壌汚染 水質汚濁 地盤沈下	放射線	虫	鳥		動物(犬・猫ほか)			落書き	貼り紙 違法看板	空き地 空き家 樹木越境	その他
		ばい煙		粉じん	ハト							ネズミ	アラハワ タヌキ							
R3	694	218	41	12	27	130	24	20	3	0	20	85	49	234	68	68	9	5	47	76
R4	546	186	28	15	12	127	17	14	0	0	4	67	28	196	39	72	1	3	36	53
R5	677	188	35	5	29	114	17	20	2	0	16	69	39	283	60	95	7	1	25	88
R6	724	169	42	9	31	103	14	9	1	0	33	64	29	257	67	86	14	4	38	145
R7	553	145	35	7	28	80	15	15	0	0	18	61	52	152	27	51	6	3	39	129

環境政策課資料より作成

環境指標 5-3：雨水の流出抑制

流出係数は、宅地等に降った雨水が地下浸透や蒸発せずに下水道施設へ排水される割合を示すもので、雨水の地下浸透量が増加することで流出係数は低減します。流出係数を下げることは、下水道施設への負担、ひいては水害の軽減につながることを意味します。市では、武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例に基づき、昭和20年代頃の水環境（流出係数0.4）を目指して取組を進めています。

雨水の流出抑制

貯留浸透等施設項目	【実績（基準年度）】 平成25（2013）年度末	【実績】 令和7（2025）年度末	【将来像】 令和25（2043）年度末 （平成25から30年後）
戸別浸透施設等	31,546㎡	49,735㎡	73,826㎡
学校・公園等貯留浸透施設※1	6,450㎡	9,403㎡	9,403㎡
緑被率の向上	25.3%	24.4%	28.9%※2
透水性舗装	5.3ha	9.6ha	35.8ha
道路浸透ます※3	143基	309基	1,900基
流出係数	0.52	0.49	0.40

武蔵野市下水道総合計画（2023）

流出抑制に関する実績と目指すべき将来像等 より作成

- ※1 下水道事業における浸水対策として設置した雨水貯留浸透施設のみを対象としている。今後、学校建替え等で設置される場合は、公共施設においても「戸別浸透施設」として計上する。
- ※2 緑の基本計画2019では緑被率を30年超で30%とする目標を掲げている。達成年度を令和31（2049）年度として、上記の将来像の値は直線補間した値を記載している。
- ※3 交通企画課では概ね令和25（2043）年度ごろまでに1,900基の設置を目指している。ただし、近年では、道路浸透ますを設置する位置が他企業の既設埋設管や電線類地中化事業、都市型側溝整備などの支障となることがあるため、他の整備手法も含めて検討し、効果検証しながら事業を進めることとしている。

6 計画に基づく施策の推進の成果（個別事業の実績）

<全ての環境方針に共通する前提> ～あらゆる人を環境の当事者に～

事業番号	事業名	担当課	頁
1	市報等による環境情報の提供	秘書広報課	24
2	くらしフェスタむさしの（消費生活展）	産業振興課 （消費生活センター）	24
3	消費生活講座	産業振興課 （消費生活センター）	24
4	消費生活情報コーナー	産業振興課 （消費生活センター）	25
5	グリーン購入の推進	環境政策課	25
6	むさしの環境フェスタ	環境政策課 （むさしのエコre ゾート）	25
7	むさしのエコre ゾートの運営	環境政策課 （むさしのエコre ゾート）	25
8	環境の学校	環境政策課 （むさしのエコre ゾート）	25
9	環境に関する情報発信	環境政策課 （むさしのエコre ゾート）	26
10	環境啓発事業費補助金	環境政策課 （むさしのエコre ゾート）	26
11	身近な環境に関する啓発	環境政策課 （むさしのエコre ゾート）	26
12	むさしのエコポイント	環境政策課 （むさしのエコre ゾート）	27
13	ごみに関する各種イベント・講座等	ごみ総合対策課	27
14	ごみに関する各種印刷物	ごみ総合対策課	28
15	クリーンむさしのを推進する会への支援	ごみ総合対策課	28
16	ごみ減量協力事業者登録制度	ごみ総合対策課	28
17	武蔵野クリーンセンターの公開	ごみ総合対策課	29
18	環境報告書	ごみ総合対策課	29
19	緑化推進に関する啓発	緑のまち推進課	30
20	園児等に対する環境教育	子ども育成課（各公立保育園）	30
21	親子稲作体験事業	児童青少年課	30
22	家族ふれあい自然体験事業（鳥取県・遠野市）	児童青少年課	30
23	むさしのジャンボリー	児童青少年課	31
24	二俣尾自然体験事業	児童青少年課	31
25	ハバロフスク市との青少年交流事業	多文化共生・交流課	31
26	中学生・高校生リーダー養成講座	児童青少年課	31
27	水に関する啓発・広報	水道部総務課	32
28	セカンドスクール・プレセカンドスクール	指導課	32
29	利賀村訪問事業	指導課	33
30	土曜学校 森林体験教室	生涯学習スポーツ課	33
31	教育機関と連携した環境講座	生涯学習スポーツ課	33
32	環境と歴史に関する展示・講座等	生涯学習スポーツ課 （武蔵野ふるさと歴史館）	34
33	児童・生徒に対する環境教育	各公立小・中学校	35

＜環境方針1＞ 地球温暖化・エネルギー ～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

事業番号	事業名	担当課	頁
34	低公害車・低燃費車の導入（自動車の管理）	管財課	36
35	温度差利用設備の活用	環境政策課	36
36	公共施設における太陽光発電システムの運用	環境政策課	36
37	効率的なエネルギー活用推進助成制度	環境政策課	37
38	環境配慮方針に基づく電力調達	環境政策課	38
39	建築物の環境配慮	環境政策課	39
40	2050 ゼロパートナー事業	環境政策課	40
41	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん	環境政策課	40
42	エコオフィスむさしの活動	環境政策課	40
43	公共施設における電力の最適化の検討	環境政策課	40
44	一般開放用 EV 充電設備の設置	環境政策課	40
45	ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用	ごみ総合対策課	41

＜環境方針2＞ 廃棄物 ～ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します～

事業番号	事業名	担当課	頁
46	機密文書のリサイクルの推進	総務課	42
47	電子申請の活用	情報政策課	42
48	備蓄食料の活用	防災課	43
49	ごみ組成分析調査	ごみ総合対策課	43
50	一般廃棄物処理量の監視	ごみ総合対策課	44
51	ごみの排出状況の把握・指導	ごみ総合対策課	45
52	廃棄物の多量排出事業者への指導	ごみ総合対策課	45
53	資源回収団体や事業者への補助金交付	ごみ総合対策課	45
54	剪定枝葉等の堆肥化	ごみ総合対策課	46
55	むさしのエコボ（不用品再利用掲示板事業）	ごみ総合対策課	46
56	小型廃家電製品マテリアル回収	ごみ総合対策課	46
57	資源物の拠点回収	ごみ総合対策課	47
58	【再掲】ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用	ごみ総合対策課	47
59	放置自転車の再利用	交通企画課	47
60	除籍図書のリサイクル	図書館	47

＜環境方針3＞ 自然環境 ～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

事業番号	事業名	担当課	頁
61	環境保全型農業用資器材購入補助制度	産業振興課	48
62	むさしの自然観察園事業	環境政策課	48
63	遠野の森ベビーギフト事業	環境政策課	48
64	雨水浸透施設の設置・指導	下水道課	49
65	雨水貯留槽（雨水タンク）購入助成制度	下水道課	49
66	緑化推進における支援と指導	緑のまち推進課	49
67	緑を支える市民活動への支援	緑のまち推進課	51
68	公園緑地等の整備	緑のまち推進課	51
69	水辺環境の整備	緑のまち推進課	52
70	多摩の森林整備	緑のまち推進課	52
71	学校緑化の支援	教育企画課	53

<環境方針4> 都市環境 ～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

事業番号	事業名	担当課	頁
72	公共施設の環境配慮指針の運用	環境政策課	54
73	公共施設の建築・工事における環境配慮	施設課、下水道課、緑のまち推進課、交通企画課、道路管理課、水道部工務課	55
74	違法広告物のパトロール・撤去、落書きの消去	環境政策課	56
75	あき地の適正管理	環境政策課	56
76	三駅周辺清掃の実施	ごみ総合対策課	57
77	市内美化の推進	ごみ総合対策課	57
78	迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進	ごみ総合対策課	57
79	まちづくり条例に基づく開発指導	まちづくり推進課	57
80	都市計画道路の整備	まちづくり推進課	58
81	吉祥寺駅周辺の荷さばき対策	吉祥寺まちづくり事務所	58
82	自転車駐車場の整備	交通企画課	58
83	放置自転車の撤去	交通企画課	58
84	ムーバスの運行	交通企画課	59
85	パーク・アンド・バスライドシステム	交通企画課	59
86	駐車場案内・誘導システム	交通企画課	59
87	生活道路の整備	交通企画課	59
88	電線類の地中化の推進	交通企画課	60
89	透水性舗装の整備	交通企画課	60
90	歩道の整備	交通企画課	60
91	空き家の適正管理	住宅対策課	60
92	既存住宅の耐震性能向上施策	住宅対策課	60
93	舗装の補修	道路管理課	61
94	狭あい道路の拡幅整備	道路管理課	61
95	市内街路灯のLED化	道路管理課	62
96	公共用地取得後の適正管理	用地課	62

<環境方針5> 公害・災害 ～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

事業番号	事業名	担当課	頁
97	大気環境の測定	環境政策課	63
98	工場・指定作業所・特定建設作業に関する届出受理・指導	環境政策課	67
99	道路交通騒音・振動調査	環境政策課	67
100	地下水汚染調査・対策	環境政策課	72
101	地下水揚水の管理	環境政策課	74
102	玉川上水及び千川上水の水質調査	環境政策課	74
103	酸性雨調査	環境政策課	75
104	公害に関する苦情処理	環境政策課	77
105	放射線対策	環境政策課	77
106	害虫の駆除等	環境政策課	78
107	動物愛護週間事業	環境政策課	79
108	犬のしつけ方教室	環境政策課	79
109	地域環境協働事業	環境政策課	79
110	むさしの猫セミナー	環境政策課	79
111	地域における要支援動物の相談支援事業	環境政策課	80
112	ペットの災害対策	環境政策課	80
113	武蔵野クリーンセンターの汚染・公害対策	ごみ総合対策課	80
114	学校等への雨水貯留浸透施設等の設置	下水道課	80
115	まちの臭気対策	下水道課	82
116	合流式下水道改善施設の運用	下水道課	82
117	事業場排水の水質規制	下水道課	83
118	【再掲】雨水浸透施設の設置・指導	下水道課	83
119	【再掲】雨水貯留槽（雨水タンク）購入助成制度	下水道課	83
120	直結給水の推進	水道部工務課	83
121	水の安定供給	水道部工務課	83
122	配水管網の耐震化	水道部工務課	84
123	漏水防止対策	水道部工務課	84
124	浄水場の汚染・公害対策	水道部工務課	84
125	薬品の管理	ごみ総合対策課、生涯学習スポーツ課、各公立小・中学校（指導課）、教育企画課	84
126	庁舎管理における汚染・公害対策	関係各課	85

全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～

1	市報等による環境情報の提供	担当課	秘書広報課
---	---------------	-----	-------

市報、季刊誌、市ホームページ、むさしのキッズページ、SNS等の広報媒体を通じて、市民や市内事業者に環境情報を積極的に提供し、環境に対する意識啓発を行いました。

市報1面及び特集面

発行号	内容
4/15	「みんなが利用できる公園へ」（公園リニューアル）
5/1	「緑の楽しみを広げよう」（緑化市民会議）
6/15	「大雨に備えよう」（浸水対策強化月間）
10/1	「ごみは捨ててからがスタート」（ごみ排出に係る啓発）
12/15	「子どもにやさしいおもちゃは、地球にもやさしいおもちゃ。」（遠野の森ベビーギフト事業）

季刊誌

発刊号	内容
2025年秋号トピックス4	「環境にやさしい暮らしで、ポイントをためよう」（エコポイント事業）
2025年冬号トピックス1	「子どもにやさしいおもちゃは、地球にもやさしいおもちゃ。」（遠野の森ベビーギフト事業）
2026年春号トピックス1	「きちんと分別、きちんと捨てて資源リサイクルしよう！」（ごみ分別に係る啓発）

令和7年度は、公園リニューアル等のタイミングに合わせた記事掲載のほか、市報10/1号では市広報戦略アドバイザーの助言も受けながら3頁トップ記事でごみの排出に係る啓発記事を制作するなど、より市民に伝わる広報に努めました。

2	くらしフェスタむさしの（消費生活展）	担当課	産業振興課 （消費生活センター）
---	--------------------	-----	---------------------

消費生活展では、市内団体の消費生活に関する活動の成果を発表し、その中で環境問題についての情報発信も行いました。

消費生活展（くらしフェスタむさしの2025）の開催

実施日	テーマ	場 所	参加団体数
令和7年10月3日～10月4日	かわる時代 かわる暮らし ～安心・安全な暮らしを！～	武蔵野プレイス 1階ギャラリー 3階スペースC	6団体

3	消費生活講座	担当課	産業振興課 （消費生活センター）
---	--------	-----	---------------------

消費生活全般に関する幅広いテーマで市民向け講座を開催しています。グリーンコンシューマー（環境に配慮して買い物をする消費者のことです。環境にやさしい商品を積極的に買うことで、経済社会の仕組みを変え、地球環境を守っていく運動が、グリーンコンシューマー運動です。）に関する講座を開催するなど、機会をとらえてこのような運動を支援することにより、環境問題の啓発にも寄与しています。令和7年6月19日に開催した消費生活講座において、「プラなし博士 海洋プラスチック汚染を語る」を開催し、日常自分たちが行っている消費活動の先で起こっている深刻な海洋環境の汚染について理解を深める内容となりました。

4	消費生活情報コーナー	担当課	産業振興課 (消費生活センター)
---	------------	-----	---------------------

年間を通して消費生活関連図書の中で環境に関連した図書の貸出を行いました。

5	グリーン購入の推進	担当課	環境政策課
---	-----------	-----	-------

「グリーン購入実施ガイドライン - 環境に配慮した製品選択ガイド編 -」を作成し、全庁に周知しました。
令和7年度の主な変更点として、「武蔵野市特定調達品目一覧」に「地中熱利用システム」を追加したほか、「ファイル・バインダー」から「クリアファイル、クリアフォルダー」を独立して記載しました。

6	むさしの環境フェスタ	担当課	環境政策課 (むさしのエコre ゾート)
---	------------	-----	-------------------------

環境に関する啓発や環境学習機会の提供、出展団体の活動活性化、団体間の交流促進のため、市民・事業者・行政等で連携して第18回むさしの環境フェスタを開催しました。

実施日	実施場所	実施内容
令和7年11月16日	むさしのエコre ゾート	29団体が出展したほか、講演会などを実施しました。来場者数3,911名。

7	むさしのエコre ゾートの運営	担当課	環境政策課 (むさしのエコre ゾート)
---	-----------------	-----	-------------------------

全世代を対象に、様々な展示・イベント・体験を通じて環境について気づきや考えるきっかけを提供しています。

年度	総来館者数(人)
3	42,177
4	52,400
5	92,416
6	99,517
7	113,766

8	環境の学校	担当課	環境政策課 (むさしのエコre ゾート)
---	-------	-----	-------------------------

○環境の学校

大人向けに、環境に配慮した暮らしへのきっかけづくりとして、環境に関するさまざまな分野の講座を実施しました。

実施回	実施日	テーマ
第1回	令和7年6月21日	マシンガンズ滝沢と考える環境問題～清掃員から見た景色～
第2回	令和7年8月30日	武蔵野の名物！地産地消ビールづくりの挑戦
第3回	令和7年9月13日	気象キャスターが伝える！気候変動と私たちの暮らし
第4回	令和8年1月24日	徳島県上勝町から広がるゼロ・ウェイスト
第5回	令和8年2月22日	大人のための動物園～文化園のこれまでとこれから～
第6回	令和8年3月8日	身近な水資源を活用！雨水クラフトビールづくりの挑戦

○環境の学校 Youth プロジェクト

高校生・大学生世代による、環境に関する活動を実践するプログラムを実施しました。

実施回	実施日	テーマ
第1回	令和7年6月22日	アップサイクルを学ぶ！Tシャツからマイバッグづくり
第2回	令和7年9月23日	むさしのYouthエコフォーラム2025
第3回	令和8年3月22日	むさしのYouth環境フェスタ2026

9	環境に関する情報発信	担当課	環境政策課 (むさしのエコreゾート)
---	------------	-----	------------------------

公式ホームページ、フェイスブック及びインスタグラムを運用し、環境啓発情報等の発信を行いました。

○むさしのエコreゾート公式ホームページ (件)

年度	3	4	5	6	7
全ページアクセス件数	25,888	22,193	28,341	54,971	59,591

※セッション数による集計

○ソーシャルメディア (人)

年度	3	4	5	6	7
むさしのエコreゾート公式フェイスブックのフォロワー数	180	212	253	268	276
むさしのエコreゾート公式インスタグラムのフォロワー数	346	453	714	1,058	1,399

○アウトリーチ事業

出前授業コンテンツ「ごみ分別ゲーム～ごみをへらして、エコな未来をつくろう～」 「未来を選ぶ！エコライフ買い物ゲーム」の作成及び試行実施を行った。

10	環境啓発事業費補助金	担当課	環境政策課 (むさしのエコreゾート)
----	------------	-----	------------------------

団体の環境活動の活性化を図り、市民の自発的な環境に配慮した行動を促進するため、市内に事務所や活動の拠点があるか、代表者の住所が市内にある団体が行う環境啓発事業に対し補助を行う制度です。

(令和7年度は実績なし)

11	身近な環境に関する啓発	担当課	環境政策課 (むさしのエコreゾート)
----	-------------	-----	------------------------

○緑のカーテン事業

ゴーヤ苗などの植物をつる状に育成し、その過程を報告するレポーターを募集しました。また、希望者には苗を無償で配布しました。また、レポートの表彰式及び使い終わった土のリサイクルの講座を実施しました。

配布対象数 152 世帯
報告レポート数 37 件

開催日	テーマ
令和7年5月18日	緑のカーテン育て方説明会
令和7年11月2日	緑のカーテンレポート表彰式
令和7年11月2日	使い終わった土のリサイクル

○環境啓発冊子の学校配布

小学校3年生向け環境啓発冊子「武蔵野市の自然『む？！』」、中学3年生向け環境啓発冊子「地球に住むわたしが立ち向かう気候変動」を配布しました。

12	むさしのエコポイント	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

市民における「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」の実践と定着化に向けて、エコアクションの実施によるポイントの付与及び景品と交換するむさしのエコポイント事業を実施しました。

- 実施期間 令和7年7月1日から令和8年2月20日
- 参加登録者数 819 世帯 うちポイント付与申請 445 世帯
- アクションごとのポイント付与件数
 - ・環境クイズ 665 件
 - ・ガス使用量削減 409 件（内、15%以上削減 333 件）
 - ・電気使用量削減 421 件（内、15%以上削減 331 件）
 - ・環境イベント・講座への参加 253 件
 - ・水道使用量の削減 245 件
 - ・TABETE の利用 154 件
 - ・エコアクションワークブック（大人向け） 143 件
 - ・むさしのエコボ利用 102 件
 - ・エコアクションワークブック（小中学生向け） 68 件
 - ・SNS 投稿 37 件
 - ・再エネ電気切替 8 件

13	ごみに関する各種イベント・講座等	担当課	ごみ総合対策課
----	------------------	-----	---------

○夏休みごみ探検隊の実施

次世代を担う子どもたちに、中間処理施設の見学、自然観察、最終処分場見学を通じ、ごみの排出から最終処分までの流れについて知ってもらい、ごみの減量やごみと環境の関わり・自然環境保全に対する認識を深めてもらうことを目的としています。

実施日：令和7年8月18日 参加者 30名

○3R環境講座

環境や3R（リデュース・リユース・リサイクル）について楽しみながら学ぶことのできる講座を開催しました。不要となった廃棄物を利用して、日々の生活に役立つ物に生まれ変わる講座を実施しました。このような体験を通じて、ごみと環境について考えるきっかけとすることを目的としています。

実 施 日	参加者(人)	内 容
前期：令和7年6月14日	13	全2回連続講座 「生ごみは宝！たい肥にしてごみを減らそう」
後期：令和7年11月8日	17	
令和7年11月29日	16	3R環境講座「乾電池を作ろう～電池リサイクルの必要性」

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	1	2	3	3	3
参加者数（人）	17	31	57	44	46

○食育フェスタ

「食品ロス削減レシピ」として「ツナのトマトリゾット」と「きのこチャウダーリゾット」の2種類を作成し、合計292食を試食提供しました。

14	ごみに関する各種印刷物	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------	-----	---------

○「武蔵野ごみニュース」の発行

家庭ごみの適正排出を図るため、ペットボトルの適正排出や食品ロス削減に関する情報紙を作成し、年2回、全戸配布しました。

作成数10月：88,000部、3月：88,000部

○「ごみ便利帳」の発行

ごみの分別収集徹底を推進するため、ごみの分別方法の詳細な案内を盛り込んだ市民向け啓発用冊子「ごみ便利帳 ecoブック」を作成し、市民課や市政センター窓口で転入者等に対して配布しました。

令和8年度版 作成数13,000部

○「ごみと資源の収集カレンダー」の発行

収集日を地区ごとにまとめた「ごみと資源の収集カレンダー」を作成し、全戸配布しました。

令和8年度版 作成数120,300部

15	クリーンむさしのを推進する会への支援	担当課	ごみ総合対策課
----	--------------------	-----	---------

全市的に組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に対して、補助金の交付等を通して、地域でのごみ減量・資源化への実践活動を支援しました。また、同会と「武蔵野ごみニュース」全戸配布、陶磁器のリユース等を協働事業として実施しました。

補助金交付・協働事業委託実績

補助金額	2,500,000円
協働事業委託	486,416円

クリーンむさしのを推進する会活動実績

市民の生ごみ処理容器購入助成	コンポスター20台
市民集会	令和8年2月3日(火) ～迷子のプラスチックはどこへ行く？～「プラスチック資源化施策を考える」
減量活動等	陶磁器のリユース 落ち葉のたい肥化 生ごみたい肥化によるごみ減量啓発

16	ごみ減量協力事業者登録制度	担当課	ごみ総合対策課
----	---------------	-----	---------

平成19年度から始まった、事業活動においてエネルギーの消費を抑えながら、ごみの発生抑制と資源化を実施している事業者の功績を認定する「ECOパートナー認定表彰制度」は、表彰される多量排出事業所が固定化していたため、認定委員会で小規模事業所でも申請しやすい制度が求められていました。令和7年度に多くの事業所がごみ減量の取組に参加しやすくなるため、表彰制度から市が定める基準を満たした事業者を、「武蔵野市ごみ減量協力事業者」として登録する制度へ見直しました。

初年度の令和7年度は、32事業者を登録しました。今後は登録基準等を見直し、市内全事業者を対象として実施していきます。

令和7年度ごみ減量協力事業者一覧

学校法人亜細亜学園	アトレ吉祥寺店	イトーヨーカ堂武蔵境店
いなげや武蔵野桜堤店	いなげや武蔵野関前店	いなげや武蔵野西久保店
井の頭自然文化園	N T T武蔵野研究開発センタ	エフエフビル管理組合
御料理武蔵野	吉祥寺エクセルホテル東急	吉祥寺シュープラザビル
吉祥寺マルイ	吉祥寺東急REI ホテル	株式会社キクチカットベジタブル
キラリナ京王吉祥寺	コピス吉祥寺事業所	コープみらい ミニコープ武蔵野店
サミットストア武蔵野緑町店	株式会社 JR 東日本ステーション サービス吉祥寺駅	株式会社 JR 中央線 コミュニティデザイン
学校法人成蹊学園	株式会社西友吉祥寺店	ダイヤバローレビル
東急ストア三鷹店	株式会社東急百貨店吉祥寺店	パルコ吉祥寺店
マクドナルド吉祥寺店	マクドナルド吉祥寺南口店	武蔵野赤十字病院
横河電機株式会社	ヨドバシ吉祥寺	

17	武蔵野クリーンセンターの公開	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------	-----	---------

○武蔵野クリーンセンター施設見学

平成29年度より稼働した武蔵野クリーンセンターでは、予約不要で自由に施設見学ができるようになりました。市内小学生の社会科見学など、事前申込制での団体見学の案内も行いました。

年度	自由見学	小・中学校		その他団体		団体見学合計	
	人数 (人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)
3	11,647	17	577	41	516	58	1,093
4	11,995	23	1,410	48	608	71	2,018
5	18,858	16	995	83	1,185	99	2,180
6	24,621	18	1,019	82	1,155	100	2,174
7	23,729	17	989	81	1,208	98	2,197

※自由見学の人数は、環境啓発事業（イベント等）の参加者を含む。

○環境図書コーナー

武蔵野クリーンセンター2階コミュニティラウンジに環境関連の図書・雑誌等を取り揃え、来場者が閲覧できるように配架しました。

○環境啓発事業

武蔵野クリーンセンター運営の一環として、運営事業者である株式会社むさしのEサービスが、武蔵野市と共催で、エコマルシェ、子どもワークショップ等の啓発事業を行いました。

- ・イベント実施回数8回
- ・延べ参加人数12,659人

18	環境報告書	担当課	ごみ総合対策課
----	-------	-----	---------

ごみ処理施設である武蔵野クリーンセンターの環境配慮方針や、運転に伴う環境負荷低減に向けた取り組みの状況について令和7年8月に「環境報告書」にまとめました。武蔵野クリーンセンター運営協議会に報告し、冊子をクリーンセンター見学者コース等で配布するとともに、市ホームページで公表しました。

19	緑化推進に関する啓発	担当課	緑のまち推進課
----	------------	-----	---------

緑の保全に関する意識啓発を推進することによって、環境保全活動の広がりを目指しました。

事業実績

事業名	実施日（頻度）	実績等
市民参加花壇への植付け	夏冬（2回）	総本数 2,838 株
		花壇 延べ11箇所
		市民参加人数 延べ 298 人
菊花展	11月6日～11月12日	出品数 160 点
東洋蘭展	令和8年3月8日	出品数 100 点

20	園児等に対する環境教育	担当課	子ども育成課 (各公立保育園)
----	-------------	-----	--------------------

各市立保育園において野菜の栽培や収穫体験を行い、農業と市民生活との関わりについて学ぶ機会を作っています。そのほか、日常的にごみの分別について伝え、その必要性を考える機会を作っています。

21	親子稲作体験事業	担当課	児童青少年課
----	----------	-----	--------

都会を離れて新潟県長岡市で1泊2日の農業体験（田植・収穫）を、親子・家族で行います。農業が食糧生産だけでなく、自然環境保全に果たす役割を学ぶとともに、家族と一緒に農業を体験し、農業の楽しさ、大切さを体感するきっかけ作りをします。

年度	3	4	5	6	7
参加人数	-	10 家族 34 名	10 家族 32 名	14 家族 37 名	20 家族 53 名

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

22	家族ふれあい自然体験事業（鳥取県・遠野市）	担当課	児童青少年課
----	-----------------------	-----	--------

○鳥取県家族ふれあい自然体験事業

鳥取県との共同企画です。都会と違うゆったりした時間の流れる鳥取県の豊かな自然の中で、親子・家族で様々な体験を共有し、農林漁業を含めた様々な自然体験を行い、都市と農村の相補関係を理解することを目的に実施している事業です。平成15年度に開始し、平成24年度からは隔年で実施しています。

年度	3	4	5	6	7
参加人数	実施なし	-	実施なし	12 家族 38 人	実施なし

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

○遠野市家族ふれあい自然体験事業

遠野市で行う家族参加の自然体験事業です。遠野市の豊かな自然環境の中で、特徴ある民俗風土に根ざした生活体験を通じて、自然・家族・地元との3つのふれあいをねらいとしました。平成16年度に開始し、平成23年度からは隔年で実施しています。

年度	3	4	5	6	7
参加人数	-	実施なし	13 家族 42 名	実施なし	12 家族 31 人

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

23	むさしのジャンボリー	担当課	児童青少年課
----	------------	-----	--------

「市立自然の村（長野県川上村）」において、小学校4年生～6年生を対象に実施しました。便利な社会になった日常生活から離れ、厳しい自然環境の中で自己を律し、共同生活をすることで、子どもたちの「自立心」「創造性」「豊かな心」を育み、子どもたちに自然環境の大切さを学んでもらう事業です。

自然にふれあうことを通じ、自然環境の保護の必要性を認識し、またキャンプを通して材料、燃料の節約やごみの分別等を学びます。

(人)

年度	3	4	5	6	7
参加児童数	-	-	570	-	609
参加指導者数	-	-	423(145)	-	404(123)

()内数字は、サブリーダーの人数で内数。

※令和3～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

※令和6年度は、事業実施前に自然の村村内に熊が出没したため中止しました。

24	二俣尾自然体験事業	担当課	児童青少年課
----	-----------	-----	--------

「二俣尾・武蔵野市民の森・自然体験館」において、家族を対象とし、本市ではできない自然体験をすることで、森林を含む自然環境に対する意識の向上を図る事業です。

年度	3	4	5	6	7
参加人数	-	8家族20名	14家族38名	15家族40名	9家族22名

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

25	ハバロフスク市との青少年交流事業	担当課	多文化共生・交流課
----	------------------	-----	-----------

青少年の自然体験促進と国際交流を目的として、隔年でロシア連邦ハバロフスク市との中学・高校生の相互派遣を行っています。大自然の中で生活しつつ、次世代を担う青少年が自然の偉大さを体感し、自然との共存、国際的な環境問題等について考える機会を提供しています。

年度	3 (オンライン交流)	4	5	6	7
参加人数	9名	中止	中止	中止	中止

26	中学生・高校生リーダー養成講座	担当課	児童青少年課
----	-----------------	-----	--------

中学生・高校生が地域社会の担い手として活躍できる力（知識・意識・ノウハウ）を身につけられるように、公共施設や地域社会の組織を利用して、野外活動等の体験事業を行いました（平成14年度から実施）。

(人)

年度	3	4	5	6	7
延参加者数	508	462	219	259	291
登録者数	362	276	258	253	194

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業内容の一部を縮小・変更して実施しました。

27	水に関する啓発・広報	担当課	水道部総務課
----	------------	-----	--------

○市報による啓発・広報

全国水道週間（6月1日～7日）にあたり、6月1日号市報に「安全な水の安定供給を続けるために」と題して、水道水を安全で安定的に市民に届けるための取組み等についての記事を掲載しました。

○浄水場見学会

小学校4年生に対して浄水場の見学会を実施し、345名が参加しました。そのほかにもフィールドワークや総合学習の調べ学習で12名が浄水場を見学しました。

実施日	学校名	参加者数	実施場所
令和7年6月6日	第五小学校	76名	第一浄水場
令和7年6月10日	第四小学校	59名	第一浄水場
令和7年6月13日	千川小学校	64名	第一浄水場
令和7年7月1、4日	大野田小学校	146名	第一浄水場

○安全な水のPR

水道法第20条に基づく水質検査を定期的実施し、結果を市のホームページ及び年報にて公表しました。

○環境フェスタへの出展

環境フェスタにおいて、パネル等を展示することで安全な水の啓発活動を行いました。

28	セカンドスクール・プレセカンドスクール	担当課	指導課
----	---------------------	-----	-----

例年、自然とのふれあいをとおして、自然と人間の共生、環境保全の必要性等、自然を大切にしようとする態度を育てることを環境面の目標とし、全市立小学校5年生、中学校1年生を対象にセカンドスクール、小学校4年生を対象にプレセカンドスクールをそれぞれ実施しています。

参加人数：2,826名

○セカンドスクール

<小学校5年生>

学校名	実施日	実施場所
第一小学校	令和7年9月22日～9月27日	新潟県魚沼市
第二小学校	令和7年9月21日～9月27日	富山県南砺市利賀村
第三小学校	令和7年9月25日～9月30日	新潟県南魚沼市
第四小学校	令和7年5月28日～6月2日	長野県飯山市
第五小学校	令和7年9月11日～9月16日	新潟県南魚沼市
大野田小学校	令和7年9月17日～9月22日	長野県飯山市
境南小学校	令和7年9月17日～9月22日	新潟県南魚沼市
本宿小学校	令和7年9月18日～9月24日	新潟県南魚沼市
千川小学校	令和7年9月4日～9月10日	新潟県南魚沼市
井之頭小学校	令和7年9月19日～9月24日	長野県飯山市
関前南小学校	令和7年9月24日～9月29日	長野県飯山市
桜野小学校	令和7年9月12日～9月17日	長野県飯山市

<中学1年生>

学校名	実施日	実施場所
第一中学校	令和7年9月16日～9月20日	長野県北安曇郡白馬村
第二中学校	令和7年9月23日～9月27日	栃木県那須郡那須町
第三中学校	令和7年9月22日～9月26日	長野県北安曇郡白馬村

第四中学校	令和7年9月22日～9月26日	群馬県利根郡みなかみ町
第五中学校	令和7年9月8日～9月12日	長野県北安曇郡白馬村
第六中学校	令和7年9月5日～9月9日	長野県安曇野市

○プレセカンドスクール

<小学校4年生>

学校名	実施日	実施場所
第一小学校	令和7年10月27日～10月29日	山梨県南都留郡山中湖村
第二小学校	令和7年9月10日～9月12日	東京都西多摩郡奥多摩町
第三小学校	令和7年6月4日～6月6日	新潟県南魚沼市
第四小学校	令和7年6月25日～6月27日	東京都西多摩郡奥多摩町
第五小学校	令和7年9月24日～9月26日	山梨県南都留郡山中湖村
大野田小学校	令和7年6月11日～6月13日	山梨県南都留郡山中湖村
境南小学校	令和7年9月10日～9月12日	山梨県南都留郡山中湖村
本宿小学校	令和7年10月1日～10月3日	山梨県南都留郡富士河口湖町
千川小学校	令和7年10月6日～10月8日	山梨県南都留郡山中湖村
井之頭小学校	令和7年10月1日～10月3日	新潟県南魚沼市
関前南小学校	令和7年10月1日～10月3日	山梨県南都留郡山中湖村
桜野小学校	令和7年9月3日～9月5日	山梨県南都留郡山中湖村

29	利賀村訪問事業	担当課	指導課
----	---------	-----	-----

昭和47年から姉妹都市の関係にある利賀村（富山県南砺市）と武蔵野市、両者の信頼と友情を深めるため、毎年相互の訪問を実施しています。利賀村の豊かな自然の中で、そば打ちの見学や林業体験を行い、利賀村児童との交流を深めるとともに、自然の素晴らしさを知る事業です。令和7年度は森の家づくり、クラフト体験、林業体験、岩魚つかみ、そば打ち体験などを行いました。

実施日	令和7年7月21日（月）～24日（木）
参加者	5年生 6人 6年生 6人
受入校	南砺市立利賀学舎

30	土曜学校 森林体験教室	担当課	生涯学習スポーツ課
----	-------------	-----	-----------

「二俣尾・武蔵野市民の森」を活用し、年齢や季節に合わせた多様なプログラムを通じて、日常の生活では得がたい自然体験や林業体験事業を実施し、自然の中で生きる術、人間と森林が共存する知恵を学びました。

対象	実施日	内 容	定員	参加者数
小学4年生～中学生	令和7年6月21日	【実践編】道作り	20人	14人
小学生	令和7年10月25日	【入門編①】山散策、木登り、丸太切り (木登りは雨天のため中止)	24人	21人
小学生	令和7年11月22日	【入門編②】山散策、たき火	24人	17人

31	教育機関と連携した環境講座	担当課	生涯学習スポーツ課
----	---------------	-----	-----------

地球温暖化について、講話や実験を通じて子どもたちに啓発する機会として実施しました。武蔵野市教育委員会、成蹊学園サステナビリティ教育研究センター、オフィス気象キャスター（株）との共催。

講座名	地球温暖化とわたしたちの未来
日 時	令和7年7月25日 10:00～12:00
場 所	成蹊大学14号館4階 基礎物理実験室
対 象	小学5年～6年生 20人
内 容	地球温暖化に関する講義とクイズ、海面上昇実験 地球温暖化解決のためのグループワーク
講 師	川崎 亜有子（オフィス気象キャスター（株）、気象予報士）
受講者	11人
応募者	19人

32	環境と歴史に関する展示・講座等	担当課	生涯学習スポーツ課 (武蔵野ふるさと歴史館)
----	-----------------	-----	---------------------------

天然記念物をはじめとする希少動物の見学や観察を通じて、天然記念物の保護及び生態系バランス維持の大切さ等について理解啓発を図りました。また、地域の様々な資源や場所について歴史・文化・自然を多角的・総合的に学ぶ機会を提供しました。

○井の頭自然文化園動物観察教室 「文化園れきしたんけんツアー きちょうな生き物たちを守るために」

日時 令和7年12月6日(土) 午後1時～午後3時

場所 井の頭自然文化園 動物園

対象 市内在住・在学の小学3年～6年生（保護者見学可）

内容 文化園の開園から現在までの歴史や、動物の飼育方法や飼育している種の変化について学ぶ。

参加者数 14組25人

○飛び出すむさしの発見隊「下野谷遺跡にお邪魔します～縄文時代中期の人びとの暮らしを学ぼう～」

日時 令和7年7月20日(日) 午前10時～午後3時

場所 西東京市郷土資料室、下野谷遺跡（ともに西東京市）

対象 市内在住・在学の小学4年～中学1年生と各保護者1名まで

内容 西東京市にある下野谷遺跡で竪穴住居や土器溜まりの見学や、タブレットを用いた縄文時代の生活のVR体験の後、西東京市郷土資料室で土器の拓本を学んだ。

参加者数 10組19人

○むさしの発見隊「“1号棟の麒麟”と日獣大探検ツアー」

日時 令和7年8月7日(木) ①午前10時30分～正午 ②午後1時30分～午後3時

場所 日本獣医生命科学大学付属博物館及び獣医保健看護学科（模擬動物病院）、食品科学科（食品製造実習室）

対象 市内在住・在学の小学4年～6年生（保護者の見学可）

内容 日本獣医生命科学大学の模擬動物病院や食品製造実習室の探検ツアー後、同大付属博物館で開催中のミニ展示「長次郎の再出発」や市内の野生動物の剥製を見学した。

参加者数 ①8組16人 ②10組20人

○むさしの発見隊「きのみをさがして～井の頭池遺跡群に暮らした人びとの食生活～」

日時 令和7年11月8日(土) 午前9時30分～正午

場所 井の頭恩賜公園、武蔵野公会堂

対象 市内在住・在学の小学3年～6年生と保護者

内容 「食べられるきのみを探そう」をテーマに井の頭恩賜公園を散策し、様々なきのみを知ると同時に、縄文時代に井の頭池周辺に暮らした人びとがそれらをどのように調理し食していたのかを実際の土器や石器を観察しながら想像をめぐらせた。

参加者数 9組17人

33	児童・生徒に対する環境教育	担当課	各公立小・中学校
----	---------------	-----	----------

各公立小・中学校において、各教科や総合的な学習の時間等の学習内容と関連付け、地域の自然や学校ビオトープ等を活用した特色ある環境学習を実践しました。

また、セカンドスクールやプレセカンドスクールで学んだことを生かし、環境保全についての児童・生徒の実践的態度を育てています。

<環境方針1> 地球温暖化・エネルギー ～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

34	低公害車・低燃費車の導入（自動車の管理）	担当課	管財課
----	----------------------	-----	-----

東京都環境確保条例に基づき、自動車の使用合理化や低公害車の導入等を記載した自動車環境管理計画書を都に提出し、またその実績を報告しました。

令和7年度は次世代自動車（電気自動車）1台を導入しました。ガソリン車から次世代自動車（電気自動車）への入替に伴い、温室効果ガスの抑制に加え、災害時におけるレジリエンス機能が向上しました。

導入実績（令和7年度末時点）

	令和7年度導入数（台）	令和7年度末累計数（台）
指定低公害車	1	28
電気自動車 ※	1	15
天然ガス自動車 ※	0	0
ハイブリッド自動車 ※	0	7
その他 ※	0	6

※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、その他は指定低公害車の内数です。

※道路運送車両法上の自動車（二輪を除く）台数を計上しています。

※国土交通省通達（基準見直し）により、指定低公害車の分類対象が変更される場合があります。これにより、導入数・累計数の年度間比較に影響が生じる可能性があります。また、車両の廃止により、累計数が昨年度の通算と一致しないケースが生じる場合があります。

35	温度差利用設備の活用	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

地下水熱・温度差エネルギーを活用したヒートポンプと、冷・温熱を触って体感することができる輻射式冷温水パネルヒーターを、平成29年3月にむさしの自然観察園に設置し、活用しています。来園者に対して未利用エネルギー活用事例として紹介し、啓発を行いました。

36	公共施設における太陽光発電システムの運用	担当課	環境政策課
----	----------------------	-----	-------

再生可能エネルギーの普及促進や環境教育への活用、公共施設の防災機能の強化を図るため、公共施設に太陽光発電システムを設置しています。

設置実績

	設置場所	容量	設置時期	自立運転機能
1	テンミリオンハウスそ〜らの家	3.3kW	平成12年3月	
2	関前南小学校校舎屋上	30kW	平成12年12月	○
3	0123はらっぱ	20kW	平成13年3月	
4	市庁舎車庫棟屋上	30kW	平成14年3月	○
5	本宿小学校校舎屋上	30kW	平成14年3月	○
6	桜野小学校体育館屋上	10kW	平成14年3月	
7	市民の森公園	3kW	平成14年12月	
8	井之頭小学校校舎屋上	30kW	平成15年3月	○

	設置場所	容量	設置時期	自立運転機能
9	第四小学校校舎屋上	30kW	平成16年3月	○
10	大野田小学校校舎屋上	20kW	平成17年3月	
11	境南小学校校舎屋上	30kW	平成18年3月	
12	第三小学校校舎屋上	30kW	平成19年3月	
13	市営北町第1住宅壁面	3.8kW	平成20年3月	
14	第一小学校校舎屋上	30kW	平成21年3月	
15	市営桜堤住宅屋上	5.86kW	平成21年12月	
16	第二小学校校舎屋上	30kW	平成22年3月	
17	桜野小学校校舎屋上〔寄贈〕	10kW	平成22年3月	
18	第六中学校校舎屋上	30kW	平成23年3月	
19	第二中学校校舎屋上	30kW	平成24年3月	
20	吉祥寺南町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年3月	
21	八幡町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年12月	○
22	吉祥寺南町コミュニティセンター 屋上〔寄贈〕	5.58kW	平成25年3月	
23	第三中学校校舎屋上	30kW	平成27年3月	○
24	第四中学校校舎屋上	30kW	平成28年3月	○
25	中央図書館屋上	10kW	平成29年1月	○
26	武蔵野クリーンセンター屋上	10kW	平成29年3月	○
27	むさしのエコreゾート屋上	10kW	令和2年3月	○
28	学校給食桜堤調理場	5.13kW	令和3年7月	○
29	第五中学校校舎屋上	31.9kW	令和7年3月	○
30	高齢者総合センター	4.1kW	令和7年7月	○
31	第一中学校校舎屋上	32.8kW	令和8年2月	○
	総容量	585.47kW		

※その他、公園の時計や交差点マーク等に、太陽光パネルのついたものを導入しています。

※子ども協会所有の建物である境こども園や北町保育園にも導入しています。

37	効率的なエネルギー活用推進助成制度	担当課	環境政策課
----	-------------------	-----	-------

市域のエネルギーに係る使用量の削減と効率的活用を目指し、省エネ・創エネ設備設置に対する費用の一部を助成しました。

助成件数

(件)

年度	HEMS	家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	太陽光発電 システム	蓄電池 システム	既設窓の 断熱改修
3	46	91	41 (187.81kW)	43	36
4		107	51 (225.22kW)		58
5		121	59 (325.24kW)		44
6		91	134 (698.65kW)		81
7		102	168 (965.48kW)		115

※（ ）内は発電容量の合計値

※HEMS及び蓄電池システムへの助成は令和3年度で終了

38	環境配慮方針に基づく電力調達	担当課	環境政策課
----	----------------	-----	-------

平成 28 年の電力小売全面自由化に伴い、これまで市では公共施設の電力について、費用面だけでなく環境配慮面も含めた総合的な視点で電力調達を行ってきましたが、ゼロカーボンシティの実現に向けて、さらに環境配慮を重視し、令和 5 年 4 月 1 日から、市庁舎や小中学校など高圧受電の公共施設で実質再エネ 100%電力の導入を開始しました。令和 7 年度は一部切替ができていなかった低圧受電施設（14 施設 18 契約）へ再エネ 100%電力を導入しました。また、令和 8 年度の電力調達に向け、リバースオークション対象施設の拡大（3 施設→24 施設）及び水道部庁舎や水源等の全水道施設に再エネ又はゼロエミ電気を導入することを検討しました。令和 8 年度に浄水場等へ再エネ 100%電力を導入することにより、更なる CO₂の削減が見込まれます。

高圧受電施設

電力使用場所		電力使用場所	
1	武蔵野商工会館	26	緑町コミュニティセンター
2	武蔵野市民文化会館	27	武蔵野総合体育館
3	西部コミュニティセンター	28	むさしのエコ re ゾート
4	境南コミュニティセンター	29	武蔵野市立第一小学校
5	本宿コミュニティセンター	30	武蔵野市立第二小学校
6	吉祥寺西コミュニティセンター	31	武蔵野市立第三小学校
7	吉祥寺北コミュニティセンター	32	武蔵野市立第四小学校
8	けやきコミュニティセンター	33	武蔵野市立第五小学校（4 月まで）
9	中央コミュニティセンター	34	武蔵野市立大野田小学校
10	西久保コミュニティセンター	35	武蔵野市立境南小学校
11	関前コミュニティセンター	36	武蔵野市立本宿小学校
12	武蔵野芸能劇場	37	武蔵野市立千川小学校
13	吉祥寺シアター	38	武蔵野市立井之頭小学校
14	吉祥寺南町コミュニティセンター	39	武蔵野市立関前南小学校
15	武蔵野公会堂	40	武蔵野市立桜野小学校
16	桜堤ケアハウス	41	武蔵野市立第一中学校（11 月から）
17	北町高齢者センター	42	武蔵野市立第二中学校
18	保健センター	43	武蔵野市立第三中学校
19	中央図書館	44	武蔵野市立第四中学校
20	吉祥寺図書館	45	武蔵野市立第五中学校
21	ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス	46	武蔵野市立第六中学校
22	武蔵野ふるさと歴史館	47	東町 1 丁目合流改善施設
23	武蔵野市民会館	48	武蔵野市立学校給食桜堤調理場
24	武蔵野クリーンセンター	49	武蔵野市立学校給食北町調理場
25	市庁舎		

低圧受電施設

	電力使用場所		電力使用場所
1	吉祥寺グリーンハイツ	23	桜堤ポンプ場
2	吉祥寺東コミュニティセンター	24	水位計
3	中央コミュニティセンター中町集会所	25	みずきっこ
4	本町コミュニティセンター	26	就労支援センター あいる
5	八幡町コミュニティセンター	27	みどりのこども館
6	御殿山コミュニティセンター	28	0123はらっぱ
7	桜堤コミュニティセンター	29	0123吉祥寺
8	関前コミュニティセンター分館	30	吉祥寺保育園
9	吉祥寺西コミュニティセンター分館	31	境南保育園
10	松露庵	32	境保育園
11	武蔵野市立かたらいの道 市民スペース	33	南保育園
12	中央市政センター	34	桜堤児童館
13	吉祥寺駅南口公衆トイレ	35	関前南小こどもクラブ
14	三鷹駅北口公衆トイレ	36	関前南小こどもクラブ第二
15	武蔵境駅南口公衆トイレ	37	三小こどもクラブ
16	桜堤公衆トイレ	38	境南こどもクラブ
17	大野田ポンプ場	39	三鷹駅北口エレベーター
18	東町4丁目合流改善施設	40	関前保管場所
19	北町雨水貯留施設	41	都立武蔵野中央公園スプリンクラー
20	神田川排水区合流改善施設（井の頭2）	42	緑町スポーツ広場
21	神田川排水区合流改善施設（東部公園）	43	武蔵野総合体育館北側駐車場
22	北町ポンプ場	44	武蔵野ふるさと歴史館 分館

39	建築物の環境配慮	担当課	環境政策課
----	----------	-----	-------

市内の建築物の省エネ化を一層推進するために、平成29年4月に武蔵野市建築物環境配慮指針を定めました。同年7月から、武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月19日条例第39号）及び武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱（平成21年4月1日要綱第22号）に伴う事前協議において、以下10項目の環境配慮事項に取り組むよう、事業者には指導を行いました。

環境配慮事項（10項目）

建築物躯体の断熱化	自然採光、自然通風の利用
再生可能エネルギーの利用	エネルギーの効率的利用
空調設備の省エネルギー化	照明設備の省エネルギー化
給湯設備の省エネルギー化	節水型設備の採用
エコマテリアルの利用	ヒートアイランド対策

指導件数

(件)

年度	3	4	5	6	7
まちづくり条例に係る指導	21	33	29	28	29
建築計画の事前調整に係る指導	472	402	396	432	457
計	493	435	425	460	486

40	2050 ゼロパートナー事業	担当課	環境政策課
----	----------------	-----	-------

平成15年から実施していたグリーンパートナー制度については、対象とする環境配慮の事業活動の幅が広がったことや事業者へのアンケート結果から、よりメリットを感じ環境配慮活動に積極的に取り組むことができるように見直しを行い、令和4年10月より「2050 ゼロパートナー制度」にリニューアルしました。

本制度は地球温暖化対策に特化して活動を推進する事業者等を「2050 ゼロパートナー」として認定する制度で、認定された事業者等は、市から認定証書及びステッカーが交付され、また、行っている地球温暖化対策の取り組みについて、市のSNSへの投稿やむさしのエコレポートでの展示など、市民に向けた情報発信を行うことができます。

個別の声がけ・制度加入の勧誘を実施し、令和7年度の新規認定事業者は4件（認定者数合計16件）でした。

41	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん	担当課	環境政策課
----	----------------------	-----	-------

市内中小規模事業者が、太陽光利用設備設置や省エネ診断の結果に基づいた設備改修のために金融機関から借入れを行った場合に発生する利子相当額と信用保証料の一部を補助する制度です。

（令和7年度の実績はなし）

42	エコオフィスむさしの活動	担当課	環境政策課
----	--------------	-----	-------

エコオフィスむさしの活動は、市関連施設における省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出量を削減するために、職員一人ひとりが日々の業務の中で取り組むべき省エネルギー、省資源の活動指針として定めているものです。

主な活動は以下のとおりです。【P89に全文掲載】

- ①不要時は消灯し、昼休みは来庁者へ配慮しつつ、無理のない範囲で消灯すること。
- ②最後の退庁者は必ず消灯して退庁すること。
- ③OA機器は不使用時には電源を切ること。
- ④マイボトル・マイバッグの推奨

また夏季・冬季にそれぞれ省エネ月間を設定し、夏季は室内温度が28℃設定、冬季は設定温度を20℃となるよう設定し、省エネを推進しています。

43	公共施設における電力の最適化の検討	担当課	環境政策課
----	-------------------	-----	-------

令和6年度に実施した公共施設における電力最適化の検討において整理した情報を基に、クリーンセンターのごみ発電電力のさらなる有効活用を図るため、水道部浄水場への自己託送の拡大等を検討した。

44	一般開放用EV充電設備の設置	担当課	環境政策課
----	----------------	-----	-------

EV（電気自動車）の普及を促進し、環境負荷の低減を図るため、市役所駐車場への一般開放用のEV充電設備を設置しました。

45	ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------------	-----	---------

武蔵野クリーンセンターで発生した蒸気を、市役所庁舎や総合体育館等で、冷暖房や温水プールの熱源として有効に利用しました。また、ごみ焼却処理の過程で発生した廃熱を利用して発電し、市役所庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター等に送電しました。

○蒸気送気量 (t)

年度	総合体育館	市庁舎
3	3,988	1,583
4	4,166	1,436
5	3,842	1,587
6	4,069	1,360
7	5,025	1,449

○電気送電量 (kWh)

年度	市庁舎	総合体育館	緑町コミュニティセンター	むさしのエコreゾート	市内小・中学校 自己託送
3	2,572,750	1,971,050	30,300	209,800	301,730
4	2,541,730	2,202,890	32,010	200,110	410,021
5	2,640,240	2,115,220	35,220	200,380	395,818
6	2,578,490	2,207,300	15,160	208,120	427,519
7	2,580,540	2,160,040	35,600	213,360	278,362

※平成29年度から新施設が本格稼働し、市役所庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンターに送電を開始している。

※令和元年度からは、新たにむさしのエコreゾートへの送電を開始している。

※令和元年度からは、市内小・中学校（全18校）へ自己託送制度を活用し、送電を開始している。（なお、改築中の学校へは送電を中断している）。

○電気発電量・売電量

年度	発電量(kWh)	売電量(kWh)	地消率※
3	13,353,760	3,678,178	72.46%
4	12,893,780	3,131,268	75.71%
5	12,328,850	2,753,188	77.67%
6	12,429,845	2,876,493	76.86%
7	11,666,570	2,580,967	77.88%

※武蔵野クリーンセンターでは、ごみ焼却処理の過程で発生した廃熱を利用して発電する他、ガスコージェネレーションシステムや屋上に設置した太陽光発電、排水を利用した小水力発電で電気を生み出している。

※地消率・・・地域内に消費された地産電力／地産電源による発電量の総和

1－売電量／発電量の総和

<環境方針2> 廃棄物 ～ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します～

46	機密文書のリサイクルの推進	担当課	総務課
----	---------------	-----	-----

保存年限を経過した庁内機密文書を一斉廃棄する際に、焼却処分するのではなく、機密を保持した上でトイレットペーパーへと再資源化を実施しました。

年度	3	4	5	6	7
再資源化量（t）	17.37	16.25	19.02	15.96	17.50

47	電子申請の活用	担当課	情報政策課
----	---------	-----	-------

市民が行う手続きについて電子申請を活用することで、市役所までの移動にかかるエネルギーや紙の使用削減を図りました。電子申請利用手続き件数及び申請件数は増加傾向にあり、年々定着していることが推察されます。

(件)

年 度	3	4	5	6	7
活用事業数	115	355	687	1,002	1,165
申請件数	18,036	36,617	40,789	64,488	74,519

実績

(件)

担当課	活用事業数	合計申請件数
企画調整課	15	1,097
資産活用課	15	383
秘書広報課	32	2,224
総務課	19	2,432
人事課	57	3,738
財務課	2	36
市民税課	10	714
資産税課	1	0
納税課	5	1,631
産業振興課	48	1,786
市民活動推進課	56	854
多文化共生・交流課	31	749
市民課	18	6,521
安全対策課	2	1,129
防災課	2	47
環境政策課	40	5,662
下水道課	1	16
ごみ総合対策課	2	49
緑のまち推進課	14	574
地域支援課	42	2,932
生活福祉課	17	428
高齢者支援課	97	2,570
障害者福祉課	28	1,064
保険年金課	16	247
健康課	136	9,351
子ども子育て支援課	74	6,853

子ども育成課	103	3, 214
児童青少年課	43	4, 172
まちづくり推進課	2	118
交通企画課	12	1, 497
道路管理課	5	100
住宅対策課	2	17
建築指導課	3	43
教育企画課	28	2, 343
指導課	26	1, 103
教育支援課	25	2, 907
生涯学習スポーツ課	50	1, 294
中央図書館	15	1, 251
武蔵野ふるさと歴史館	15	571
市民会館	17	886
選挙管理委員会事務局	27	1, 698
議会事務局	6	52
水道部総務課	5	155
吉祥寺まちづくり事務所	1	11
計	1, 165	74, 519

48	備蓄食料の活用	担当課	防災課
----	---------	-----	-----

賞味期限まで1年以内となった備蓄食料を市で引き揚げ、随時実施される地域行事や防災訓練等で啓発品として配布しました。また、配布しきれない物品は東京都の備蓄食糧のフードバンクとのマッチングシステムを活用し、廃棄量を減らすことができました。

(箱)

名称	引き揚げ総数	配布数	家畜飼料数	マッチングシステム引き取り	次年度引継ぎ	廃棄数
飲料水	1, 087	1, 087	0	0	0	0
クラッカー	459	459	0	0	0	0
おかゆ	50	50	0	0	0	0
アルファ米	797	418	0	379	0	0
パン缶	210	210	0	0	0	0
ライスクッキー	30	30	0	0	0	0

49	ごみ組成分析調査	担当課	ごみ総合対策課
----	----------	-----	---------

家庭ごみの内容を分析し、ごみの性質の特徴を把握するため、ごみ組成分析調査を実施しました。

適正排出率の推移

年度	燃やすごみ (%)	燃やさないごみ (%)
3	82. 36	86. 42
4	78. 84	85. 90
5	87. 68	82. 13
6	84. 24	85. 77
7	81. 52	83. 64

50	一般廃棄物処理量の監視	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------	-----	---------

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量・再資源化を推進するために、1ヶ月を単位に市内の一般廃棄物の量を武蔵野クリーンセンター搬入量・資源化量・最終処分場搬入量等により把握し、排出・処理のフロー上で量的監視を行いました。また毎月、ごみ排出内訳・ごみ処理内訳及びフローを作成しました。

ごみ排出量・総資源化率・最終処分率

発生	年度	3	4	5	6	7	
	排出量 (t)	39,424	39,096	37,993	38,172	36,482	① =②+③
	ごみ 収集量 (t)	29,071	29,019	28,420	28,784	27,460	② =可燃、不燃、粗大、危険有害ごみの量
	資源 収集量 (t)	10,353	10,077	9,573	9,388	9,022	③ =資源収集(古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の量
	排出 抑制量 (t)	2,782	2,503	2,303	2,161	1,993	④ =資源収集(③)以外の方法で回収した資源物の量(拠点回収、集団回収等)
中間 処理	ごみ 処理量 (t)	28,589	28,505	27,945	28,295	26,964	⑤ =焼却、破碎等ごみとして中間処理した量
	資源化量 (t)	13,616	13,094	12,351	12,039	11,511	⑥ =資源収集、拠点回収、集団回収、不燃ごみ等に含まれる資源物等の量
	総資源化 率 (%)	32.26	31.48	30.65	29.85	29.92	⑥/(①+④)
最終 処分	最終 処分量 (t)	2,763	2,670	2,627	2,672	2,523	⑦=焼却残灰の量
	最終 処分率 (%)	7.01	6.83	6.92	7.00	6.92	⑦/①
エコセメント 化施設受入量 (t)		2,763	2,670	2,627	2,672	2,523	焼却残灰のエコセメント化量

51	ごみの排出状況の把握・指導	担当課	ごみ総合対策課
----	---------------	-----	---------

ごみ問題を解決するためには、ごみの発生の抑制と資源物の再資源化等、事業者や市民等の理解と協力に支えられるところが大きく、自分自身がごみ問題に関わる当事者であるという一人ひとりの意識改革が重要な課題です。市では、事業者や市民等が排出するごみの状況を監視・指導するため、市内全域を対象にパトロールを実施し、事業系ごみについては有料ごみ処理袋の開封調査・指導をし、家庭ごみにおいては分別指導を周知し、減量及び資源化の推進に努めました。

家庭系ごみ収集箇所数	戸建住宅：約 20,500 箇所 集合住宅：約 5,500 箇所
事業系ごみ収集箇所数（※）	約 5,000 箇所
家庭系ごみ指導件数	588 件（月平均：49.9 件、日平均：2.5 件）
事業系ごみ指導件数	11 件（月平均：0.92 件）
不法投棄監視・指導件数	159 件（月平均：13.3 件）

※事業系ごみ収集箇所は、1 日平均 10kg 以下の量を排出する市内事業所数です。

52	廃棄物の多量排出事業者への指導	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------------	-----	---------

事業系ごみの減量・再資源化を推進するため、多量の廃棄物を排出する事業者に、4 月 1 日現在の廃棄物再利用計画書を提出してもらい、ごみ減量の取り組み、資源物分別方法について立入検査を実施しました。

計画書提出事業者

年度	3	4	5	6	7
計画書提出事業者（件） （月平均10 t 以上の廃棄物を排出する事業所）	41	40	39	39	36
計画書廃棄物排出量計（t）	9,635	9,664	9,833	9,431	9,329
計画書廃棄物資源化量計（t）	7,790	7,734	7,841	7,263	7,335
計画書資源化率平均（%）	81	80	80	77	79

53	資源回収団体や事業者への補助金交付	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------------	-----	---------

リサイクルシステムの確立とリサイクル活動の全市的展開を図るため、資源回収を行う住民団体等や事業者に対して、補助金を交付しました。

住民団体等に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	3	4	5	6	7
団体数（団体）※1	188	178	176	173	169
補助金額（円）	18,766,560	17,572,128	16,274,856	15,128,744	14,001,536
資源回収量（kg）	2,347,850	2,196,516	2,034,357	1,891,093	1,750,192

資源回収事業者に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	3	4	5	6	7
事業者数（事業者）※2	16	15	15	15	14
補助金額（円）	4,651,160	4,345,252	3,984,236	3,671,146	3,389,084
資源回収量（kg）	2,325,580	2,172,626	1,992,118	1,835,573	1,694,542

※1、※2 補助金は年2回（4月～9月期、10月～3月期）に分けて交付。団体数及び事業者数は10月～3月期の数。

54	剪定枝葉等の堆肥化	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------	-----	---------

家庭から排出される剪定枝葉は従来焼却処理されていましたが、平成19年7月より戸別収集し、堆肥化・資源化を行っています。

年度	3	4	5	6	7
回収量（t）	197.82	173.53	153.52	155.95	132.00
処理費用（円）	11,842,184	11,589,871	11,548,416	11,623,106	4,064,984

その他の落ち葉等のたい肥化については、原発事故以降国や都が生産を自粛することとしたため活動を中止してきましたが、残置たい肥をバイオマス燃料としてすべてリサイクル処理し、たい肥置き場を空にしたこと、空間放射線量等の測定値が基準値以下を継続していることから、敷地内処理や閉所密閉管理の原則等、一定のルールの下でたい肥化を再開しました。

令和6年度から令和7年度にかけて5施設の生産実績がありました。堆肥を市民配布等する場合は、国の指導に基づき、東京都の出荷承認が必要であり、令和7年度は3か所が承認を得て配布を実施しました。

55	むさしのエコボ（不用品再利用掲示板事業）	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------------	-----	---------

不用になった品物をごみとして捨てるのではなく、「譲ります」「譲ってください」と市民から申し込まれた品物を市内施設や市のホームページに掲載し、市民同士の自主的な交渉で交換し合う「むさしのエコボ」（不用品再利用掲示板事業）を実施しました（平成23年3月より開始）。不用品再利用の情報交換の場（市内公共施設及びホームページ）を提供することにより、市民相互の有効活用を促しました。

むさしのエコボ利用状況 (件)

年度	3	4	5	6	7
申込件数・譲ります	142	207	310	642	733
申込件数・譲ってください	5	1	16	32	69
交渉成立件数・譲ります	101	128	180	352	403
交渉成立件数・譲ってください	0	0	1	2	7

56	小型廃家電製品マテリアル回収	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------	-----	---------

平成23年度から不燃・粗大ごみ処理施設にて処理する前に廃家電機器等をピックアップにより回収し、武蔵野クリーンセンター内に開設した『都市鉱山開発事務所』で分解・選別を開始しました。電子レンジ、プリンター、掃除機等の廃家電機器等を分解し、電動機類、基板、コード類、ハードディスクを取り出しています。これらの取り出した部品は、平成25年4月より施行された小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）に基づく認定事業者へ搬出し、適正なリサイクルにより、新たな資源やエネルギーとして生まれ変わります。

(kg)

品目 年度	電動機類	基板類	コード類	鉛類	携帯電話	ハードディスク	スマホ	小型デジタル家電	電池内蔵小型家電
3	9,710	2,270	1,510	480	270	270	160	510	－
4	9,780	2,410	1,560	310	220	320	320	880	－
5	9,890	2,130	1,610	280	190	0	180	200	－
6	9,760	2,110	1,850	300	190	470	380	530	－
7	9,770	2,160	2,080	280	190	260	380	640	4,840

都市鉱山開発事務所分（電動機類、基板類、コード類、ハードディスク、小型デジタル家電）

不燃・粗大施設手選別分（鉛類、携帯電話、スマホ、電池内蔵小型家電）

57	資源物の拠点回収	担当課	ごみ総合対策課
----	----------	-----	---------

資源物の分別収集とは別に、紙パック・小型家電について、コミュニティセンター等の協力を得て回収し資源化を行っています。

紙パック

回収量	回収枚数※	回収拠点
19,875kg	596,250枚	市役所・市政センター（中央・吉祥寺）市民会館・コミュニティセンター等 計21か所

※1kgあたり紙パック30枚で換算

小型家電

回収重量	回収拠点
3,408.1kg	市役所、むさしのエコreゾート、各市政センター、各コミュニティセンター（関前コミュニティセンターを除く）等 計20か所

58	【再掲】ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------------------	-----	---------

P41 「45 ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用」を参照

59	放置自転車の再利用	担当課	交通企画課
----	-----------	-----	-------

引き取り手のない撤去自転車のうち、一定の保管期間を経たものは可能な範囲での売却を着実にを行い、リサイクル率100%を達成しました。

放置自転車の売却台数

年度	3	4	5	6	7
売却台数（台）※	367	354	434	304	659

※売却した自転車は海外で再利用されています。

60	除籍図書のリサイクル	担当課	図書館
----	------------	-----	-----

各図書館に、除籍資料等をリサイクルするブックリサイクルコーナーを設け、常時リサイクル資料を無償で提供しました。

リサイクルの対象資料は、①保存年限が過ぎ、廃棄の対象となった雑誌、②時の経過につれて利用価値がなくなり保存価値を失ったもの、③利用の少ない複本図書、④改版が入手されたもの、⑤寄贈図書（図書館として不要な資料で、寄贈者からリサイクルの承諾を得ている図書）等です。

除籍資料リサイクル提供数の推移

（冊）

年度	中央図書館	吉祥寺図書館	武蔵野プレイス
3	5,112※	6,781	9,443
4	7,886	7,306	9,041
5	9,949	4,918	9,847
6	10,390	5,732	8,395
7	11,412	6,175	10,425

※中央図書館は空調等工事のため、10月28日～30日、11月19日～12月5日、1月31日～2月1日は提供を停止しました。

<環境方針3> 自然環境 ～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

61	環境保全型農業用資器材購入補助制度	担当課	産業振興課
----	-------------------	-----	-------

廃ビニールの排出量を抑制できる自然崩壊性マルチシートや、土壌環境や生態系への影響を減少させる肥料等、環境保全に配慮した農業用資器材及び有機質肥料の購入に対し補助を行い、環境と調和した農業の推進を図りました。

品目ごとの補助金相当額の集計

品名	数量	申請農家 戸数(のべ数)	補助金相当額 (円)
有機質肥料	1,410	75	885,683
自然崩壊性マルチシート	41	18	218,335
寒冷紗	1	1	13,905
光分解テープ	29	4	30,300
防鳥網	16	1	15,253
フェロモン剤	6	1	3,740
防虫ネット	16	1	18,186

※実際の補助金額は、申請者ごとに複数の品目を足し上げたうえで端数処理を行っている。

62	むさしの自然観察園事業	担当課	環境政策課
----	-------------	-----	-------

市内小学校にあるビオトープの基幹・拠点施設であるむさしの自然観察園において、生物多様性の啓発等の目的のもと、自然観察会や実験教室等を実施しました。運営は平成18年度よりNP0法人武蔵野自然塾に委託し、多くの市民が自然環境について学べる機会を提供しています。

年度	来園者数(人)	イベント参加人数(人)
3	4,138	192※
4	3,376	701
5	2,682	714
6	2,265	773
7	2,650	624

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため開園日、イベント開催を削減

63	遠野の森ベビーギフト事業	担当課	環境政策課
----	--------------	-----	-------

森林環境譲与税を活用し、新たに市民となる0歳児の誕生祝い品として、友好都市である遠野市の木材で作ったおもちゃを贈呈しました。木材利用により遠野市の森林保全に寄与するとともに、子どもの頃から木製品に触れる機会を創出しました。

対象者：令和7年4月1日以降に出生した市民

贈呈数：536個

64	雨水浸透施設の設置・指導	担当課	下水道課
----	--------------	-----	------

河川への雨水流出を抑制することにより都市型水害の軽減を図るとともに、地下水その他自然環境の保全と回復を目的として、平成6年4月に「雨水浸透施設助成金交付要綱」を、平成8年4月には「雨水流出抑制施設設置要綱」を制定しました。さらに、平成24年3月には「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（雨水利活用条例）」を新たに制定し、令和2年3月に全部改正を行い、雨水浸透施設設置の普及に努めています。市内イベントや市報などで、積極的なPRを実施し、雨水浸透施設の設置個数が増加しました。

雨水浸透施設等設置件数

年度	項目	設置件数(件)	施設別設置数		
			浸透ます(個)	浸透トレンチ※(m)	貯留槽(m³)
3		456	2,103	528.9	1,389
4		493	2,029	343.5	399.5
5		421	1,801	638.1	425.2
6		440	1,867	374	834
7		352	1,524	193	570

雨水浸透施設の設置助成

年度	項目	年度別助成金申請件数(件)	浸透ます(個)	浸透トレンチ(m)
3		43	190	－
4		23	120	－
5		40	169	－
6		44	162	－
7		44	182	－

※浸透トレンチは掘削した溝に碎石で充填し、この中に、溜めます等のます類と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き、トレンチ内の充填碎石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設です。

65	雨水貯留槽（雨水タンク）購入助成制度	担当課	下水道課
----	--------------------	-----	------

雨水の有効利用により、環境面や災害の抑制・防災時の活用等、多面的な効果が期待できる雨水貯留槽の購入に対して助成しました。

年度	項目	申請件数(件)	小型(1500未満)(個)	中型(1500以上)(個)	設置数(個)	貯留量(ℓ)	貯留量(累計)(ℓ)
3		36	16	20	36	6,604	39,719
4		19	10	9	19	2,887	42,606
5		25	7	18	25	5,310	47,916
6		58	32	26	58	10,435	58,351
7		33	17	16	33	6,040	64,391

66	緑化推進における支援と指導	担当課	緑のまち推進課
----	---------------	-----	---------

○苗木の配布

誕生記念樹：子どもの誕生を祝し記念樹を配付（年4回、4・7・10・1月に配付）

新築記念樹：新築の機会に合わせて記念樹を配付（年4回、6・9・12・3月に配付）

一般配布：民間のみどりを育むことを目的に苗木を配布（例年3月）

年度	誕生記念樹		新築 記念樹	一般配布	配付樹種 (新築記念樹と 一般配布共通)
	配付数(本)	配付樹種	配付数(本)	配布数(本)	
3	507	ジューンベリー、ブルーベ リー、ベンジャミン、 ユスラウメ、オリーブ、パ キラ	74	45	ハナミズキ、シマトネリ コ、ヒメシャラ、 モミジ、コブシ
4	487		56	17	
5	454		48	34	
6	408		53	53	
7	375		49	27	

○保存樹林等の所有者に対する補助金交付

保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定及び維持管理のための補助金を交付しました。

補助金の交付実績

	件 数 (件)	内 訳	補助金交付額 (円)
保存樹林	3	6,538㎡	570,000
保存樹木	158	784本	4,449,000
保存生垣	132	4,824m	1,420,200

○接道部緑化助成

緑被率・緑視率（目に映る緑の量）の増加を目的に、道路に接する部分の緑化に対して助成を行いました。

年度	植 栽					緑化に伴うブロッ ク塀等取壊し (㎡)
	生垣 (m)	高木 (本)	中木 (本)	低木 (本)	地被類 (㎡)	
3	20	1	6	49	0	0
4	14	5	12	110	29	0
5	1	4	6	63	40	0
6	20	9	13	38	40	0
7	8	0	2	30	6	0

○建築行為に対する緑化指導

敷地面積 200 ㎡以上の建築計画に対し緑化計画の指導を行いました。

年度	緑化計画書提出件数 (件)
3	73
4	77
5	57
6	64
7	55

○壁面・屋上緑化の推進

これまで、地上部を重視した緑化を推進してきましたが、駅周辺の商業地域では地上部での緑の確保が難しくなっています。このため、中高層建築物等の建築時におけるまちづくり条例の協議の際には、壁面・屋上緑化について提案や指導を進めています。

まちづくり条例の協議の実績

(件)

年度	3	4	5	6	7
件数	29	33	32	26	30

67	緑を支える市民活動への支援	担当課	緑のまち推進課
----	---------------	-----	---------

○緑ボランティア団体に対する助成事業

市立公園等を拠点とした緑の保全、緑化推進、公園維持等を行うボランティア団体に対し、活動経費の一部を助成しました。

年度	助成団体数	助成金額(円)
3	26	3,366,000
4	26	3,401,000
5	26	3,592,000
6	26	3,505,000
7	26	3,776,000

○各団体によるイベント

協定団体が行う地域ふれあい事業を共催し支援しています。

団体名	事業名	実施日	場所	内容
M' s Garden みどりの食いしん坊	オープンガーデン	令和7年5月17日	緑の創作園	園内案内、説明 ハーブ等苗の配付・ ハーブティー・菓子の 提供等
コミュニティファーム	夏まつり	令和7年7月12日	農業ふれあい公園	農作物無料収穫体験等 大正琴の演奏
	秋の収穫体験会	令和7年11月1日		農作物無料収穫体験等 和太鼓の演奏

68	公園緑地等の整備	担当課	緑のまち推進課
----	----------	-----	---------

「武蔵野市緑の基本計画 2019」に定める個別施策「公園緑地などの機能と維持管理の充実」に基づき、計画的に公園・緑地を整備・拡充しています。また、公園緑地の有するポテンシャルを発揮するため、公園のリニューアルを実施しています。令和7年度は本田北公園の木製遊具の更新及び十一小路緑地の新設を行いました。

市立公園の箇所数と面積

年度	箇所数	面積 (㎡)
3	183	233,532
4	184	234,330
5	185	235,463
6	185	235,403
7	187	237,052

※各年度とも翌年度の4月1日時点の実績値（令和7年度版より変更）

まちの景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等を目的として、道路緑化を進めてきました。令和7年度は不健全と判定された街路樹の更新（市道第212号線外3路線さくら植替え工事ほか3件）を行いました。

年度	街路樹（本）	グリーンベルト（m）
3	2,501	16,365
4	2,501	15,885
5	2,501	15,885
6	2,501	15,885
7	2,680	15,895

69	水辺環境の整備	担当課	緑のまち推進課
----	---------	-----	---------

○仙川

武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）に基づき、市内の仙川を4つのゾーン（自然生態系復活ゾーン・親水ゾーン・川の道ゾーン・水辺景観形成ゾーン）に分け、その特徴に合わせた整備をすることとしています。令和元年度に、「仙川水辺環境整備基本計画の評価と今後の方向性について」とりまとめを行いました。今後の方向性として、未整備区間については、様々な課題があることから事業を休止することとし、整備済み区間の生物環境の維持等、良好な水辺環境として保全していきます。

○千川上水

千川上水整備基本計画に基づき、水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるように、千川上水の整備を実施しています。

年度	区間	延長	内容
3	-	-	-
4	-	-	-
5	千川さんかく公園～三郡橋	80m	遊歩道整備、視点場設置、植栽整備等
6	-	-	-
7	-	-	-

○玉川上水

玉川上水と緑道の良好な環境を、憩いの空間及び多様な生物の生息空間として今後も保全・充実していくために、都や周辺自治体と情報交換や連絡調整を密に行っています。また、史跡玉川上水整備活用計画に基づき、保存管理、整備活用、管理・運営等に協力をしています。

主催	内容	日程
東京都	史跡玉川上水整備活用のための作業説明会	令和7年7月1日
東京都	玉川上水緑の保全事業都・市区連絡協議会	令和7年12月12日

70	多摩の森林整備	担当課	緑のまち推進課
----	---------	-----	---------

森林の持つ公益的機能を享受してきた都市が、荒廃の恐れのある多摩地域の森林を保全すること、また森林資源を活用して市民の森林に対する理解を深め、自然環境への関心を高めることを目的として、東京の森林の保全と活用を行っています。

活動実績

森林名	内容
二俣尾・武蔵野市民の森 (協定区域 9.86ha)	森林整備：枝打、歩道刈払、歩道新設、枯損木処理、栈橋架設 啓発事業：森の市民講座（年5回実施）、森林整備啓発事業（年5回実施） 協議会開催（年1回実施）
奥多摩・武蔵野の森 (整備区域 3.35ha)	歩道改修・刈払い、木柵工新設、見回り管理、運営協議会開催（年1回実施）、 現地視察（年1回実施）

71	学校緑化の支援	担当課	教育企画課
----	---------	-----	-------

芝生とのふれ合いやプランターで生育した作物の収穫等、学校の自主的な緑化の取り組みを支援することで、学校内の涼環境創出、児童・生徒への環境教育、市民の緑化に対する意識の向上、ヒートアイランド現象の緩和を目指しました。

○芝生の維持管理

	学校名	芝生化面積(m ²)
1	第一小学校	235
2	第三小学校	455
3	境南小学校	158
4	第三中学校	504

○屋上緑化

	学校名	実施
1	大野田小学校	継続
2	第五中学校	継続
3	第一中学校	新規

○壁面緑化

	学校名	実施
1	桜野小学校	継続

<環境方針4> 都市環境 ～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

72	公共施設の環境配慮指針の運用	担当課	環境政策課
----	----------------	-----	-------

市が模範となり、自ら率先して公共施設の省エネ・創エネの取組を行う必要があるため、現状施設の調査・分析を実施し、ZEBを見据えた今後備えるべき整備水準の検討を行い、令和5年6月に公共施設の環境配慮指針を策定しました。

また、令和7年度に、建築物省エネ法の改正により、省エネ基準適合義務化の対象となった300㎡未満の非住宅用途及び住宅用途の公共施設について、達成すべきエネルギー消費性能及び備えるべき設備等の基準を検討し、対象施設及び整備水準の追加を行いました。

■対象とする公共施設

○対象施設：市有施設

○対象建築行為：

【新築】全ての住宅及び非住宅建築物（10㎡超）

【増改築】全ての住宅及び非住宅建築物において増改築部分の床面積が10㎡を超える場合

■施設整備水準

○公共施設のエネルギー性能水準：

- ・非住宅（300㎡以上）：第一水準について優先検討を行い、可能な限りの省エネ対策を採用してもなお第一水準の達成が困難な場合は、第二水準を満たすこと

第一水準：ZEB Ready

創エネ設備による削減量を除いて一次エネルギー消費量を50%以上削減

第二水準：④と⑥のいずれの条件も満たすこと

④：ZEB Oriented 相当（一次エネルギー消費量を30～40%以上削減）

⑥：未評価技術を導入し、更なる省エネを図ること

- ・非住宅（300㎡未満）：ZEB Ready

創エネ設備による削減量を除いて一次エネルギー消費量を50%以上削減

- ・住宅：第一水準について優先検討を行い、可能な限りの省エネ対策を採用してもなお第一水準の達成が困難な場合は、第二水準を満たすこと

第一水準：ZEH-M Ready

創エネ設備による削減量を除いて一次エネルギー消費量を20%以上削減、かつ、創エネ設備による削減量を含めて一次エネルギー消費量50%以上削減

第二水準：ZEH-M Oriented 相当

創エネ設備による削減量を除いて一次エネルギー消費量を20%以上削減

○外皮基準

- ・住宅：断熱等級5以上（UA値0.6以下、 η AC値2.8以下）

○創エネ設備：原則設置

なお、新技術による設備の設置を積極的に検討すること

73	公共施設の建築・工事における環境配慮	担当課	施設課、下水道課、 緑のまち推進課、交通 企画課、道路管理課、水 道部工務課
----	--------------------	-----	---

市の関連施設の建築・工事のうち、一定規模*の建築・工事については、下記の「環境配慮事項」の中から、実施可能なものを導入し、環境への配慮を行いました。

※令和7年9月までは契約金額130万円以上、令和7年10月以降は200万円以上

環境配慮事項

①緑化及び生態系の保護	⑥再生資源の利用
②公害の防止	⑦施設等の長期利用
③省資源、省エネルギー	⑧良好な景観の確保
④新エネルギー等の利用	⑨地球環境の保全
⑤雨水の利用	⑩耐震性の確保

(件)

該当課	一件130万円以上の工事件数	環境に配慮した件数									
		①緑化及び生態系の保護	②公害の防止	③省資源、省エネルギー	④新エネルギー等の利用	⑤雨水の利用	⑥再生資源の利用	⑦施設等の長期利用	⑧良好な景観の確保	⑨地球環境の保全	⑩耐震性の確保
施設課	32	－	12	5	1	1	31	－	－	－	－
下水道課	26	0	26	0	0	0	17	5	0	26	4
緑のまち推進課	8	4	8			1	4		2	8	
交通企画課	13	－	13	－	－	6	9	－	1	11	－
道路管理課	3	2	3	－	－	－	2	－	3	3	－
水道部工務課	18							8			10

※1件の中で複数の環境配慮項目が該当する工事案件があるため、①～⑩の合計値と工事件数は必ずしも一致しない。

74	違法広告物のパトロール・撤去、落書きの消去	担当課	環境政策課
----	-----------------------	-----	-------

○屋外広告物の指導

無秩序に出された屋外広告物は、まちの良好な景観を損なうため、申請受付事務や苦情相談対応を通じて業者への指導を行いました。また市内の屋外広告物の状況をパトロールし、違反となっているはり紙・はり札・立看板等の撤去を行いました。

屋外広告物の許可申請受理

(1) 市長許可分の申請受理実績

年 度	3		4		5		6		7	
種 別	件 数 (件)	基 数 (基)	件 数 (件)	基 数 (基)	件 数 (件)	基 数 (基)	件 数 (件)	基 数 (基)	件 数 (件)	基 数 (基)
広告塔	—		—		1	1	1	1	0	0
広告板	111	499	124	568	115	472	128	665	128	554
その他	1		1		—		—		10	
合 計	112	499	125	568	116	473	129	666	138	554

(2) 都許可分の申請受理実績

年 度	3		4		5		6		7	
種 別	件 数 (件)	基 数 (基)	件 数 (件)	基 数 (基)	件 数 (件)	基 数 (基)	件 数 (件)	基 数 (基)	件 数 (件)	基 数 (基)
広告塔	11	12	7	7	10	11	8	8	11	12
広告板	95	195	106	230	92	207	109	257	99	189
その他	1		1		1		1		1	
合 計	107	207	114	237	103	218	118	265	111	201

違反広告物の処理状況（令和4年4月から外部委託にて実施）

年度	3	4	5	6	7
はり紙・はり札（件）	6,085	4,062	3,879	3,068	2,019
立 看 板（件）	1	1	0	0	0
計	6,086	4,063	3,879	3,068	2,019

○落書き消去等

まちの環境美化のため、公共物への落書きを消去しました（令和4年4月から外部委託にて実施）。

(件)

年度	3	4	5	6	7
公共物の落書き消去件数（電柱、標識、案内板等）	206	501	408	353	341

75	あき地の適正管理	担当課	環境政策課
----	----------	-----	-------

あき地の適正管理のため、市内調査及びあき地所有者への除草等の依頼を行いました。

あき地の適正管理通知件数

(件)

年度	3	4	5	6	7
適正管理通知件数	17	13	12	12	20

あき地把握件数

(件)

年度	3	4	5	6	7
あき地把握件数	—	227	—	—	—

※令和3年度に見直しを行い、令和4年度以降、あき地調査は4年に1回実施予定

76	三駅周辺清掃の実施	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------	-----	---------

市の玄関口ともいえる吉祥寺駅・三鷹駅北口・武蔵境駅周辺について、日曜日・祝日を除く毎日、清掃活動を実施することで、安全で清潔な美しいまちづくりに取り組みました。

駅周辺清掃

場 所	内 容
吉祥寺駅周辺、三鷹駅北口周辺、武蔵境駅周辺	日曜日、祝日及び1月2日、3日を除く 毎日1回（各駅前広場は1日2回または3回）

77	市内美化の推進	担当課	ごみ総合対策課
----	---------	-----	---------

市内一斉清掃の実施

ごみの散乱防止・地域環境美化の意識の普及・高揚を図るために、11月の最終日曜日に市内全域で、市民・事業者・団体等と協力しながら清掃を実施しています。

実施日	清掃場所	参加者	ごみ回収量
令和7年11月30日	吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅周辺、 主要道路、公園、遊歩道ほか	2,875人	可燃 1,280kg 不燃 90kg

78	迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------	-----	---------

路上禁煙地区内での迷惑喫煙を防止することを目的にマナー推進員2名が1チームとなり、当該地区内を巡回し、路上禁煙地区の周知と、喫煙している人に対しては中止要請を行っています。また路上には、路上喫煙禁止シールやポイ捨て禁止シールを貼付し、さらに三鷹駅北口地区、武蔵境駅地区の各商店街の街路灯にマナー啓発フラッグを掲示することによって、マナー啓発を行っています。

令和2年4月の改正健康増進法と都の受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、受動喫煙を防止するとともに街の環境美化を図るため、三鷹駅北口に閉鎖型の喫煙所（喫煙トレーラーハウス）を設置し、令和2年7月から利用開始しました。吉祥寺駅南口と武蔵境駅周辺については令和3年4月から、吉祥寺イーストエリアについては令和7年3月から同様の閉鎖型喫煙所の利用を開始しています。

来街者の多い吉祥寺駅周辺の店舗においては、閉鎖型喫煙所を案内するためのチラシを配布しています。

79	まちづくり条例に基づく開発指導	担当課	まちづくり推進課
----	-----------------	-----	----------

事業主が開発行為または中高層建築物の建築等を行う際、「武蔵野市まちづくり条例」に基づき、①中高層建築物（高さ10mを超える等）、②特定集合住宅（15戸以上）、③集客施設（500㎡以上）、④開発行為等の開発事業に対して、事業区域内の緑化の推進や保全、公園・公共用地の確保、駐輪施設、清掃施設の設置等、居住環境に配慮した事業計画となるよう指導及び誘導を行いました。

各種届出（「武蔵野市まちづくり条例」に基づく）

年度	3	4	5	6	7
大規模土地取引の手続き（件）	0	0	1	2	0
大規模開発事業（件）	7	4	7	2	5
一般開発事業（件）	22	29	24	24	24

80	都市計画道路の整備	担当課	まちづくり推進課
----	-----------	-----	----------

道路は、人や車が移動するための交通機能のほか、公共空間として都市に潤いを与える緑化や上下水道など供給処理施設の収容、さらに通風、採光等の機能を有する都市の骨格をなす施設です。

本市の都市計画道路は、昭和16年に当初の計画決定がなされ、その後、急激な都市化による交通量の増大等により、昭和37年に大幅な見直しを行い、現在の都市計画道路網の骨格となっています。

○令和7年度の主な実績

- ・R8.3第五次事業化計画において、武3・4・11（女子大通り）を優先整備路線に位置付けた。
- ・未着手隅切りの対応方針(R4.11)に基づき、R7年度には市内5箇所の隅切り部の縮小を行った。

	計画延長 (m)	施行済延長 (m)	施行率 (%)
市施行	16,460	13,380	81.2
都施行	23,400	12,345	52.7
合 計	39,860	25,725	64.5

(令和7年度末現在)

81	吉祥寺駅周辺の荷さばき対策	担当課	吉祥寺まちづくり事務所
----	---------------	-----	-------------

吉祥寺のまちづくりの一環として、地元商業者、運送・駐車場事業者、行政などの関係者と連携し、荷さばきルールの啓発、共同集配送事業、荷さばきカード事業などの荷さばき対策に取り組みました。

荷さばきルール徹底週間の実施（平成22年から開始）

	期 間	内 容
第31回	令和7年6月16日～20日	吉祥寺活性化協議会と連携し、地元商業者等に荷さばき対策への参加要請などを行うと共に、各運送事業者に対し荷さばき対策の必要性やルールの徹底をPRした。
第32回	令和7年11月17日～21日	

82	自転車駐車場の整備	担当課	交通企画課
----	-----------	-----	-------

自転車は環境にやさしい乗り物であり、その駐車スペースを確保するために、自転車駐車場を整備しています。

一時利用の利用率が100%を超える一方で、定期利用の契約率が著しく低い自転車駐車場において、定期利用から一時利用への一部転換を進めました。利用体系の見直しにより、一時利用、定期利用ともに空きがあり、必要な時に必要な方が自転車駐車場を利用できる状況になりました。

市内3駅周辺自転車駐車場 収容台数（台）（令和7年度末現在）

	吉祥寺駅	三鷹駅北口	武蔵境駅	合 計
定期利用	4,558	1,459	3,729	9,746
一時利用	6,575	5,457	4,754	16,786
合 計	11,133	6,916	8,483	26,532

83	放置自転車の撤去	担当課	交通企画課
----	----------	-----	-------

環境保全と、快適な歩行空間確保のため、放置自転車の撤去を行いました。（原付の撤去台数は除く）

年度	3	4	5	6	7
撤去日数（日）	727	727	720	673	701
撤去台数（台）	1,703	1,667	1,616	1,451	1,618

※撤去日数は、撤去した延べ回数。異なる駅で撤去した場合はそれぞれ1日とみなす。

84	ムーバスの運行	担当課	交通企画課
----	---------	-----	-------

自家用車から、ムーバス等公共交通機関への乗り換えを促すことにより、交通渋滞を緩和し、排気ガスの削減を目指しました。令和7年度に1号路線（吉祥寺東循環）に、EV車両を1台導入しました。

ムーバス乗客数

(人)

年度	1号路線 (吉祥寺東循環)	2号路線 (吉祥寺北西循環)	3号路線 (境南東循環) (境南西循環)	4号路線 (三鷹駅北西循環)	5号路線 (境西循環) (境・東小金井線)	6号路線 (三鷹・吉祥寺循環)	7号路線 (境・三鷹循環)
3	239,449	468,806	130,639 190,713	177,903	190,744 147,045	195,055	103,265
4	298,473	548,787	148,685 228,787	233,646	257,262 189,375	239,790	121,203
5	327,612	574,218	168,938 256,510	251,024	289,789 210,864	267,551	129,968
6	347,480	604,465	186,148 277,548	274,329	306,800 226,048	289,967	139,018
7	367,114	628,907	194,239 291,435	278,383	312,123 226,445	206,011	142,785

85	パーク・アンド・バスライドシステム	担当課	交通企画課
----	-------------------	-----	-------

自家用車等での吉祥寺駅周辺部への乗り入れを抑制することにより、総乗り入れ台数の軽減と、駐車場探しで回遊する車の交通渋滞と排気ガス放出を緩和します。

ムーパーク利用台数（ムーバス6号路線三鷹・吉祥寺循環 6番武蔵野税務署南バス停隣接 収容台数38台）

年度	3	4	5	6	7
利用台数（台）	20,477	21,163	22,383	19,979	21,801
1日当たり利用台数（台）	56.1	58.0	61.2	54.7	59.7

86	駐車場案内・誘導システム	担当課	交通企画課
----	--------------	-----	-------

吉祥寺駅周辺の駐車場の満空情報を、インターネット等を通してリアルタイムで提供し、空き駐車場に適切に誘導することにより、駐車場探しや順番待ちを緩和して交通を円滑化し、排気ガスの排出抑制を図りました。

多くの時間貸し駐車場では満空情報が各社より発信されていること、紙ベースのマップは需要が低いことから、今後は、市ホームページにおいてs-park等の駐車場情報サイトの掲載は続けますが、駐車場案内・誘導システム及びマップ作成は令和7年度をもって終了します。

情報提供駐車場	車両	
	2場	374台

87	生活道路の整備	担当課	交通企画課
----	---------	-----	-------

生活道路等の整備により、歩行環境の向上を図りました。

令和7年度は、4路線（施工延長963.5m/施工面積4,590㎡）について工事を実施しました。

○令和7年度工事実施箇所（L=延長/A=面積）

- ・市道第2号線 L=400.9m、A=2,238㎡
- ・市道第130号線 L=354.5m、A=1,630㎡
- ・吉祥寺本町二丁目地内 L=87.3m、A=290㎡
- ・吉祥寺本町三丁目地内 L=120.8m、A=432㎡

88	電線類の地中化の推進	担当課	交通企画課
----	------------	-----	-------

電線類の地中化により、歩行空間を確保し、バリアフリー化・防災対策等に対応した良好な道路景観の創出を目指しました。令和7年度は、市道第16号線及び市道第177号線の景観整備を進めました。

○市道第16号線及び市道第177号線

- ・電線類の地中化 完了
- ・景観整備 全3区間中、3区間完了

89	透水性舗装の整備	担当課	交通企画課
----	----------	-----	-------

雨水流出抑制や地下水涵養を図るため、透水性舗装を施工しました。

年度	3	4	5	6	7
舗装面積 (m ²)	442	1,387	1,270	3,077	2,990

○令和7年度工事実施箇所 (L=延長/A=面積)

- ・市道第85号線 L=61.3m、A=193.4 m²
- ・市道第130号線 L=354.5m、A=1,630 m²
- ・吉祥寺本町三丁目地内 L=120.8m、A=432 m²
- ・市道第16号線 (第3工区) L=107.2m、A=313 m²
- ・市道第267号線 L=101.5m、A=422 m²

90	歩道の整備	担当課	交通企画課
----	-------	-----	-------

歩道を改修して、透水性舗装を施工しました。

令和7年度は、2路線 (歩道面積625.4 m²) について工事を実施しました。

○令和7年度工事実施箇所 (L=延長/A=面積)

- ・市道第85号線 L=61.3m、A=229.4 m²
- ・市道第16号線 (第3工区) L=107.2m、A=396 m²

91	空き家の適正管理	担当課	住宅対策課
----	----------	-----	-------

空き家の適正管理のため、現地調査に基づき、所有者等に対して樹木繁茂による道路への越境解消等の依頼を行いました。

空き家相談・適正管理通知件数

年度	3	4	5	6	7
相談件数 (件)	65	67	63	83	72
空き家の適正管理通知件数 (件)	37	35	35	47	47

92	既存住宅の耐震性能向上施策	担当課	住宅対策課
----	---------------	-----	-------

既存住宅の耐震性向上は、耐用年数を延伸させ、エネルギー・資源の有効活用、廃棄物削減や自然環境の保全等につながります。耐震診断及び耐震改修を対象とした助成制度や耐震アドバイザー派遣により、耐震診断・改修を促進し、既存住宅の耐震性能の向上を図りました。

耐震助成件数 (件)

年度	診断助成件数	改修助成件数
3	9 (木造 7/非木造 0/マンション 2)	8 (木造 6/非木造 1/マンション 1)
4	4 (木造 1/非木造 2/マンション 1)	3 (木造 3/非木造 0/マンション 0)
5	6 (木造 3/非木造 2/マンション 1)	2 (木造 2/非木造 0/マンション 0)
6	3 (木造 0/非木造 2/マンション 1)	7 (木造 6/非木造 0/マンション 1)
7	0	6 (木造 6/非木造 0/マンション 0)

耐震アドバイザー派遣事業 (件)

年度	派遣件数
3	33 (相談：木造 1/非木造 2/マンション 1、簡易診断：木造 19/非木造 2/マンション 0、安心パック：木造 8)
4	45 (相談：木造 0/非木造 10/マンション 0、簡易診断：木造 29/非木造 0/マンション 0、安心パック：木造 6)
5	42 (相談：木造 0/非木造 8/マンション 2、簡易診断：木造 25/非木造 0/マンション 0、安心パック：木造 7)
6	71 (相談：木造 6/非木造 10/マンション 0、簡易診断：木造 22/非木造 0/マンション 1、安心パック：木造 15、耐震診断：木造 17)
7	45 (相談：木造 3/非木造 6/マンション 2、簡易診断：木造 24/非木造 2/マンション 0、安心パック：木造 6、耐震診断：木造 2)

※安心パックとは、耐震診断、補強計画、工事費概算費用算出をまとめて行う事業のこと。

93	舗装の補修	担当課	道路管理課
----	-------	-----	-------

劣化の進んだ舗装を調査し、順次補修しました。

年度	3	4	5	6	7
件数 (件)	27	39	44	39	35
面積 (㎡)	4,138	6,181	4,161	4,004	3,293

94	狭あい道路の拡幅整備	担当課	道路管理課
----	------------	-----	-------

建築確認行政と連携し、建築行為を行う際に建築主の協力を得て、4m未満の「狭あい道路」を拡幅整備し、日照・通風・採光・居住空間等の生活環境の向上と、災害・緊急時の地域の防災機能の向上を図りました。

狭あい道路拡幅整備 協議及び拡幅整備

年度	協議件数 (件)	整備件数 (件)	整備延長 (m)
3	161	116	1,595
4	145	154	2,119
5	142	133	2,127
6	165	115	1,485
7	153	125	1,873

95	市内街路灯のLED化	担当課	道路管理課
----	------------	-----	-------

夜間における歩行者・自転車・自動車等の安全な通行を確保するとともに、環境負荷の低減を推進するため、LED街路灯の整備を進めています。小型街路灯（蛍光灯）から交換を実施し、LED化に取り組んでおり、令和7年度の市内街路灯（うち市管理分）のLED化率は、97.9%となっています。

市内街路灯（市管理分）設置状況 (灯)

年度	3	4	5	6	7
LED	6,934	7,187	7,441	7,559	7,578
蛍光灯	26	24	22	19	18
水銀灯	747	485	277	143	132

※セラミックメタルハライドランプ及びナトリウム灯を含む。

96	公共用地取得後の適正管理	担当課	用地課
----	--------------	-----	-----

武蔵野市土地開発公社が取得した公共用地の適正管理のため、ごみの収集及び除草の依頼を行いました。

年度	3	4	5	6	7
ごみ収集処理 ^{※1} (回)	39	51	53	53	—
除草依頼 ^{※2} (件)	6	6	4	8	5

※1 ごみ収集処理は令和7年度から駅周辺清掃（担当課 ごみ総合対策課）にて対応

※2 枝等の剪定も含む。

<環境方針5> 公害・災害 ～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

97	大気環境の測定	担当課	環境政策課
----	---------	-----	-------

A. 大気汚染の概要

本市は、東京都23区に隣接して位置し、市内には大規模な工場はほとんど存在せず、また道路も国道等の主要幹線道路は通っていません。しかし、東京湾岸の工業地帯や都心への交通の集中等による影響を受け、昭和30年代の後半から大気環境は悪化しました。また、昭和40年代半ばからは、光化学スモッグが発生し、被害が多発しました。

昭和40年代後半、ようやく公害対策基本法を中心とした法体系が整備され、大規模な工場に起因する二酸化硫黄等の汚染は改善され、産業公害は沈静化しました。しかし、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントに関しては、環境基準の未達成の状況が続いています。主な要因は、自動車排気ガスや事業所等から発生する炭化水素系の化合物（揮発性有機化合物・VOC）です。

環境問題は複雑化かつ広域化しており、二酸化炭素等の温室効果ガスによる温暖化や酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊等、地球規模での大気汚染が進行しています。

その他、大気汚染問題の動向として、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、平成13年にはジクロロメタンが、有害大気汚染物質に指定され、これらを使用する施設に対して排出抑制基準が定められました。また、平成11年には、ダイオキシン類対策特別措置法が公布され、廃棄物焼却炉等の発生源に対する規制が定められ、環境基準の設定、総量規制等、対策の充実強化が図られました。

また、石綿（アスベスト）による健康被害がクローズアップされ、平成18年3月からは、大気汚染防止法に係る、特定粉じん排出等作業実施の届出等が改正され、令和4年4月以降、一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の有無に関わらず、事前調査結果の都や市への報告と掲示が義務づけられるとともに、令和5年10月1日以降は着工する解体工事等には、有資格者による事前調査が義務づけられる等、飛散防止対策が強化されています。

さらに、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成21年に環境基準値が定められ、都環境局による常時監視体制の整備が図られています。

B. 大気汚染物質

大気中に排出される主な汚染物質は、以下のとおりです。

汚 染 物 質 名	説 明
硫黄酸化物 (SO _x)	重油等の燃料中に含まれる硫黄分が燃えて発生します。代表的なものは二酸化硫黄(SO ₂)で、無色、刺激性が強く、慢性気管支炎等、呼吸器系疾患を引き起こします。
一酸化炭素 (CO)	燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭のガスで、主に自動車から排出されます。吸い込むと血液中で酸素を運ぶヘモグロビンと結びつくため酸素欠乏を起こし、頭痛、吐き気、めまい、全身倦怠等の症状があらわれます。
炭化水素 (HC)	自動車や燃料、有機溶剤を取り扱う事業所等から排出されます。炭化水素にはいろいろな種類がありますが、窒素酸化物(NO _x)とともに、光化学スモッグの原因物質とされています。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に長期間浮いている微粒子で、気道や肺に入り込む大きさ 10 マイクロメートル（1 マイクロメートル＝1/1000mm）以下のものです。視程を阻害する原因となるほか、他の汚染物質と結びついて呼吸器系の疾患を引き起こします。
窒素酸化物 (NO _x)	自動車や工場、事業所、家庭での燃料の燃焼により、燃料中の窒素分や、空気中の窒素が酸化されて発生します。発生時のほとんどは無色無臭の一酸化窒素(NO)ですが、これが空気中で酸化されてできる二酸化窒素(NO ₂)は、赤褐色で刺激臭をもち、慢性気管支炎や肺気腫を引き起こします。
光化学オキシダント (O _x)	大気中の炭化水素と窒素酸化物が、太陽光線を受けて反応してできる汚染物質の総称で、目やのどを刺激し、植物にも被害を及ぼす光化学スモッグを引き起こします。

C. 大気環境の評価

a. 大気の汚染に係る環境基準

大気については、次の汚染物質について環境基準が定められています。本市ではそのうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて常時測定を行っています。

物 質 名	環 境 上 の 条 件	評価の仕方
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価 長期的評価
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価 長期的評価
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	短期的評価 長期的評価
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	長期的評価
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期的評価
ダ イ オ キ シ ン 類	1年平均値が0.6ピコグラム(pg-TEQ/ m ³)以下であること。	長期的評価
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/ m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/ m ³ 以下であること。	長期的評価

※ppm…百万分の一（気体の場合、1m³中に1cm³含まれる濃度）を指す。

b. 環境基準とは

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境上の条件として、現在、大気の汚染のほか、水質の汚濁、騒音、土壌の汚染についてそれぞれ定められています。

環境基準は、受忍の限度あるいは許容限度ではなく、環境改善あるいは環境維持のための行政上の目標としての基準とされています。

一方、工場や事業所を設置している者等が、公害防止上守らなければならないものとして、規制基準や排出基準等があります。

c. 環境基準の評価

大気の環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。一般に、健康に慢性影響を及ぼす物質については長期的評価、急性影響を及ぼす物質については短期的評価が主に用いられます。

長期的評価	年間の測定値のうち、一定の値について、環境基準と比較して評価を行います。
短期的評価	測定を行った日についての1日平均値、各1時間値等を環境基準と比較して評価を行います。

(長期的評価)

物 質 名	評 価 方 法
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合には、7日分の測定値)を除外した後の最高値である「2%除外値」を、環境基準と比較して評価します。 ただし、環境基準を超える日が2日以上連続する場合には不適合と評価します。
一 酸 化 炭 素 (CO)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する「98%値」を、環境基準と比較して評価します。

D. これまでの大気環境

a. 長期的評価による環境基準適合状況

年度	二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		二酸化窒素	
	評価値(ppm)	評価	評価値 (mg/m ³)	評価	評価値(ppm)	評価
3	0.001	◎	0.020	◎	0.027	◎
4	0.002	◎	0.023	◎	0.024	◎
5	0.001	◎	0.026	◎	0.029	◎
6	0.001	◎	0.029	◎	0.024	◎
7	—	—	—	—	—	—

※◎は適合、×は不適合

※二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は、一般的に長期的評価により評価されます。

※令和7年度以降、市による大気環境常時測定終了（東京都の常時監視測定室が市役所内に設置されたため）

b. 短期的評価による環境基準適合状況

物質名	一酸化炭素					光化学オキシダント						
	1時間値の1日 平均値が10ppm を超えた日数 (日)	割合 (%)	1時間値の8時 間平均値が20ppm を超えた回数 (回)	割合 (%)	評価	1時間値 が0.06ppm を超えた 時間数 (時間)	割合 (%)	1時間値が 0.12ppmを超え た日数 (日)	割合 (%)	評価	最大値 (ppm)	光化学スモ ッグ注意報 発令回数 (回)
3	0	0	0	0	◎	247	4.5	2	0.5	×	0.076	3
4	0	0	0	0	◎	243	2.8	3	0.3	×	0.072	4
5	0	0	0	0	◎	233	2.7	2	0.3	×	0.139	3
6	0	0	0	0	◎	300	3.4	3	0.3	×	0.129	2
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3

※◎は適合、×は不適合

※一酸化炭素と光化学オキシダントは、一般的に短期的評価により評価されます。

※令和7年度以降、市による大気環境常時測定終了（東京都の常時監視測定室が市役所内に設置されたため）

E. 光化学スモッグ

大気汚染に伴う現象のひとつに光化学スモッグがあります。光化学スモッグは、自動車や工場等から大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素等の汚染物質が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、その結果、光化学オキシダント等が高い濃度で発生する現象です。目がチカチカする、喉が痛む等の症状を起こすほか、植物の葉が枯れる等の被害をもたらします。

光化学スモッグは、天気、気温、風速等の気象条件によって左右されることが多く、特によく晴れた風の弱い日や、もやのかかったような視界の悪い日に発生しやすくなっています。

光化学スモッグに対処するため、東京都より下表に示す基準が設けられ、緊急時における住民への注意喚起と、工場・事業場との協力体制がとられています。

光化学スモッグの緊急時発令基準及び措置

段 階	発令の基準	措 置		
		緊急時協力工場	自動車等	一 般
予報	高濃度汚染が予想される時(気象条件から)	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請	①ばい煙排出者に対し自主規制を協力要請
注意報	オキシダント濃度0.12ppm以上で継続	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	①の他、 ②屋外になるべく出ない ③屋外運動はさし控える ④被害にあった時は保健所に届け出る旨協力要請
警報	オキシダント濃度0.24ppm以上で継続	通常の燃料使用量より40%以上削減勧告		
重大緊急報	オキシダント濃度0.40ppm以上で継続	通常の燃料使用量より40%以上削減命令	都公安委員会に対し、措置をとるべく要請	

学校情報	オキシダント濃度が 0.10ppm以上			上記②～④について周知
------	------------------------	--	--	-------------

多摩北部地区における光化学スモッグ注意報年・月別発令回数

多摩北部地区＝武蔵野・小平・東村山・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京

(回)

年度 月	3	4	5	6	7
4月	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0
6月	1	2	0	0	1
7月	1	1	3	1	0
8月	1	1	0	1	2
9月	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0
合計	3	4	3	2	3

F. 微小粒子状物質 (PM2.5) 調査

a. 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子です。ばい煙等の人為起源と黄砂や植物等の自然起源があります。肺の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器疾患等の影響が懸念されています。

b. 基準値及び指針値

環境基準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 1年平均値を環境基準と比較及び1日平均値については、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較し両方を満足した場合に達成と評価。
注意喚起のための暫定指針値	健康に影響が出る可能性が高くなる濃度基準であり、1日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$

c. 東京都の調査結果

東京都は、平成23年度より微小粒子状物質の測定を行っています。測定を開始してから注意喚起のための暫定指針値である1日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日はありません。

測定結果	(μg/ m ³)				
年 度	3	4	5	6	7
年平均値	8.5	8.9	8.9	9.3	R8.7 現在未発表
98%値	20.3	19.3	19.4	21.5	R8.7 現在未発表
環境基準 達成状況	◎	◎	◎	◎	R8.7 現在未発表

※東京都環境局発行「大気汚染常時測定結果のまとめ」武蔵野市関前局の値

G. アスベスト調査

大気中のアスベスト濃度を毎年調査しています。昨今、取扱者や作業員、工場周辺住民への被害が顕在化し、関連法と解体時等の規制が強化されています(大気汚染防止法基準:敷地境界10本/L)。

大気中のアスベスト調査結果 (本/L)

採取月日	R7. 5. 29	R7. 8. 18	R7. 11. 25	R8. 2. 19
石綿	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満

採取場所 市役所 百葉箱前

吸引時間4時間 吸引ガス量2,400L

98	工場・指定作業所・特定建設作業に関する届出受理・指導	担当課	環境政策課
----	----------------------------	-----	-------

東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「都環境確保条例」という。）に基づき、工場、指定作業場の設置等の届出を受理し、同時に公害防止の取り組みに関して指導を行いました。

都環境確保条例に基づく工場認可件数 (件)

設置申請	設置認可	設置未認可	設置取下げ	設置不認可	廃止届
0	0	0	0	0	2
変更申請	変更認可	変更不認可	変更取下げ	現況届	職権廃止
0	0	0	0	1	0

※認可工場数=106

都環境確保条例に基づく指定作業場関係届出書受理件数 (件)

種 別	設 置	変 更	承 継	廃 止	計
自動車駐車場	1	1	3	7	12
ボイラーを有する事業場 他	2	1	0	0	3
地下水揚水施設	0	0	0	1	1
洗濯施設を有する事業場	0	0	0	1	1
計	3	2	3	9	17

※指定作業場数=507

騒音規制法に基づく届出書受理件数 (件)

特 定 施 設	設 置	1
	変 更	2
	廃 止	1
特 定 建 設 作 業 実 施 届		114

※騒音規制法に基づく特定工場等の数=109

振動規制法に基づく届出書受理件数 (件)

特 定 施 設	設 置 届	0
	変 更 届	1
	廃 止 届	2
特 定 建 設 作 業 実 施 届		80

※振動規制法に基づく特定工場等の数=22

99	道路交通騒音・振動調査	担当課	環境政策課
----	-------------	-----	-------

騒音・振動規制法に係る要請限度については、年1回(11/4-5)市内の主要道路9カ所で測定を実施しました。騒音規制法に係る常時監視については、市内3カ所に評価区間を設定して面的評価を実施しました。異常な事態はありませんでした。

A. 騒音・振動の概要

a. 騒音・振動とは

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称です。同じ音でも好ましくないという人もいれば、快く感じる人もいます。また同一の人でも、その時の心理状態や環境により感じ方も変わってきます。

騒音は、会話や睡眠を妨害する等の影響を与えるほか、不快感が増したり気分を不安定にする等、精神面への影響が大きいと考えられます。

一方、振動は、建設工事・大型車の通行・大型機械の稼働等による地盤の振動が建物に伝わることによって

影響が発生します。騒音と同じように、建物の中にいる人に対する精神面への影響が主体となっています。

b. 騒音の大きさ

音の強弱は物理的な量として測定されますが、同じ強さの音でも音の高低によって、人の耳の感じ方が違います。このため騒音を測定する際の単位は、人の耳の感じ方に合わせて補正をした「騒音レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

c. 振動の大きさ

振動の大きさは、その振幅などで測定されますが、騒音の場合と同じように人体の感じ方に合うように補正された「振動レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

騒音のめやす

デシベル	目 安
120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声 犬の鳴き声
80	地下鉄の車内 ピアノの音
70	掃除機 騒々しい街頭
60	普通の会話 チャイム
50	静かな事務所 エアコン室外機
40	深夜の街 小鳥のさえずり 静かな住宅街
30	郊外の深夜 ささやき声
20	木の葉のふれあう音 蛍光灯

振動のめやす

デシベル	目 安
85～95	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。
75～85	棚にある食器類が、音をたてることがある。
65～75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。
55～65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。
55 以下	無感

出典 「騒音 - 振動基準集」(東京都環境局)

d. 環境基準等

環境基本法に基づき、騒音については環境基準が定められています。さらに都環境確保条例第136条では「日常生活等に適用する規制基準」を、騒音・振動それぞれに対して設けています。

日常生活等における騒音の規制基準（敷地の境界における騒音の大きさ（デシベル））

区 域 時 間 別	朝	昼	夕	夜
	午前6時 ～午前8時	午前8時 ～午後7時	午後7時 ～午後11時	午後11時 ～翌午前6時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域、田園住居地域	40	45	40	40
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	45	50	45	45
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	55	午前8時～午後8時	午後8時～午後11時	50
		60	55	

※ 学校・病院等の近接地は特例あり

日常生活等における振動の規制基準（敷地の境界における振動の大きさ（デシベル））

区 域 時 間 別	昼 間	夜 間
	午前8時～午後7時	午後7時～翌日午前8時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域、田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60	55
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	午前8時～午後8時	午後8時～翌日午前8時
	65	60

※学校・病院等の近接地は特例あり

自動車騒音要請限度

単位：デシベル

区域の区分	当てはめ地域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌午前6時)
A区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
B区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
C区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
備考	・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。			

（騒音規制法第17条第1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令）

（騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等）

道路交通振動要請限度

単位：デシベル

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分			
	あ て は め 地 域	午前8時	午後7時		午前8時
			昼 間	夜 間	
第1種 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		65	60	
					午後8時
第2種 区 域	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域		70	65	
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。					

(振動規制法第16条及び同施行規則第12条)

(振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等)

e. 騒音・振動の現状と対策

〔公害に関する苦情処理〕(P77 参照)を見ると、特に「騒音」に関する問題が突出しています。これは騒音や振動が、各種公害の中でも日常生活との関わりが深く、住宅の密集度・道路の交通量・建物の解体や建設工事等が起因しているものと考えられます。

(工場・事業場)

騒音規制法・振動規制法・都環境確保条例に基づき、それぞれの規制基準を守るよう、公害防止対策の実施や施設の改善等の指導を行っています。

(建設作業)

建設作業のうち解体・杭打ち・掘削等、建設重機を使用して著しい騒音・振動を発生する特定の建設作業に対し、騒音規制法・振動規制法に基づく事前の届出を義務付けるとともに、作業時間の規制、作業の方法・近隣説明の徹底等の指導を行っています。

(道路交通)

騒音規制法・振動規制法では、「自動車騒音要請限度」「道路交通振動要請限度」が定められ、これを超えて周辺住民に著しい被害が生じている場合には、公安委員会に対しては交通規制上の措置を、道路管理者に対しては道路補修等の措置を講じるよう、要請できることとなっています。

また、交通量の多い道路に面する地域の、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルを調査することで、環境基準の面的評価を行っています。

(近隣騒音)

住宅の密集や生活様式の変化により、一般家庭での音響機器や楽器、あるいは空調機器等から発生する、日常生活に伴う騒音や、飲食店等の深夜営業に伴う騒音が市内でも問題となることがあります。

都環境確保条例により、商業宣伝を目的とする拡声器の使用、飲食店等の深夜営業及びカラオケ装置等の使用については規制を行っていますが、一般家庭から発生する日常生活に伴う騒音については、一律的な規制はなじみにくい側面があります。静穏な環境を維持するために、お互いの隣人に対する配慮はもちろんのこと、状況に応じて外に音が漏れないような対策を施すなど、必要以上の音を出さないことが大切です。

B. 道路交通騒音振動調査

a. 自動車交通騒音振動測定結果（要請限度）

<測定方法>

- ・騒音……各調査地点の道路端（公私境界）、地上1.5mの高さで10分ごとに測定
- ・振動……各調査地点の道路端（公私境界）で1時間ごとに測定

<調査結果>

全調査地点で、騒音・振動ともに、昼・夜間すべて騒音規制法・振動規制法に係る要請限度を下回る測定結果となりました。

単位：デシベル

調査地点 (地域区分)	測定年月日	区分	騒音レベル (デシベル)		振動レベル (デシベル)	
			等価騒音 レベル	要請限度	80%レンジ 上端値	要請限度
1：市立第三中学校前 女子大通り 吉祥寺東町 1-23 (第2種中高層住専)	令和7年 11月5日	昼	66	75	38	60
		夜	62	70	30	55
2：井之頭自然文化園前 吉祥寺通り 御殿山 1-19 (第1種低層住専)	令和7年 11月5日	昼	64	75	51	60
		夜	61	70	45	55
3：南町苗木畑公園前 井の頭通り 吉祥寺南町 4-16 (近隣商業)	令和7年 11月5日	昼	63	75	43	65
		夜	61	70	40	60
4：中央通り公園前 三鷹通り 中町 3-4 (近隣商業)	令和7年 11月4日	昼	63	75	46	65
		夜	57	70	38	60
5：第一小学校前 五日市街道 吉祥寺本町 4-17 (近隣商業)	令和7年 11月5日	昼	66	75	42	65
		夜	65	70	38	60
6：障害者福祉センター前 都道7号線 八幡町 4-28-13 (第1種住居)	令和7年 11月5日	昼	66	75	43	60
		夜	65	70	36	55
7：境浄水場前 武蔵境通り 関前 1-9 (近隣商業)	令和7年 11月4日	昼	64	75	47	65
		夜	59	70	36	60
8：井口新田バス停前 天文台通り 境南町 5-11 (第1種住居)	令和7年 11月4日	昼	62	75	44	60
		夜	57	70	36	55
9：グリーンパーク遊歩道 新武蔵境通り 関前 1-5 (第1種低層住専)	令和7年 11月4日	昼	61	75	48	60
		夜	56	70	43	55

b. 自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、都道府県が自動車騒音対策を計画的に行うために、地域の騒音を経年的に監視することが必要であるとして、平成12年度から実施されてきました。平成24年4月より都から市へ権限が委譲さ

れたため、市が測定を行っています。測定結果をもとに評価対象道路の道路端各 50mの範囲について、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルの環境基準達成率の評価を行いました。

<調査結果>

評価区間における近接空間・非近接空間別の環境基準達成率

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)
全戸数 (3,048)	3,048	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
近接空間 (1,364)	1,364	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
非近接空間 (1,684)	1,684	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※令和7年度評価区間

武蔵野調布線（主要地方線 121 号 中町 3 丁目付近 1.1km）

境調布線（主要地方線 123 号 境 2 丁目付近 1.0km）

境調布線（主要地方線 123 号 境南町 5 丁目付近 1.0km）

100	地下水汚染調査・対策	担当課	環境政策課
-----	------------	-----	-------

A. 地下水汚染

本市では、水道水源の約8割を市内27本の深井戸から汲み上げた地下水でまかなっています。また、市内には民間井戸があり、飲料水や生活用水、業務用水（公衆浴場・研究所・病院など）として広く利用されています。さらに、市内の井戸のうち27か所は災害対策用井戸に指定されています。阪神大震災以来、特に緊急時の水源として井戸の価値が見直されています。このように、本市では地下水は貴重な水資源となっており、その水質の確保は切実な問題です。

昭和57年に東京都の水道水源井戸の一部から、世界保健機関（WHO）の飲料水のガイドラインを超えるトリクロロエチレンが検出されたのをはじめ、各地で有機塩素系溶剤による地下水の汚染が明らかになってきました。トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤は、優れた脱脂作用があるため、半導体や金属部品の洗浄・ドライクリーニングの溶剤等に広く用いられていますが、発ガン性の疑いがあることから、昭和59年に水道水及び使用事業所に対する暫定指導基準が設けられ、地下水汚染対策がスタートしました。そして平成元年10月に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの2物質が新たに「有害物質」に追加され、排水基準が定められると同時に地下浸透に対する規制（地下浸透の禁止）が法的に行われるようになりました。

その後の全国的な定期モニタリング調査で地下水汚染は増加傾向にあり、一度汚染された地下水の回復は困難であることから、平成8年6月に「汚染された地下水の浄化制度」が水質汚濁防止法に取り込まれました。これにより、“人に健康被害を生じる（可能性のある）場合、都道府県知事は汚染原因者である特定施設事業場の設置者に汚染された地下水の浄化を命じることができる”こととなりました。平成9年3月には「地下水環境基準」が水質環境基準と同じ23項目について同一の基準値で設定されました。項目・基準値は検出状況等により追加・見直しされ、令和3年度末で28項目となっています。

地下水環境基準<健康項目>のうち有機塩素系化合物の基準値

項目	基準値	項目	基準値
トリクロロエチレン	0.01mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	クロロエチレン	0.002mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L		

B. トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタン等の有機塩素系溶剤は自然界に存在せず、人体に対しては麻酔作用のほか肝臓・腎臓への障害や発ガン性が指摘されています。いずれも無色透明の液体で、揮発性・不燃性で比重が大きく粘性が小さく流れやすいため、一度土壌に浸透すると汚染が広がり、長期間汚染が継続します。

したがって、これらの物質が基準を超えた井戸水を長期間にわたって継続的に飲用することは好ましくありません。ただし、比較的揮発性が高いため、飲用する場合は曝気（空気によるかき混ぜ）や水を5分以上沸騰させれば90%以上取り除くことができます。

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン
別 名	トリクレン	パークレン	メチルクロロホルム	塩化メチレン
示性式	$\text{CHCl}_2=\text{CCl}_2$	$\text{CCl}_2=\text{CCl}_2$	CH_3-CCl_3	CH_2-Cl_2
性 状	クロロホルム臭 水に難溶 比重1.46 沸点88℃	エーテル様臭気 水に難溶 比重1.62 沸点121℃	甘い臭気 水に難溶 比重1.35 沸点74℃	芳香性の臭気 水に難溶 比重1.32 沸点40℃
用 途	・金属部品の脱脂洗浄 ・抽出溶剤	・ドライクリーニング ・金属表面の脱脂洗浄	・金属部品の脱脂洗浄 ・ドライクリーニング	・左3物質の代替物質 ・抽出溶剤

C. 武蔵野市地下水汚染状況の調査

市では、井戸使用状況調査・水質調査を行い、地下水汚染の実態把握に努めています。

地下水モニタリング調査結果（調査地点数 43 か所）

物 質 名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準を超過した井戸	0	0	0
定量下限値（0.01mg/L）未満	43	43	43
最 大 値	0.001mg/L 未満	0.007mg/L	0.001mg/L 未満
地下水環境基準	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1 mg/L 以下

上記のように、当年度は基準を超過した井戸はありませんでした。過去7年間の調査では、環境基準を超過した井戸の割合や数値は地下水の流れ等により毎年増減しています。汚染の原因は過去に管理上の問題で、地下に浸透した影響が考えられます。

地下水調査結果経年変化（東京都及び武蔵野市実施）

年度	調査地点数	地下水環境基準超過地点数（超過率）		
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
3	51	0（0%）	0（0%）	0（0%）
4	48	0（0%）	0（0%）	0（0%）
5	43	0（0%）	0（0%）	0（0%）
6	44	0（0%）	0（0%）	0（0%）
7	43	0（0%）	0（0%）	0（0%）

市内の浅井戸については、有機溶剤中のテトラクロロエチレンによる地下水汚染の悪化は見受けられませんが、定期モニタリング調査を継続して、地下水質の監視を続けるとともに、有機塩素系溶剤を使用している事業場の指導を通し、地下水汚染の拡大防止に努めます。

<参考：令和6年度実施>民間井戸におけるPFAS（有機フッ素化合物）水質調査（調査箇所数 73 か所）

調 査 項 目	水質管理目標設定項目 （暫定目標値）	暫定目標値（50ng/ℓ） 超過箇所数	最大値
ペルフルオロオクタン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタ酸（PFOA）	50ng/ℓ以下	29	130 ng/ℓ

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼びます。PFASの中でも、PFOS、PFOAは、幅広い用途で使用されてきました。具体的には、PFOSは半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等に、PFOAは界面活性剤等に使われてきました。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められています。

また、当時は水環境に係る暫定的な目標値として「指針値(暫定)」(PFOS及びPFOAの合算値で50ng/L以下)が設定されていました。

令和6年度の市による調査で、当時の暫定目標値を超過した民間井戸については、飲用に使用しないよう注意喚起を行いました。令和8年より、公共用水域・地下水中の要監視項目であるPFOS及びPFOAの「指針値」(PFOS及びPFOAの合算値で50ng/L以下)が設定され、東京都による環境モニタリングが実施されています。

101	地下水揚水の管理	担当課	環境政策課
-----	----------	-----	-------

地下水揚水施設関係届出書受理

(件)

年 度	3	4	5	6	7
設 置 届	—	—	1	—	1
変 更 届	—	—	—	—	—
廃 止 届	—	—	1	—	—

—都民の健康と安全を確保する環境に関する条例—

102	玉川上水及び千川上水の水質調査	担当課	環境政策課
-----	-----------------	-----	-------

A. 水の汚濁の指標

水環境の保全を目指し、水の汚濁を防止するための目標として、河川などの公共用水域については、人の健康の保護に関する基準<健康項目>と、生活環境の保全に関する基準<生活環境項目>の2種類の環境基準が定められています。市内河川では、仙川がD類型指定です。

B. 人の健康の保護に関する環境基準<健康項目>

急性あるいは慢性毒性が強く、人の健康を障害する重金属や農薬、有機塩素系化合物等28項目が定められています。基準値は一律です。

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

C. 生活環境の保全に関する環境基準<生活環境項目>

pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等、水の「よごれ」の状態を示す項目について、河川や湖沼、海域ごとに区分を設け、その区分水域ごとに、それぞれの利水目的、水質の現状に応じて定められています。

河川はAA類型～E類型まで、6種類の類型があります。仙川はD類型に指定されています。

水の汚れを示す主な指標

指 標 名	説 明
pH (水素イオン濃度)	水が酸性かアルカリ性であるかを示す数値で7が中性、それより数値が小さければ酸性、大きければアルカリ性を示し、D類型は6.0～8.5の間にあることが望まれます。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解するために必要とする酸素の量で、この数値が高いほど水は汚れています。D類型は8mg/L以下であることが望まれます。
COD (化学的酸素要求量)	水中の有機物を薬品を使って分解するために必要とする酸素の量です。BODが河川を対象として用いられるのに対し、こちらは湖沼や海域に対して用いられます。(河川である仙川に対してはCODの基準はありません。)
SS (浮遊物質)	水中に浮遊している水に溶けない成分で、川底に溜まったり、魚介類に付着したりします。D類型は100mg/L以下であることが望まれます。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素の量で、この量が少なくなると魚介類は生きられません。生命力の強いコイ、フナなどでも5mg/L以上必要とされています。D類型は2mg/L以上であることが望まれます。

D. 玉川上水、千川上水水質調査

玉川上水、千川上水では下水処理場（東京都多摩川上流水再生センター）の3次処理水が放流されています。流れる水の状態（汚れ具合）を把握するために、生活環境項目の水質調査を行いました。

今年度は、計3地点で4回にわたり調査を実施しました。特に著しい汚れの数値はありません。

調査月日 ①令和7年5月27日 ②8月18日 ③11月26日 ④令和8年2月17日

	玉川上水上流側 桜堤2-15				玉川上水下流側 御殿山1-19				千川上水下流側 吉祥寺北町3-16			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
pH	7.7	7.5	7.6	7.5	7.6	7.6	7.6	7.7	7.6	7.6	7.6	7.7
BOD	0.6	1.1	1.0	1.0	0.7	1.0	0.9	0.9	0.7	1.4	1.4	0.7
COD	9.1	6.0	5.7	6.4	11	5.3	4.6	5.2	9.3	8.7	6.7	5.1
SS	24	14	5	11	23	12	1	13	33	30	6	1
DO	10	7.6	8.7	9.6	12	7.7	9.6	10	10	8.1	9.5	11

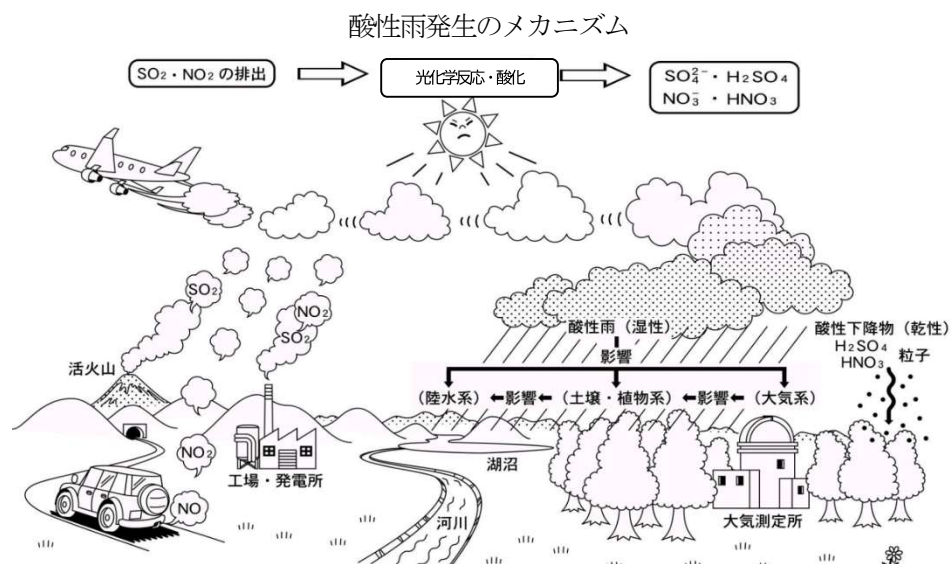
103	酸性雨調査	担当課	環境政策課
-----	-------	-----	-------

A. 酸性雨生成のメカニズム

欧米で森林被害など顕著な環境影響を及ぼし、国境を越えた環境問題となった酸性雨は、日本でもその影響が懸念されるようになってきました。

酸性雨は、雨雲ができる際に酸性物質が取り込まれ、水滴中で酸性物質が生成して生ずるものです。酸性雨の主な原因物質は、硫酸イオン・硝酸イオンですが、これらは、石油や石炭などの化石燃料を燃焼すると発生する硫黄酸化物（SO_x）・窒素酸化物（NO_x）から生じています。硫黄酸化物の発生源は、工場、重油ボイラー、発電所、火山等であり、窒素酸化物の発生源は、自動車（特に大型貨物車）、発電所、焼却炉等です。都内では窒素酸化物の大半が自動車排気ガスから発生しています。

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中を輸送され拡散している間に、太陽光線や炭化水素、酸素、水による光化学反応等を受けて酸化され、硫酸塩、硝酸塩の粒子や酸性ガスに変化します。これらの酸性の粒子やガスが雨や霧に取り込まれ、粒子の状態では地上に降り注ぐことによって発生するのが酸性雨です。



環境省は昭和 58 年以来、酸性雨対策調査を行っており、ほぼ全国的に、pH 4 程度の酸性の強い降雨が観測されています。その後のモニタリング結果でも降水は引き続き酸性化の状態にあることが確認されています。

B. 武蔵野市における酸性雨の実態

市では、酸性雨の実態把握のため、昭和63年より市庁舎屋上において自動測定による降水のpHの測定を行っています。

市設置の自動測定機の雨量計は酸性雨測定バックデータとして降水量を記録しているものであり、欠測もあるため正確な降水量データとは言えません。あくまで参考データとして見る必要があります。降水の pH は 0.5mm 降水毎に自動測定されています。

降雨測定項目の経年変化

降雨測定項目の 経年変化年度	降水量 (mm)	pH			導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)		
		最小	最大	平均	最小	最大	平均
3	1683.0	3.8	7.2	5.03	0	138	10
4	1171.0	4.0	7.0	5.10	0	132	8
5	1377.0	3.00	7.10	4.96	0	160	11
6	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—

※観測開始当時と比べ、近年は数値が安定していることが明らかであり、実態把握という初期の目的を達したと判断できるため、不具合による測定機器撤去に合わせて令和 5 年度で測定を終了

C. 酸性雨と酸性降下物

酸性雨とは、工場や自動車から排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で反応して生ずる酸性の降下物です。雨・霧などの湿った降下物（湿性降下物）のみでなく、雨などに取り込まれない降下物（乾性降下物）も含めて、酸性降下物（＝広義の酸性雨）といいます。水の酸性の度合いは、「pH」と呼ばれる 0 から 14 の間の数値で示され、7 が中性、7 から小さくなるほど酸性が強く、7 より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。一般的に内陸の清浄な状態での大気中の降水は炭酸ガスの影響で pH 5.6 前後といわれており、これより pH が低い場合を酸性雨と呼んでいます。雨の酸性が強まると、土壌を徐々に酸性化させ、やがて有害な金属を溶け出させ、河川や湖沼、地下水を汚染させ、樹木にも大きなダメージを与えることになります。

104	公害に関する苦情処理	担当課	環境政策課
-----	------------	-----	-------

令和7年度に環境政策課で受け付け、現場確認等をして処理した公害関係の苦情等は553件でした。引き続き建設解体等工事関連の苦情は多く、また、一般家庭等を発生源とする苦情相談の比重も高くなっています。

典型7公害に分類されない「その他」の件数は、全体の約7割を占めています。内訳としては、空き地の管理の不徹底による雑草の繁茂や樹木枝葉の越境・衛生問題、ハクビシンやカラス、ハト等の野生鳥獣に関する苦情・相談となっています。

家庭生活あるいは自然環境から発生するものは、法や条例等の基準による規制になじまない側面があります。街の中では隣同士が近接しており、一般家庭で使用する機器類の取り扱い方や使用時間、設置場所等が思わぬところで隣人に迷惑をかけているかもしれません。相手の立場を理解し、近隣との良好な人間関係が保たれていれば、未然に防げる問題は多いと思われます。

発生源別公害等苦情受付状況

(同一場所で複数の案件が発生した場合は1案件で表示)

(件)

年度	典型7公害						その他	計
	工場	指定作業場	建設作業	一般家庭等	飲食店・喫茶店	商店・デパート		
3	7	5	89	96	18	3	476	694
4	1	7	75	80	19	4	360	546
5	3	6	86	68	18	5	491	677
6	0	4	94	55	8	7	556	724
7	0	2	83	45	11	4	408	553

現象別公害等苦情受付状況

(件)

年度	典型7公害					その他	計
	大気	悪臭	騒音	振動	その他		
3	41	20	130	24	3	476	694
4	28	14	127	17	0	360	546
5	35	20	114	17	2	489	677
6	42	9	103	14	1	555	724
7	35	15	80	15	0	408	553

105	放射線対策	担当課	環境政策課
-----	-------	-----	-------

市では、原発事故に伴い、平成23年度より様々な放射線等の測定を実施してきました。

本市の放射線量測定結果については、平成24年度以降は全て基準値を下回っています。測定結果はホームページで公表し、市民の不安解消を図っています。また、小型簡易線量計の市民への貸出も継続して実施しています。

なお、本市は福島第一原子力発電所から約230キロ離れており、市内及び東京都健康安全センター（新宿）測定の放射線量測定結果が減衰・安定してきているため、平成27年度以降は、法令等の義務による測定、モニタリング測定、ホットスポット測定のうち市民の不安解消が難しいものの測定は継続し、その他の測定については、段階的に休止・縮小しました。

名称		頻度・時期	場所	測定方法	結果
モニタリング測定	市内 1 カ所の空間放射線量測定 【基準値:0.23 μ Sv/h】	月 1 回	五小前公園	地表面から 5 cm、100 cm	すべて 基準値内
	水道水 【基準値:10 Bq/kg】	浄水：月 1 回 原水：月 1 回	第 1・第 2 浄水場	市内に給水する直前の水道水を各浄水場内で採取	すべて 基準値内
	給食食材 【基準値:牛乳 50 Bq/kg 一般食品 100 Bq/kg 乳児用食品 50 Bq/kg】	年 3 回	市立小・中学校、 市立保育園	学校給食施設 6 施設、市立 保育園 4 園の 1 日分の調理 済給食 1 kg	すべて 基準値内
義務による測定	武蔵野クリーンセンターの焼却灰等の放射性物質測定 【基準値:灰 8000 Bq/kg】	月 1 回	焼却施設内	主灰、飛灰	すべて 基準値内
	落ち葉たい肥 【基準値:400 Bq/kg】	配布時等	落ち葉たい肥	-	実績なし

106	害虫の駆除等	担当課	環境政策課
-----	--------	-----	-------

○スズメバチの巣の駆除

スズメバチは、植物につく害虫を旺盛に食べる生態系の中で重要な生物です。しかし、人に対する攻撃性も強い
ため、その駆除費用に対する助成を行いました。

助成実績

(件)

年度	3	4	5	6	7
スズメバチ	105	74	77	76	78
その他のハチ	75	77	74	39	—

※令和 7 年度より、助成対象をスズメバチまたはオオスズメバチの巣に限定

○カラスの駆除

カラスは、春先から初夏にかけて庭木や公園の樹木などに巣を作り繁殖します。この時期(特にヒナが巣立つ
時期)は、親鳥が攻撃的になるため、居住者や通行人に対して威嚇攻撃が見られる場合には、市で巣等の撤去を
行いました。

巣の撤去等・処理実績

(件)

年 度	3	4	5	6	7
巣の撤去	0	2	0	4	0
卵の回収	0	1	0	0	0
雛の捕獲	7	7	4	12	5

○ねずみ侵入防止対策支援

ねずみは、人間の生活圏に住み着き、都市環境に巧みに適応・増加して衛生面等の問題を引き起こしていま
す。市では一定の要件（市民税非課税かつ 65 歳以上世帯 等）を満たす世帯に対し、専門業者に委託して対策
指導や簡易なねずみ侵入防止対策を実施しました。

業者派遣実績

(件)

年度	3	4	5	6	7
件数	14	12	11	10	7

○ハクビシン・アライグマ対策事業

ハクビシン（*1）及びアライグマ(*2)は、建物内に住み着くと衛生面等の問題を引き起こすことから、市
内に生息するハクビシン及びアライグマの防除等を目的に、令和 2 年度から事業を開始しました。

（*1）：「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（生態系被害防止外来種リスト）における
重点対策外来種

(*2)：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づく特定外来生物

対策実施件数・捕獲頭数

年度		3	4	5	6	7
対策実施件数(件)		23	28	27	22	26
捕獲頭数(頭)	ハクビシン	2	1	4	1	4
	アライグマ	2	1	4	0	0

107	動物愛護週間事業	担当課	環境政策課
-----	----------	-----	-------

9月20日～26日の動物愛護週間に合わせ、動物の命の大切さや適正な飼い方への理解を深め、人と動物が共生できる社会の実現を目的とした動物愛護週間事業を実施しました。

令和7年度はむさしのエコreゾートにて猫と犬の譲渡会を実施しました。

○犬と猫の譲渡会

期間：令和7年9月23日

協力：むさしの地域猫の会、TEAM299、成蹊大学Uni. (ゆにぶに)

108	犬のしつけ方教室	担当課	環境政策課
-----	----------	-----	-------

犬のしつけ方教室は、市民の方々に、犬を例とした伴侶動物（パートナーとして家族の一員になりうる動物）の正しい飼育方法、コミュニケーションの取り方を知ってもらうことを通じて、動物愛護の具体的な実践の一つとして位置付けられます。

期間：令和7年10月11日

参加者：41名

109	地域環境協働事業	担当課	環境政策課
-----	----------	-----	-------

人と猫が快適に共生できるまちづくりを目標に、猫によるトラブルをなくそうと平成18年9月から、①餌やりの後始末と糞尿清掃等、②不妊・去勢手術助成、③猫の譲渡会開催、④猫トラブル相談、⑤飼い主のいない猫の増加を抑制するための啓発活動等について、むさしの地域猫の会と協働事業を行っています。

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、譲渡会を中止しました。

むさしの地域猫の会への地域環境協働事業補助金の交付実績等

年度	3	4	5	6	7
補助金額(円)	496,500	496,500	496,500	496,500	496,500
不妊手術(頭)	3	10	5	5	2
去勢手術(頭)	5	9	5	5	3
市と共催の譲渡会(回)	－	1	1	－	－

110	むさしの猫セミナー	担当課	環境政策課
-----	-----------	-----	-------

猫の習性に関して理解を深めることにより、猫の適正飼養について普及・啓発を図るため、「むさしの猫セミナー」を開催しました。

期 間：令和8年2月15日

参加者：18名

内 容：猫の一般的な習性やそれに基づいた適切な飼い方についての解説

111	地域における要支援動物の相談支援事業	担当課	環境政策課
-----	--------------------	-----	-------

動物の健康及び安全を保持するとともに、地域生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的として、飼い主が健康上の理由等で動物を飼い続けることが困難となった場合に、必要な相談及び支援（動物の保護から新しい飼い主に譲渡するまでの間の預かり等）を受けられる体制を構築しています。

年度	4	5	6	7
保護頭数（頭）	6	12	2	0

112	ペットの災害対策	担当課	環境政策課
-----	----------	-----	-------

災害時に自宅での生活が継続できず、やむなくペットと同行避難する際の飼い主等の役割や日頃からの取組等を整理し、ペットのための防災対策について啓発を行っています。令和7年度は、備蓄、しつけ、健康管理等をテーマにした「在宅避難編」、武蔵野市の避難所、同行避難の流れ等をテーマにした「同行避難編」の動画を総合防災訓練等で上映しました。

○ペットの災害対策（展示・ペット同行避難訓練）

委託：（公社）東京都獣医師会武蔵野三鷹支部

令和7年10月19日 総合防災訓練で同行避難訓練を実施

○ペット防災相談

委託：（公社）東京都獣医師会武蔵野三鷹支部

令和7年度相談件数：21件

113	武蔵野クリーンセンターの汚染・公害対策	担当課	ごみ総合対策課
-----	---------------------	-----	---------

武蔵野クリーンセンターに隣接する地域住民（3地域4団体）と締結している「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」及び環境に関する法令等を遵守し、武蔵野クリーンセンターでのごみ処理を適切に行いました。ばい煙、ダイオキシン、騒音、振動、悪臭、水質汚濁等について、いずれも異常はありませんでした。

114	学校等への雨水貯留浸透施設等の設置	担当課	下水道課
-----	-------------------	-----	------

○雨水貯留浸透施設

下水道管への負担を軽減するため、大雨の際に敷地内に降った雨水を一時的に貯留して地下に浸透させています。また、地下水のかん養、河川や海の水質保全など「水の循環システム」の改善効果もあります。

本市では、平成17年度にみやび青葉公園、平成18年度に第四小学校へ雨水貯留浸透施設を設置したことに始まり、令和4年度に下水道事業による学校等における浸水対策は、「武蔵野市下水道総合計画2023」に位置付けた将来像9,403立法メートルを達成しました。

下水道事業による市内雨水貯留浸透施設設置状況

年度	設置場所	貯留量（立方メートル）
H17	みやび青葉公園	200
18	第四小学校	500
18	市道第 122 号線（吉祥寺北町一丁目）	30
18	末広通り第三駐輪場（吉祥寺南町二丁目）	22
19	井之頭小学校	500
19	第四中学校	600
19	市道第 194 号線（境南町五丁目）	17
20	本宿小学校	500
20	大野田小学校	450
20	関前南小学校	500
21	第三中学校	600
21	第五中学校	800
22	第五小学校	500
23	第一小学校	500
24	第三小学校	500
25	第一中学校	600
27	第二小学校	500
28	うさぎ山公園	99
28	第六中学校	400
28, 29	市道第 135 号線（桜堤三丁目）	35
29	千川小学校	400
R 元（H31）	境南小学校	400
3	桜野小学校	550
4	わんぱく公園	200
H17 からの累積値		9, 403

○雨水貯留施設

特に浸水被害の多い吉祥寺北町 1 丁目及び 2 丁目地区の浸水被害を軽減するため、北町保育園園庭地下に雨水貯留施設を設置しました。ホームページでは、リアルタイムで降雨強度、貯留量、貯留水位を公開しています。

北町保育園園庭地下雨水貯留槽

- ・設置箇所 吉祥寺北町 1 丁目 23 番地内（北町保育園園庭地下）
- ・設置年月 平成 27 年 3 月
- ・貯留容量 4, 500 立方メートル

年度	3	4	5	6	7
流入回数（回）	1	0	2	4	1

115	まちの臭気対策	担当課	下水道課
-----	---------	-----	------

まちの臭気抑制対策として、ビルピット改善費用助成等を通じて臭気の改善を図りました。

臭気対策改善施設設置助成金

年度	項目 申請件数 (件)	申 請 内 容 (件)					助成金(円)
		水位計 設定変更	タイマー 運転制御	補助ポンプ 設置	攪拌曝気装 置設置	構造変更 (容量縮小等)	
3	0	-	-	-	-	-	0
4	1	1	-	-	-	-	121,000
5	1	-	-	-	1	-	560,000
6	0	-	-	-	-	-	0
7	0	-	-	-	-	-	0

環境浄化作戦やブルーキャップ、「LINE 通報システム」など、まちなかにおける臭気の情報収集や臭気問合せへの対応の他、「LINE 通報システム」で寄せられた臭気情報の収集、実施、対応を行いました。

情報収集方法	件数 (件)
LINE 通報	22
ホームページ	2
電話	16

116	合流式下水道改善施設の運用	担当課	下水道課
-----	---------------	-----	------

本市の大半で採用している合流式下水道は、汚水と雨水の排除を同時にできる反面、雨天時に大量の雨水が流れ込むと、施設の能力を超えて未処理のまま公共用水域へ放流されてしまいます。合流式下水道における水域汚染等が社会問題化したことを受け、国では合流式下水道の改善のため、下水道法施行令の改正を行いました。本市では、平成 17 年度、平成 21 年度に「合流式下水道緊急改善計画」を策定し、雨水吐室へのきょう雑物除去施設の設置、合流改善施設の設置、雨水浸透施設の設置等を行い、平成 25 年度までに①汚濁負荷量の削減、②公衆衛生上の安全確保（未処理放流回数の半減）、③きょう雑物の削減の 3 つの改善目標を達成しました（平成 27 年度に第三者委員会による評価済）。以降は雨水浸透施設の設置を促進することにより、更なる改善に努めています。

【実績】

雨天時放流水水質検査

総降雨量が 10mm 以上 30 mm 以下の範囲の降雨において、市雨水吐室の水質（BOD）を測定

（下水道法施行令、雨水放流水質基準 40 mg/L 以下）

年度	BOD 平均放流水質 (mg/L)
3	20.1
4	16.1
5	21.0
6	20.1
7	19.1

117	事業場排水の水質規制	担当課	下水道課
-----	------------	-----	------

公共下水道への排水については、公共用水域の水質保全と下水道施設の維持管理等の観点から水質規制を行っています。

水質検査

年 度	公共下水道接続点水質検査		特定事業場排水水質検査	
	検査箇所	延べ検査回数(回)	検査箇所	延べ検査回数(回)
3	4	14	22	66
4	4	10	26	68
5	4	10	23	57
6	4	10	26	60
7	4	10	25	57

※1箇所につき、年4回検査を基本とし、水質結果や事業場立入計画等に基づき減ずることができる。

118	【再掲】雨水浸透施設の設置・指導	担当課	下水道課
-----	------------------	-----	------

P49 「64 雨水浸透施設の設置・指導」を参照

119	【再掲】雨水貯留槽（雨水タンク）購入助成制度	担当課	下水道課
-----	------------------------	-----	------

P49 「65 雨水貯留槽（雨水タンク）購入助成制度」を参照

120	直結給水の推進	担当課	水道部工務課
-----	---------	-----	--------

直結給水（直圧・増圧）方式の実施可能区域の拡大や貯水槽水道からの切替をPRし、直結給水を促進することで、安全でおいしい水の安定供給を図りました。

貯水槽水道の設置者に対し、定期清掃、施設の管理等について、積極的に指導・助言・勧告の関与を行いました。また、利用者及び設置者に情報提供を行い、直結給水の普及拡大を促進しました。

(件)

年度	3	4	5	6	7
直結給水建物件数	71	75	52	51	60
増圧ポンプ設置建物件数	37	33	44	41	37

121	水の安定供給	担当課	水道部工務課
-----	--------	-----	--------

浄水場・水源施設保全計画に基づき、経年劣化した水源井戸の計画的な保全工事を行い、地盤沈下や地下水位の低下に留意しながら揚水量の確保に努めてきました。

取水量（市内の水源井戸からの取水量）及び都受水量（利根川水系及び多摩川水系の水）

年度	取水量(m ³)	受水量(m ³)	合計(m ³)	給水量(m ³)
3	12,969,478	3,616,700	16,586,178	16,586,178
4	11,721,515	4,669,800	16,391,315	16,391,315
5	11,466,822	4,924,600	16,391,422	16,391,422
6	11,479,512	4,901,000	16,380,512	16,380,512
7	11,154,231	5,303,400	16,457,631	16,457,631

市内水源井戸における、地下水位の変動

年度	3	4	5	6	7
水源平均海拔 (m)	59.6	59.6	59.6	59.6	59.6
平均自然水位 (海拔)	19.2	20.7	21.3	21.3	21.4
水位 (地下m)	40.4	38.9	38.3	38.3	38.2

※地下水揚水規制を行なった昭和 47 年における平均自然水位 海拔－15.5m

122	配水管網の耐震化	担当課	水道部工務課
-----	----------	-----	--------

災害時にも安全で安定的な水道水の供給ができるように、配水管の新設及び更新を行い、配水管路の耐震化を推進しました。

年度	管路延長 (m)	耐震管路延長 (m)	耐震化率 (%)
3	298,922.6	144,082.9	48.2
4	298,922.6	145,502.4	48.7
5	298,943.0	146,947.7	49.2
6	298,999.3	148,362.7	49.6
7	299,141.5	149,856.9	50.1

123	漏水防止対策	担当課	水道部工務課
-----	--------	-----	--------

給水管及び配水管の漏水調査(宅地内・道路上)を行い、発見した漏水箇所を早急に修繕していくことにより、漏水による事故防止及び有収率の向上を図りました。

(件)

年度	漏水調査件数	漏水発見件数	箇所別漏水件数	
			宅地内	道路上
3	52,146	364	341	23
4	52,145	360	338	22
5	52,150	366	320	46
6	52,139	302	283	19
7	54,867	330	311	19

124	浄水場の汚染・公害対策	担当課	水道部工務課
-----	-------------	-----	--------

環境に配慮しながら浄水場の運営を適切に行いました。
騒音、水質汚濁等について、いずれも異常はありませんでした。

125	薬品の管理	担当課	ごみ総合対策課、 生涯学習スポーツ課、 各公立小・中学校
-----	-------	-----	------------------------------------

武蔵野クリーンセンターの運営や理科の実験で使用する毒劇物等について、適切に管理を行いました。
このことに関する事故等はありませんでした。

126	庁舎管理における汚染・公害対策	担当課	関係各課
-----	-----------------	-----	------

○PCB含有物の管理（環境政策課）

(1) 高濃度 PCB

- ・令和7年8月に第五小学校解体現場にて高濃度 PCB 含有の蛍光灯安定器（40W 用×1 基）が発見されたが、適切に JESCO 処理工場に運搬、処分した。（教育企画課）
- ・令和8年3月に第二浄水場にて高濃度 PCB 含有の蛍光灯安定器5基が発見された。JESCO による最終処分期間経過後であったため、ペール缶内で適切に保管中。東京都へ保管届出書の提出をおこなった。（水道部工務課）

(2) 低濃度 PCB

- ・令和7年度4月に旧シルバー人材センターにて保管していた低濃度 PCB 含有のトランス1基の廃棄終了届を所管課より提出した。（資産活用課）
- 本市にて保管・処理すべき廃棄物は残っていない。

以下の項目について、法令等に基づく適正管理・点検等を行いました。いずれも異常や事故はありませんでした。

○ハロゲン化物消防設備の管理（管財課、健康課）

○ボイラー設備の管理（管財課）

○空気圧縮機・送風機の管理（管財課）

○貯油設備の管理（管財課、健康課）

○非常用発電設備の管理（管財課、健康課）

○駐車場の管理（管財課）

○フロン類の管理（環境政策課【総括】、管財課、資産税課、産業振興課、市民活動推進課、中央市政センター、防災課、ごみ総合対策課、高齢者支援課、障害者福祉課、子ども子育て支援課、子ども育成課、児童青少年課、水道部総務課、水道部工務課、教育企画課、教育支援課、生涯学習スポーツ課、図書館）

第2章 事業所としての実績

1 武蔵野市 EMS に基づく事業所としてのエネルギー使用量やごみ排出実績

環境マネジメントシステム（EMS）に基づき、事業所としての本市の紙・ごみ・電気等のエネルギー・資源の使用量及び排出量をまとめました。

〔4〕ガソリンは、ホワイトイーグルの車両（電気自動車）の故障に伴い使用した、代替車がガソリン車であったため増加しています。

〔5〕軽油は、給食配送車を天然ガス車から軽油車に買い替えたため、使用量が増加しています。

〔8〕天然ガスは、給食配送車の買い替えにより天然ガス車が減少したことにより、使用量が減少しています。

		R5 年度 実績	R6 年度 実績	R7 年度 実績	R7 年度と R6 年度の比較	
					増減	対前年度比 (%)
1	電気 (kWh)	31,588,915	31,760,974	31,535,005	-225,969	99.3
2	コピー用紙 (枚)	15,254,888	15,212,401	13,426,738	-1,785,663	88.3
3	ガス (m ³)	1,047,915	1,091,464	1,087,338	-4,126	99.6
4	ガソリン (ℓ)	17,170	16,717	18,231	1,514	109.1
5	軽油 (ℓ)	7,766	8,380	9,167	787	109.4
6	重油 (ℓ)	3,130	2,895	2,945	50	101.7
7	灯油 (ℓ)	678	666	545	-121	81.8
8	天然ガス (Nm ³)	2,376	626	315	-311	50.3
9	水道 (m ³)	333,875	326,006	348,396	22,390	106.9
10	廃棄物 (袋)	19,252	20,706	19,667	-1,039	95.0
11	資源物 (袋)	7,022	7,128	7,406	278	103.9

2 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版の推進の成果

市の組織全体から排出する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図るため、武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版（令和 4 年 4 月改定）に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組んだ。
また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 15 項に基づき、これを公表する。

(1) 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版の概要

① 計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく、「地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画〔事務事業編〕）」

② 計画の期間

2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度まで

③ 対象とする事務及び事業の範囲

市が行うすべての事務及び事業（対象となる施設は表 1 のとおり）。

委託や指定管理により実施する事務及び事業についても、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づくエネルギー使用量の削減や報告の対象であることを考慮し、本計画の対象とする。

④ 削減対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

⑤ 削減目標の基準となる年度と排出量

2013（平成 25）年度 30,389t-CO₂

⑥ 削減目標

2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出実質ゼロ

2030（令和 12）年度までに温室効果ガス排出量を 40%削減（▲12,156t-CO₂）

※電気の消費に由来する温室効果ガス総排出量は調整後排出係数を用いて算定する。

⑦ 削減のための取組内容

(A) 庁内のルールづくりと職員の環境向上

エコオフィスむさしの活動や武蔵野市環境マネジメントシステムといった庁内のルールや仕組みを継続的に運用。これらの運用を通じた職員の意識の向上。

- ・空調、照明、OA機器等の適正な運用による省エネ化の推進
- ・次世代自動車の導入や公共交通機関の利用の推進
- ・マイボトル・マイバッグ利用の推進によるプラスチック製品の削減

(B) 公共施設における効率的なエネルギー活用

- ・武蔵野クリーンセンターのごみ発電を核としたエネルギー地産地消事業における CEMS や蓄電池等の導入や市立小中学校への自己託送制度を活用した効率的なエネルギー利用の推進
- ・公共施設における環境負荷の少ない電力の調達
- ・ZEB を見据えた公共施設の環境配慮指針の策定に向けた検討

(C) エネルギー分野以外の地球温暖化対策

- ・バイオプラスチック類製品の利用促進によるプラスチック対策の推進
- ・業務用エアコンや冷凍冷蔵機器等の適正管理による代替フロン削減
- ・公共施設における緑の保全・創出

表1 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版の対象施設

行政施設	市庁舎	コミュニティセンター	吉祥寺東コミュニティセンター
	武蔵境市政センター		本宿コミュニティセンター
	中央市政センター		吉祥寺南町コミュニティセンター
	商工会館市使用分 （吉祥寺市政センター・吉祥寺まちづくり事務所等）		御殿山コミュニティセンター
健康・福祉施設	健康福祉部分館 （シルバー人材センター）		本町コミュニティセンター
	高齢者総合センター		吉祥寺西コミュニティセンター
	桜堤ケアハウス		吉祥寺北コミュニティセンター
	北町高齢者センター		けやきコミュニティセンター
	障害者福祉センター		中央コミュニティセンター
	みどりのこども館		中央コミュニティセンター 中町集会所
学校教育施設	保健センター		西久保コミュニティセンター
	第一小学校		緑町コミュニティセンター
	第二小学校		八幡町コミュニティセンター
	第三小学校		関前コミュニティセンター
	第四小学校		西部コミュニティセンター
	第五小学校		境南コミュニティセンター
	大野田小学校		桜堤コミュニティセンター
	境南小学校	劇場・ホール・文化集会施設	武蔵野公会堂
	本宿小学校		吉祥寺美術館
	千川小学校		武蔵野芸能劇場
	井之頭小学校		武蔵野市民文化会館
	関前南小学校		武蔵野スイングホール
	桜野小学校		吉祥寺シアター
	第一中学校		松露庵
	第二中学校	生涯学習施設	武蔵野ふるさと歴史館
	第三中学校		市民会館 （男女平等推進センター含む）
	第四中学校		武蔵野プレイス
	第五中学校		中央図書館
	第六中学校		吉祥寺図書館
上下水道施設	北町調理場	スポーツ施設	陸上競技場・総合体育館
	桜堤調理場		市営運動場クラブハウス
	水道部庁舎		市営プール（温水、屋外）
	第一浄水場	子育て支援施設	緑町スポーツ広場
	第二浄水場		0123 吉祥寺
	水道部水源（27 か所）		0123 はらっぱ
	吉祥寺東町一丁目合流式下水道改善施設		南保育園
	吉祥寺東町四丁目合流式下水道改善施設		境保育園
	神田川排水区合流式下水道改善施設 （東部公園）		境南保育園
	神田川排水区合流式下水道改善施設 （井の頭2丁目下水道用地）		吉祥寺保育園
	北町雨水貯留施設		桜堤児童館
	北町ポンプ場	ごみ処理 環境啓発施設	武蔵野クリーンセンター
	大野田ポンプ場		むさしのエコre ゾート
	桜堤ポンプ場		
	流量計・水位計		

表2 エコオフィスむさしの活動

「エコオフィスむさしの活動」は、省エネを推進し、温室効果ガス排出量を削減するために、職員一人ひとりが日々の業務の中で取り組むべき活動です。

エコオフィスむさしの活動

項目		取組内容
省エネルギー	照明設備	不要時は消灯し、昼休みは来庁者へ配慮しつつ、無理のない範囲で消灯する。
		窓際では自然光を活用する。
		共用部等の間引き点灯を行う。
	OA機器（パソコン、プリンタ、コピー機等）	昼休みや未使用時等に、こまめに電源を切る。
		長時間使用しない場合には、コンセントからプラグを抜き、待機電力を削減する。
		パソコンのディスプレイを適切な明るさにする。
		退庁時に主電源を切り、最終退庁者は確認する。
	冷房等	毎年6月1日から9月30日を夏季省エネ月間とする。
		室内温度が28℃程度となるように、空調の設定温度を適宜調整すること。
		空調の運転時間を原則午前7時30分～午後7時30分とする。
	暖房等	適度に換気を行い、湿度を下げる。
		ブラインドやカーテン、グリーンカーテンを活用し、光と熱の量を調節する。
		毎年12月1日から翌3月31日を冬季省エネ月間とする。
		空調の設定温度を原則20℃とする。
	エレベータ	空調の運転時間を原則水・金曜日は午前7時30分～午後5時、その他の平日は午前7時30分～午後8時15分とする。
		電気ストーブの個別使用を控える。
省資源	車両	できるだけ階段を使い、エレベータの使用を控える。
		自転車や公共交通機関を利用し、できるだけ車両を使わない。
		業務の目的にあわせて、台数や車種、走行ルートを選択する。
		エコドライブを心掛ける。
		車両に不要な荷物を載せない。
	その他	車内のエアコンの使用をできるだけ控える。
		一斉定時退庁日を徹底する。
		省エネに配慮し、業務や会議運営を効率的に行う。
		むさしの“ジブン”スタイルにより、季節・気温等を考慮しながら、適切な服装を選択する。
	廃棄物	冷蔵庫や給湯機器を適正に使用する。
		ごみの発生抑制に努め、分別を徹底する。
		プリンタやコピー機のトナーカートリッジの回収を徹底する。
		物品の修繕利用に努め、長期間使用する。
		給食の調理くず、生ごみを減量化する。
	グリーン購入の推進	マイボトル、マイバッグを利用し、必要性の低い使い捨てプラスチック製品や容器包装の受け取りを控える。
		環境ラベリング製品を購入する。
		再利用が可能な製品を購入する。
		再資源化が可能な製品を購入する。
		リサイクル製品を購入する。
		詰め替え可能な製品を購入する。
		簡易包装製品を購入する。
		物品を購入する際には、数量を精査する。
	紙	会議における飲料の提供に、極力ペットボトルを使用しない。
		両面コピーや裏紙の使用を徹底する。
		会議資料や冊子等の簡素化に努め、必要最小限の頁数、部数を作成する。
		使用済み封筒等の紙製品を再利用する。
		古紙配合率が高い用紙を購入する。
		リサイクル適性の高い用紙を使用して印刷を行う。
	水	ペーパーレス化を図るため、電子メール・庁内LANの活用を図る。
		トイレや給湯室における節水に努める。

市の事務事業に係る温室効果ガス排出量【2025（令和7）年度】

※電気の消費に由来する温室効果ガス排出量は調整後排出係数を用いて算出

温室効果 ガス	項目		使用量合計	排出係数 (kg-CO ₂)	二酸化炭素 排出量(t-CO ₂)	地球温暖化 係数	温室効果 ガス排出量 (t-CO ₂)	前年度 排出量 (t-CO ₂)	前年度から の増減	
二酸化炭素 (CO ₂)		ガソリン(ℓ)	44,563	2.32	103.39	1	103	115	-12	
		灯油(ℓ)	545	2.49	1.36	1	1	1	0	
		軽油(ℓ)	9,530	2.58	24.59	1	24	22	2	
		A重油(ℓ)	2,945	2.71	7.98	1	7	7	0	
		都市ガス(m ³)	1,113,416	2.09	2,327.04	1	2,327	2,337	-10	
		圧縮天然ガス(m ³)	250	2.09	0.52	1	0	1	-1	
		電気 東京電力EP㈱グリーンベーシックプラン(kWh)	5,445,371	0	0.00	1	0	0	0	
		電気 東京電力EP㈱標準メニュー(kWh)	9,685,014	0.452	4,377.63	1	4,377	4,195	182	
		電気 東京ガス㈱さすてな電気(kWh)	562,478	0	0.00	1	0	0	0	
		電気 しろくま電力(kWh)	1,126,418	0	0.00	1	0	0	0	
		電気 荏原環境プラント㈱(kWh)	7,357,541	0	0.00	1	0	0	0	
		電気 クリーンセンター(kWh)	9,124,572	0	0.00	1	0	0	0	
		小計	33,301,394							
	電気の消費に由来する二酸化炭素							4,377	4,195	182
	エネルギーの消費に由来する二酸化炭素							6,839	6,678	161
		廃プラ焼却量（合成繊維）(t)	1,365	2,288	3,123	1	3,123	3,063	60	
		廃プラ焼却量（合成繊維を除く）(t)	3,492	2,765	9,656	1	9,656	8,906	750	
		小計	4,857							
	廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素							12,779	11,969	810
					19,618	1	19,618	18,647	971	
メタン (CH ₄)	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却				0.031	28	0	0	0	
一酸化二窒 素 (N ₂ O)	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却				1.512	265	400	417	-17	
ハイドロ フルオロ カーボン (HFC)	カーエアコンの使用				0.001	1,300	1	1	0	
	業務用冷凍空調機器の使用				0.0009	2,090	1	126	-125	
温室効果ガス総排出量						合計	20,020	19,191	829	

※排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条」（最終改正令和7年4月1日）による。また、電気の消費に由来する温室効果ガス総排出量は調整後排出係数を用いて算出。

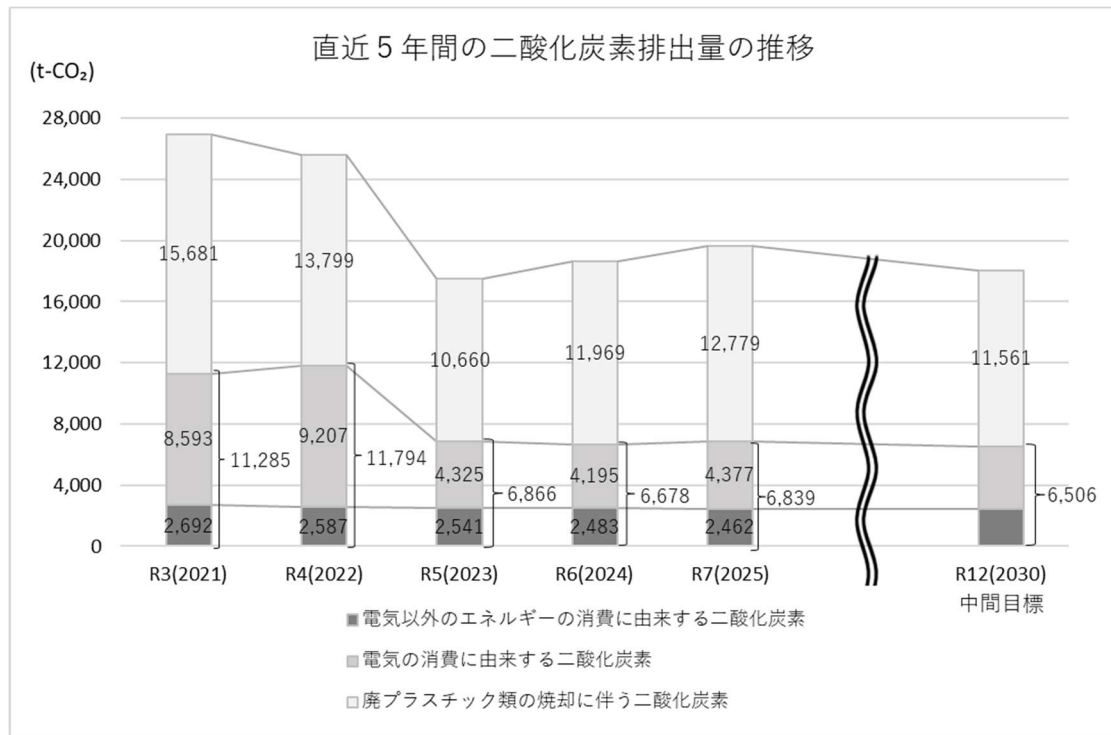
※温暖化係数は、各ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素を1として数字で示した係数。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条による。なお、ハイドロフルオロカーボン類には様々な種類があり、係数もガスの種類により異なるが、カーエアコンはHFC-134a、業務用冷凍空調はHFC-410Aとみなす。

※温室効果ガス排出量（t-CO₂）は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（令和7年3月）に基づき、小数点以下の数字を切り捨てた数値。

直近5年間の温室効果ガス排出量の推移

年度	基準年 2013 (平成25)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	中間目標 2030 (令和12)
目標排出量 (t-CO ₂)		25,274	24,526	23,778	23,030	22,282	18,233
実績排出量 (t-CO ₂)	30,389	27,480	26,163	17,985	19,191	20,020	
基準年からの 削減量(t-CO ₂)		▲2,909	▲4,226	▲12,404	▲11,198	▲10,369	
基準年からの 削減率(%)		9.6%	13.9%	40.8%	36.8%	34.1%	40.0%

※2021（令和3）年度以降の目標値は、2030年度の目標値から年数で案分して算出



(2) 2025（令和7）年度温室効果ガス排出量

国の地球温暖化対策計画が令和3年10月に改定されたことを踏まえ、高みを目指し2030（令和12）年度の中間目標値を上方修正する形で令和4年4月に武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021（事務事業編）の改定を行った。同計画内では積極的な温室効果ガス削減目標を掲げていることから、より戦略的な取組を進めていく。

温室効果ガス排出量については、基準年度（平成25年度）との比較では約34.1%減となったが、前年度と比較して約4.3%増加した。

東京電力エナジーパートナー（標準メニュー）の排出係数について、令和6年度は0.431kg-CO₂となっていたところ、令和7年度は0.452kg-CO₂に増加したことで、電気の消費に由来する二酸化炭素排出量が増加した他、武蔵野クリーンセンターの廃プラスチック類の焼却量が増加したことにより、廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素排出量も増加している。

参 考 資 料

武蔵野市環境基本条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 9 号

最終改正 令和 2 年 6 月 25 日条例第 35 号）

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。

しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源・エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域や国々に依存していることを忘れてはならない。

私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 環境の保全は、持続的な発展が可能な、環境と共生する都市を構築し、良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において推進されるとともに、市民、事業者及び市が協働することによって取り組まれなければならない。

（市、事業者及び市民の責務）

第 3 条 市は、環境の保全を図るため、市民及び事業者との連携に努めるとともに、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（基本的施策）

第 4 条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 公害を防止し、健康で安全な生活の確保を推進すること。

(2) 自然環境を保全し、人と自然との触れ合いの確保を推進すること。

(3) 資源の循環の利用及びエネルギーの効率的利用を推進すること。

(4) 廃棄物の減量及び再利用を推進すること。

(5) 環境に関する情報を提供するとともに、環境の保全に関する学習を推進すること。

(6) 環境への負荷の低減に資するまちづくりを推進すること。

(7) 環境への負荷の低減に資する人と物の移手段の整備及び利用を推進すること。

(8) 日常生活及び事業活動における環境への配慮に関する取組を推進すること。

(9) 良好な景観の確保及び歴史的文化的遺産の保全を推進すること。

(10) 環境の保全に関する広域的な協力を推進すること。

(11) 地球環境の保全を推進すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

（環境基本計画）

第 5 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、武蔵野市自治基本条例（令和 2 年 3 月武蔵野市条例第 2 号）第 23 条第 1 項の規定により策定する武蔵野市長期計画を踏まえ、武蔵野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全について、目標及び施策の方向を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第 16 条の武蔵野市環境市民会議の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公

表しなければならない。

(施策の実施にあたっての義務)

第6条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(緑豊かな環境の確保の推進)

第8条 市は、緑（樹林、樹木、農地、草花等をいう。）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の保護育成及び緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の消費抑制等の推進)

第9条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の消費抑制及び循環的利用、エネルギーの消費抑制及び効率的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、これらの者による自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、家庭、学校、地域及び職場における環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切な方法により提供するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第14条 市は、事業者が行う事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する取組が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(広域協力等の推進)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国内及び国際交流において、環境の保全に関する協力の推進に努めるものとする。

(環境市民会議)

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

2 市民会議は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 年次報告書に関すること。

(3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

令和7年度版 武蔵野市の環境保全
—環境施策に関する年次報告書—

令和8年9月 発行
武蔵野市 環境部 環境政策課
〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28
TEL0422-60-1841 Fax0422-51-9197
E-mail sec-kankyou@city.musashino.lg.jp